

○総務省訓令第17号

総務省行政文書取扱規則を次のように定める。

平成23年4月1日

総務大臣 片山 善博

総務省行政文書取扱規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 文書の起案、決裁及び施行（第3条～第23条）

　第1節 起案（第3条）

　第2節 決裁の手順（第4条～第13条の2）

　第3節 文書の施行（第14条～第21条）

第3章 文書の取得（第22条～第27条）

第4章 文書の貸出及び閲覧（第28条）

第5章 閲覧者の申出による文書の閲覧（第29条～第32条）

第6章 補則（第33条～第35条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、総務省行政文書管理規則（平成23年総務省訓令第16号。以下「管理規則」という。）に定めるもののほか、文書の起案、決裁、施行、取得等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 部局 内部部局にあっては官房、局及び政策統括官、サイバーセキュリティ統括官、審議会等にあっては庶務を行う官房、局及び政策統括官並びに事務局、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局にあっては当該施設等機関、特別の機関及び地方支分部局をいう。

（2） 地方支分部局 管区行政評価局、総合通信局、沖縄行政評価事務所、沖縄総合通信事務所、行政評価支局及び行政評価事務所をいう。

（3） 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

　ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

　イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することがで

きるものであること。

- (4) 総合無線局監理システム 無線局監理事務及び電波監視事務に係る文書（文書管理システムを用いる文書を除く。）の管理を総合的に行うための情報システムをいう。
- (5) 電気通信行政情報システム 電気通信行政（総合無線局監理システムに係るものと除く。）に関する申請・届出等の審査支援及び処分書の発給等を行うシステムをいう。
- (6) 総務省共通基盤支援システム 文書管理システムと省内職員認証機能との連携、閲覧目録への登録支援等を行うためのシステムをいう。

第2章 文書の起案、決裁及び施行

第1節 起案

（起案の原則）

第3条 決裁を受けようとするときは、原則として文書管理システム又は総合無線局監理システム（以下「文書管理システム等」という。）の起案様式を用いて、次に定めるところにより起案するものとする。ただし、決裁者に直接説明が必要な場合などには、別記様式第1号に定める起案用紙を用いて起案することができる。また、日時の都合その他やむを得ない理由により、起案様式又は起案用紙（以下「起案用紙」という。）を用いて起案することが困難であると認められる場合は、この限りでない。この場合においては、事後において決裁手続を経なければならないものとする。

- (1) 起案用紙の該当欄に必要事項をそれぞれ記載又は記録すること。
 - (2) 他の部局等の所掌事務に關係する起案文書については、当該他の部局等の名称を起案用紙の該当欄に明記すること。
 - (3) 必要に応じて参考書類（電子文書を含む。）を添付すること。
 - (4) 緊急を要する等特別の取扱いをする必要がある場合は、起案用紙の該当欄にその旨を記載又は記録すること。
- 2 前項の場合において、決裁が定例的である等の理由により、起案用紙を用いないことが事務処理上効率的であると認められるときは、起案用紙を用いないことができる。この場合において、決裁者の署名又は押印を受ける用紙は、起案用紙であるものとみなす。

第2節 決裁の手順

（決裁の方法）

第4条 起案文書により決裁を受けるときは、起案用紙の該当欄に、内部組織に従い、順次決裁者の承認（別記様式第1号に定める起案用紙により決裁を受ける場合にあっては、署名又は押印）を求めるものとする。

- 2 他の部局等の所掌事務に關係する起案文書については、主管部局等の長の

決裁を受けた後で、当該他の部局等に合議をしなければならない。

- 3 前項の規定により合議を受けた部局等においては、速やかに当該起案に係る判断をするものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、関係部局等に事前に協議をし、合議を省略する場合は、起案文書に協議調整済先を明記する。
- 5 決裁者から決裁を受けようとするときは、決裁者が事案の内容について十分検討した上で決裁することができるよう、時間を考慮して決裁の手続をしなければならない。
- 6 特に至急に処理する必要があるときその他の特別の理由があるときは、当該起案について十分説明することができる職員が起案文書を持ち回って決裁を求めることができる。

(進達)

第5条 大臣を決裁権者とする起案文書は、大臣官房長、事務次官、副大臣、大臣の順に進達するものとする。

- 2 副大臣を決裁権者とする起案文書は、大臣官房長、事務次官、副大臣の順に進達するものとする。
- 3 大臣政務官を決裁権者とする起案文書は、大臣官房長、事務次官、大臣政務官の順に進達するものとする。
- 4 事務次官を決裁権者とする起案文書は、大臣官房長、事務次官の順に進達するものとする。
- 5 第1項及び第2項に規定する起案文書であって、各大臣政務官の職務に関するものであるときは、事務次官に進達後、当該大臣政務官に進達しなければならない。
- 6 第1項から第4項までに規定する起案文書であって、各総務審議官の職務に関するものであるときは、大臣官房長に進達後、当該総務審議官に進達しなければならない。

(大臣官房総務課長等への合議)

第6条 大臣、副大臣、大臣政務官又は事務次官の決裁を要する起案文書（次項に規定する決裁文書を除く。）は、大臣官房総務課長に合議をしなければならない。

- 2 大臣、副大臣、大臣政務官又は事務次官の決裁を要する人事に関する起案文書は、大臣官房秘書課長に合議をしなければならない。

(例文登録)

第7条 一定の書式若しくは文案により施行する文書又は一定の書式若しくは文案に統一可能な文書で、単に施行年月日、文書番号、受信者名、名称及び金額等を記入して施行するにすぎない文書（人事に関する文書を除く。）については、当該部局等の長はあらかじめ起案文書の書式又は文案について大臣官

房総務課長に協議し、例文としての登録を受けることができる。

- 2 前項の規定により登録を受けた例文に係る起案文書のうち、前条第1項の規定に該当するものは、同項の規定にかかわらず大臣官房総務課長への合議は要しないものとする。
- 3 第1項の規定は、例文として登録されている文書の文案について改正する必要が生じた場合について準用する。

(文書の決裁及び名義)

第8条 文書の決裁に当たっては、別表第1の決裁を要する文書の件名の欄の区分に応じて、同表の合議先欄に掲げる部局等に合議をし、同表の決裁者欄に掲げる者の決裁を受けた後、同表の文書施行名義人欄に掲げる者の名義により施行するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 同表の決裁者欄に掲げる者について、当該決裁者の上位者とすることが必要である場合
 - (2) 同表の文書施行名義人欄に掲げる者の名義について、相手方との関係において文書施行名義人を変更の上施行することが必要である場合
- 2 前項の規定にかかわらず、法令又は告示の規定により部局長等において処理することとされた事項に係る文書の決裁及び名義の取扱いについては、当該部局長等が別に定めることができる。

(代決等)

第9条 決裁者が出張又は休暇その他のやむを得ない理由により不在であり、かつ、特に至急に処理をしなければならない事案については、当該決裁者の直近の下位者が代理して決裁をすることができる。ただし、決裁者が大臣、副大臣、大臣政務官又は事務次官であるときの代決者は、別表第2の決裁者欄に掲げる区分に応じ、同表の第1次代決者欄に掲げる者とし、同欄に掲げる者が不在であるときは、同表の第2次代決者欄に掲げる者とする。

- 2 前項の規定により決裁をした者は、事後において当該決裁者に報告をしなければならない。ただし、決裁者に事前に了解を受けた場合においては、この限りでない。

(特別の機関等の文書の決裁)

第10条 特別の機関、地方支分部局及び施設等機関並びに公害等調整委員会及び消防庁（以下「特別の機関等」という。）における文書の決裁については、この訓令に定めるものを除くほか、特別の機関等の長がこの訓令に準じて定めるものとする。

- 2 特別の機関等（公害等調整委員会及び消防庁を除く。）の長は、文書の決裁に関する規定を定め、又は改廃したときは、副総括文書管理者を経て総括文書管理者に報告しなければならない。

(起案文書の修正及び廃案)

第11条 起案文書について決裁者が内容の修正を求めた場合は、起案者が当該内容を修正の上、当該決裁者に改めて決裁を求めるものとする。ただし、決裁者が起案者に連絡の上、起案文書の内容を修正することを妨げない。

2 起案文書について、決裁者が反対の決定をした場合は、起案者は起案用紙に「廃案」の表示を行い、廃案となった理由を付して整理及び保存する。

(文書供覧)

第12条 総務省に送達された文書で、上司の閲覧が必要と認められるものは、原則として文書管理システム等の起案様式を用いて、速やかに供覧するものとする。ただし、閲覧者に直接説明が必要な場合などには、別記様式第1号に定める起案用紙を用いて供覧することができる。

2 図書・刊行物の供覧等簡易なものについては、起案用紙を用いることを要しない。

(決裁・供覧処理)

第13条 各部局の文書取扱主任は、原則、決裁又は供覧を終えたときに、起案用紙に決裁権者が決裁を終了した日又は供覧を終了した日、決裁記号及び文書番号を記載又は記録するとともに、文書管理システム等にその他の必要事項を登録する。

2 第1項の決裁記号は、部局長が定める。この場合において、決裁記号の冒頭の2文字又は3文字は、別表第3に定めるところによらなければならない。

3 外国にあてて発送又は送信する文書を内容とする起案文書の決裁記号は、前項に規定する決裁記号と別に部局長が定めることができる。この場合において、決裁記号の冒頭の文字は「MIC/」としなければならない。

4 各部局長は、決裁記号を定めたときは、これを総括文書管理者に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 第1項の文書番号は、原則、決裁記号ごと及び暦年ごとに一連番号を付するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、文書管理上効率的と認められる場合は、部局長の定めるところにより、決裁記号又は文書番号を設けないことができる。

(再度の決裁を受けない決裁終了後の決裁文書の修正の禁止)

第13条の2 決裁文書の内容を決裁終了後に修正することは、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて順次決裁を受けること（以下この条において「修正のための決裁」という。）をしなければ、これを行ってはならない。

2 修正のための決裁には、当初の決裁文書からの修正の箇所及び内容並びに修正の理由を記した資料を添付しなければならない。

3 行政機関の意思決定の内容そのものが記載されている、直接的な決裁対象となる行政文書（以下この条において「決裁対象文書」という。）について修

正を行った場合、その原本は、修正のための決裁により修正が行われた後の決裁対象文書とする。

- 4 修正のための決裁を行った場合、決裁対象文書のうち施行が必要な文書については、次の各号に掲げる修正のための決裁が終了した時期の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる文書番号及び施行日により施行することとする。
 - (1) 当初の決裁対象文書の施行前 当初の決裁における文書番号及び施行日
 - (2) 当初の決裁対象文書の施行後 修正のための決裁における文書番号及び施行日
- 5 前項の規定にかかわらず、当初の決裁文書の本体ではなく、当該決裁の説明を行うために添付した資料のみを修正した場合、施行が必要な文書については、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。
- 6 修正の内容が、客観的に明白な計算違い、誤記、誤植、脱字など軽微かつ明白な誤りに係るものである場合には、第1項の規定にかかわらず、修正のための決裁に係る手続を、別に定めるところにより、簡素化することができる。

第3節 文書の施行

(文書の施行)

第14条 起案者は、決裁の終わった文書で発送又は送信をするものについて、発送又は送信する文書を作成し、当該決裁に係る起案文書を添えて文書取扱主任に回付する。

- 2 前項の発送又は送信する文書の名義については、別表第1の定めるところによる。
- 3 第1項の場合において、使送により文書を発送するときは、起案者は、使送票に使送年月日、あて名その他必要な事項を記入した上、発送する文書に添付する。
- 4 文書取扱主任は、第19条第2項の規定により送信する文書以外の文書である場合は、発送する文書（使送票を含む。）を大臣官房総務課文書取扱主任に回付するとともに、第1項の決裁に係る起案文書を起案者に返付する。

(公印及び契印)

第15条 公印の使用については、総務省公印規程（平成13年総務省訓令第32号。以下「公印規程」という。）に定めるところによるほか、この訓令に定めるところによる。

- 2 決裁の終わった文書（電子文書で施行するものを除く。）で公印又は契印の押印を要するものについては、起案者が当該決裁に係る起案文書を公印規程第4条第3項の規定により公印を保管する者に提示した上で、当該起案文書

に係る別表第1に規定する文書施行名義人（以下単に「文書施行名義人」という。）の公印又は契印の押印を受けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、公印又は契印の押印を省略することができる。

（1）省内に発送する文書

（2）別表第1の決裁者欄に掲げる者が公印又は契印の押印を要しないと認めた文書

（外国あて文書の公印及び契印）

第16条 外国あてに発送する文書については、文書施行名義人が署名することにより公印又は契印の押印に代えることができる。

（電子署名）

第17条 電子署名の使用については、総務省電子署名規程（平成14年総務省訓令第12号）に定めるところによるほか、この訓令に定めるところによる。

2 決裁の終わった文書（電子文書で施行するものに限る。）で電子署名をするものについては、各部局の文書取扱主任（管理規則第10条の規定により電子文書取扱主任が指定されている場合にあっては、電子文書取扱主任。）が電子署名を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる電子文書については、電子署名を省略することができる。

（1）省内に送信する電子文書

（2）別表第1の決裁者欄に掲げる者が電子署名を要しないと認めた電子文書

（電子署名の特例）

第18条 前条第2項の規定にかかわらず、情報システムを用いて電子署名を自動的に行う必要がある場合は、各部局長は大臣官房長に申請し、その承認を受けなければならない。

（文書の発送又は送信）

第19条 文書の発送は、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便又は使送その他効率的な方法により、大臣官房総務課文書取扱主任が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子メール又はファクシミリによる文書の送信は、原則として起案者が行うものとする。

（官報掲載の文書）

第20条 官報に掲載することを要する起案文書の決裁が終わったときは、起案者は、官報掲載原稿を3部作成の上、大臣官房総務課官報報告主任に回付する。この場合において、必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものと併せて回付する。

- 2 大臣官房総務課官報報告主任は、前項の規定により回付された官報掲載原稿（必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものと併せて回付する。）を、官報掲載日を勘案の上、独立行政法人国立印刷局あて送付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、内閣官房において官報掲載を行う場合の官報掲載の手続については、内閣官房の指示によるものとする。
- 4 法律、政令、省令又は告示が官報に掲載されたときは、大臣官房総務課長の指名する者は、法令・告示原簿に必要事項を登録する。
- 5 前項の法令・告示原簿に登録する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 法令番号又は告示番号
 - (2) 件名
 - (3) 公布年月日又は告示年月日
 - (4) 施行年月日又は実施年月日
 - (5) 主管部局等の名称
 - (6) 正誤公示年月日
 - (7) その他必要な事項
- 6 起案者は、官報掲載後、直ちに掲載文と決裁文書とを照合し、誤りがあった場合には、速やかに正誤の手続をとる。

（訓令）

第21条 訓令が制定されたときは、前条第4項の大臣官房総務課長の指名する者は、訓令原簿に必要事項を登録する。

- 2 前項の訓令原簿に登録する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 訓令番号
 - (2) 件名
 - (3) 実施年月日
 - (4) 主管部局等の名称
 - (5) 正誤公示年月日
 - (6) その他必要な事項

第3章 文書の取得

（文書の受領及び配付）

第22条 総務省に送達された文書は、大臣官房総務課文書取扱主任が受領し、各部局の文書取扱主任（各部局において総括文書取扱主任が指名されている場合にあっては、総括文書取扱主任を経由して文書取扱主任）に配付する。た

だし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 使送、会議等により受領するとき。
 - (2) 請願、陳情、建議等で直接受領するとき。
 - (3) ファクシミリにより受領するとき。
 - (4) 電子文書を受領するとき（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって受領するときを除く。）。
- 2 文書取扱主任は、受領した文書を担当者に配付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、中央合同庁舎第2号館外に置かれる部局等にあっては、当該部局等の文書取扱主任（当該部局等において文書取扱主任が指名されない場合にあっては、当該部局長等の指名する者）が受領することができる。

（文書の開封及び受付）

第23条 総務省に送達された文書は、親展又は秘密の表示のあるものを除き、各部局の文書取扱主任が開封する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号及び第2号の場合にあっては、文書を受領した担当者が開封し、当該文書を文書取扱主任に回付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第3号の場合にあっては、文書を受領した担当者が、当該文書を文書取扱主任に回付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の場合（電子メールにより受領するときに限る。）にあっては、文書を受領した担当者が、当該文書を開封して、文書取扱主任に回付する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の場合（電子メールにより受領するときを除く。）にあっては、各部局の文書取扱主任（管理規則第10条の規定により電子文書取扱主任が別に指名されている場合にあっては、電子文書取扱主任。第10項において同じ。）が開封する。
- 6 文書取扱主任は第1項から第3項までの規定により文書の開封を行い、又は回付を受けたときは、当該文書の第1面余白に別記様式第2号に定める様式に準じて各部局長が定める文書受付日付印を押印するとともに、受付番号を記載した上で、文書管理システム等に必要事項を登録し、担当者に配付する。ただし、軽易な文書については、この限りでない。
- 7 前項の受付番号は、原則、暦年ごとに一連番号を付するものとする。
- 8 文書取扱主任は、第4項の規定により文書の回付を受けたときは、文書管理システム等に必要事項を登録する。
- 9 文書取扱主任は、第5項の規定により文書を開封したときは、文書管理システム等に必要事項を登録し、担当者に回付する。
- 10 文書取扱主任は、第6項の規定により受け付けた文書に現金、有価証券、郵便切手、収入印紙等が添付又は貼付されているときは、文書管理システム等に添付物又は貼付物の種別、金額、種類等をそれぞれ登録する。ただし、電気

通信行政情報システムに前記事項を登録したときは、省略することができる。

(親展文書及び秘密文書の配付等)

第24条 大臣官房総務課文書取扱主任（第22条第1項各号の場合にあっては、当該文書を受領した者）は、親展文書及び秘密文書を受領したときは、これを開封しないで（第22条第1項第3号の場合を除く。）名あて人に配付又は回付する。

2 前項の規定により文書を配付又は回付された者は、当該文書を開封し（第22条第1項第3号の場合を除く。）、当該文書が前条に規定する手続を行うべきものと認められるときは、これを文書取扱主任（第22条第1項第4号の場合において、管理規則第10条の規定により電子文書取扱主任が別に指名されている場合にあっては、電子文書取扱主任。この条において同じ。）に回付する。この場合において、文書取扱主任は、前条に規定する手続を行った上、担当者に配付又は回付する。

(図書その他の印刷物の受付及び配付)

第25条 図書その他の印刷物については、第22条及び第23条に規定する手続を省略することができる。

(部局間文書の例外)

第26条 部局間において送達される簡易な文書の受付及び配付については、第22条及び第23条に規定する手続を省略することができる。

(誤送文書の処理)

第27条 各部局の文書取扱主任は、当該部局の所掌に属しない文書を受領したときは、当該文書を大臣官房総務課文書取扱主任（各部局において総括文書取扱主任が指名されている場合にあっては、総括文書取扱主任を経由して大臣官房総務課文書取扱主任）に回付する。

第4章 文書の貸出及び閲覧

(文書の貸出及び閲覧)

第28条 文書管理者は、職務の遂行上必要があると認める場合は、文書を関係職員以外の者に閲覧させ、又は貸し出すことができる。

2 前項の規定により閲覧し、又は貸出を受けた文書は、これを転貸、取換又は改ざんしてはならない。

第5章 閲覧者の申出による文書の閲覧

(閲覧目録)

第29条 文書管理者は、国民生活に役立ち一般の公開に適すると認められる主要な刊行物、統計、資料、通達等の文書及びその他一般に公開することについて差し支えないことがあらかじめ判断可能な文書を、総務省共通基盤支援システムの閲覧目録（以下単に「閲覧目録」という。）にできる限り登録するものとする。この場合において、当該文書について関係する文書管理者の了解を得るものとする。

2 閲覧目録に登録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 文書名
- (2) 作成又は取得された日の年月日
- (3) 作成者
- (4) 文書の要旨、概要等
- (5) 管理担当部局等・係等の名称
- (6) 識別ID
- (7) 備考

3 閲覧目録に登録された文書が行政文書である場合にあっては、当該行政文書が管理規則第24条の規定により国立公文書館等に移管され、又は同条の規定により廃棄されたとき、行政文書以外の文書である場合にあっては、当該文書が廃棄されたときは、文書管理者は、当該文書に係る閲覧目録への登録を取り消すものとする。

4 総括文書管理者は、閲覧目録をインターネットにより公表するものとする。

(閲覧目録及び登録文書の閲覧)

第30条 大臣官房総務課文書管理担当者は、閲覧者（総務省職員以外の者をいう。以下同じ。）から閲覧目録の閲覧の申出があったときは、これを閲覧に供するものとする。

2 大臣官房総務課文書管理担当者は、閲覧者から閲覧目録に登録された文書（以下「登録文書」という。）の閲覧の申出があったときは、別記様式第3号に定める文書閲覧申出書に必要事項を記載させた上で、当該登録文書に係る文書管理担当者に通知し、当該通知を受けた文書管理担当者が当該登録文書を閲覧に供するものとする。

3 各部局の文書管理担当者は、登録文書のうち閲覧者からの閲覧の申出が頻繁である又は頻繁であることが予想されるものについて、大臣官房総務課文書管理担当者の了解を得て、あらかじめ大臣官房総務課文書管理担当者に提出することができる。

4 前項の規定によりあらかじめ大臣官房総務課文書管理担当者に提出された登録文書について閲覧者から閲覧の申出があったときは、第2項の規定にかかわらず、大臣官房総務課文書管理担当者が当該登録文書を閲覧に供するものとする。

(内部部局及び審議会等における閲覧の特例)

第31条 第29条及び第30条の規定にかかわらず、内部部局（統計局、政策統括官（総務省組織令（平成12年政令第246号）第14条第2号に掲げる事務をつかさどるものに限る。以下「政策統括官（統計基準担当）」という。）及び政策統括官（総務省組織令第14条第3号及び第4号に掲げる事務をつかさどるものに限る。以下「政策統括官（恩給担当）」という。）を除く。）、サイバーセキュリティ統括官及び審議会等に係る各部局長は、各部局において保存されている文書について、別に定めを設けて、閲覧者に閲覧させることができる。

2 第29条及び第30条の規定にかかわらず、統計局、政策統括官（統計基準担当）、政策統括官（恩給担当）及びサイバーセキュリティ統括官における閲覧者の申出による文書の閲覧については、統計局長、政策統括官（統計基準担当）、政策統括官（恩給担当）及びサイバーセキュリティ統括官の定めるところによる。

（特別の機関等における閲覧の特例）

第32条 第29条及び第30条の規定にかかわらず、特別の機関、地方支分部局及び施設等機関（統計研究研修所を除く。以下この条において同じ。）における閲覧者の申出による文書の閲覧については、当該特別の機関、地方支分部局又は施設等機関に係る部局長が第29条及び第30条の規定に準じて定めるところによる。

2 前項の規定により閲覧者の申出による文書の閲覧について定めを設けたときは、特別の機関、地方支分部局又は施設等機関の長は、総括文書管理者にこれを報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

3 第29条及び第30条の規定にかかわらず、統計研究研修所における閲覧者の申出による文書の閲覧については、統計局長の定めるところによる。

第6章 補則

（統計局等に係る特例）

第33条 第4条、第14条及び第19条並びに第3章の規定の適用については、統計局、政策統括官（統計基準担当）、政策統括官（恩給担当）、審議会等、特別の機関、地方支分部局及び施設等機関の部局長は、総括文書管理者と協議の上、この訓令に準じて、別に定めを設けることができる。

2 総合無線局監理システムを用いた文書の管理を行う場合における第13条及び第23条の規定の適用については、情報流通行政局長及び総合通信基盤局長は、総括文書管理者と協議の上、この訓令に準じて、別に定めを設けることができる。

3 前2項に規定する別の定めを設けたときは、部局長は、総括文書管理者にこれを報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(疑義の決定)

第34条 この訓令の運用に関し疑義のあるときは、副総括文書管理者が決定する。

(補則)

第35条 この訓令に定めるもののほか、文書の取扱いに関し必要な事項は、総括文書管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
(総務省文書決裁規則の廃止)
- 2 この訓令の施行により、従前の総務省文書決裁規則(平成13年総務省訓令第2号)は廃止する。
(旧総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する事務処理要綱の一部改正)
- 3 総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する事務処理要綱(平成20年総務省訓令第97号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する事務処理要綱(平成13年総務省訓令第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務省文書管理規則(平成13年1月6日総務省訓令第1号)及び総務省文書決裁規則(平成13年総務省訓令第2号)」を「総務省行政文書管理規則(平成23年総務省訓令第16号)及び総務省行政文書取扱規則(平成23年総務省訓令第17号)」に改める。

(総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する事務処理要綱の一部改正)

- 4 総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する事務処理要綱(平成13年総務省訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務省文書管理規則(平成13年1月6日総務省訓令第1号)」を「総務省行政文書管理規則(平成23年総務省訓令第16号)」に改める。

(総務省組織規則第233条第2項第2号、第247条第1号、第261条第2項、第261条の2、第268条第15号及び第270条第5号に規定する総務大臣の定める事務を定める訓令の一部改正)

- 5 総務省組織規則第233条第2項第2号、第247条第1号、第261条第2項、第261条の2、第268条第15号及び第270条第5号に規定する総務大臣の定める事務を定める訓令(平成13年総務省訓令第66号)の一部を次のように改正する。

第1条第二号ア中「第23条第2項」を「第22条第2項」に改め、同号イ中「第24条第2項」を「第23条第2項」に改める。

第2条第一号中「第23条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条第二号中「第24条第2項」を「第23条第2項」に改める。

(電波法関係審査基準の一部改正)

6 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

第2条(16)中「総務省文書決裁規則(平成13年1月総務省訓令第2号)」を「総務省行政文書取扱規則(平成23年総務省訓令第17号)」に改める。

(総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する事務処理要綱の一部改正)

7 総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する事務処理要綱(平成20年総務省訓令第97号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務省文書管理規則(平成13年総務省訓令第1号)及び総務省文書決裁規則(平成13年総務省訓令第2号)」を「総務省行政文書管理規則

(平成23年総務省訓令第16号)及び総務省行政文書取扱規則(平成23年総務省訓令第17号)」に改める。

附 則(平成23年6月7日総務省訓令第25号)

この訓令は、平成23年6月7日から施行する。

附 則(平成23年6月29日総務省訓令第32号)

この訓令は、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)の施行の日(平成23年6月30日)から施行する。

附 則(平成23年10月31日総務省訓令第41号)

この訓令は、平成23年10月31日から施行する。

附 則(平成23年11月18日総務省訓令第45号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月10日総務省訓令第2号)

この訓令は、平成24年2月10日から施行する。

附 則(平成24年3月30日総務省訓令第9号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月12日総務省訓令第32号)

この訓令は、平成24年11月12日から施行する。

附 則(平成25年3月29日総務省訓令第16号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日総務省訓令第23号）
この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成25年10月1日総務省訓令第32号）
この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日総務省訓令第17号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月29日総務省訓令第23号）
この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

附 則（平成26年6月30日総務省訓令第27号）
この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年10月9日総務省訓令第43号）
この訓令は、平成26年10月10日から施行する。

- 附 則（平成26年12月10日総務省訓令第49号）
(施行期日)
- 1 この訓令は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日（平成26年12月10日）から施行する。
(経過措置)
 - 2 総務省におけるカウンターインテリジェンス機能の強化に関する訓令の一部を改正する訓令（平成26年総務省訓令第47号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる取扱いに係る文書の決裁については、この訓令による改正前の総務省行政文書取扱規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年3月27日総務省訓令第19号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3の表に国立研究開発法人審議会の項を加える改正規定は、平成27年度予算成立の翌日から施行する。

附 則（平成27年6月26日総務省訓令第29号）
この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日総務省訓令第36号）
この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日総務省訓令第16号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月19日総務省訓令第43号）
この訓令は、平成28年5月21日から施行する。

附 則（平成28年6月28日総務省訓令第48号）
この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日総務省訓令第53号）
この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日総務省訓令第7号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日総務省訓令第24号）
この訓令は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年7月6日総務省訓令第30号）
この訓令は、平成29年7月11日から施行する。

附 則（平成29年8月30日総務省訓令第39号）
この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日総務省訓令第48号）
この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日総務省訓令第12号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月5日総務省訓令第16号）
この訓令は、平成30年6月6日から施行する。

附 則（平成30年7月3日総務省訓令第22号）
この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

附 則（平成30年8月28日総務省訓令第28号）
この訓令は、平成30年9月3日から施行する。

附 則（平成30年9月27日総務省訓令第35号）
この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日総務省訓令第20号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月23日総務省訓令第26号）
この訓令は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年5月20日総務省訓令第1号）
この訓令は、令和元年5月22日から施行する。

附 則（令和元年7月19日総務省訓令第15号）
この訓令は、令和元年7月23日から施行する。

附 則（令和元年9月30日総務省訓令第18号）
この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日総務省訓令第10号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月26日総務省訓令第36号）
この訓令は、令和2年8月31日から施行する。

附 則（令和2年9月29日総務省訓令第37号）
この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日総務省訓令第56号）
この訓令は、令和3年1月4日から施行する。

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備考
共 通	共通	1 所掌事務についての政策又は方針の決定、変更に関する文書のうち特に重要なもの	大臣	関係局部課 官房企画課		
		2 所掌事務についての政策又は方針の決定、変更に関する文書のうち重要なもの	副大臣	関係局部課 官房企画課		
		3 所掌事務についての政策又は方針の決定、変更に関する文書(特に重要なもの、重要なもの、軽微なものを除く。)	局長	関係局部課		複数局にわたる場合は、官房企画課に合議すること。
		4 所掌事務についての政策又は方針の決定、変更に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係局部課		
		5 法律案、政令案その他閣議提出案件等(次号に掲げるものを除く。)	大臣	関係局部課 関係局部課	大臣	
		6 国会法(昭和22年法律第79号)第75条第2項の規定に基づく答弁の一部の作成に関する文書及び答弁の延期に関する文書	局長	官房総務課	大臣	
		7 省令の制定、改廃のうち重要なもの	大臣	関係局部課	大臣	
		8 省令の制定、改廃(軽微なものに限る。)	局長	関係局部課 官房総務課	大臣	
		9 告示の制定、改廃のうち重要なもの	大臣	関係局部課	大臣	
		10 告示の制定、改廃(重要なもの及び軽微なものを除く。)	局長	官房総務課	大臣	
		11 告示の制定、改廃(軽微なものに限る。)	課長	関係局部課 官房総務課	大臣	
		12 公示の制定、改廃	局長	関係局部課 官房総務課	大臣	
		13 則令の制定、改廃のうち特に重要なもの	大臣	関係局部課	大臣	
		14 則令の制定、改廃のうち重要なもの	副大臣	関係局部課	大臣	
		15 則令の制定、改廃のうち軽微なもの	局長	官房総務課	大臣	
		16 通達の制定、改廃のうち特に重要なもの	副大臣	関係局部課	副大臣	
		17 通達の制定、改廃のうち重要なもの	局長	関係局部課	局長	
		18 通達の制定、改廃のうち軽微なもの	課長	関係局部課	課長	
		19 総務省所管の法令の解釈及び運用に関する文書のうち特に重要なもの	大臣	関係局部課	大臣	
		20 総務省所管の法令の解釈及び運用に関する文書のうち重要なもの	事務次官	関係局部課	大臣	
		21 総務省所管の法令の解釈及び運用に関する文書のうち軽微なもの	局長	官房総務課	大臣	
		22 副大臣会議提出案件	副大臣	関係局部課	副大臣	
		23 大臣の命により、副大臣に委任された事項	副大臣	関係局部課	副大臣	
		24 官報の正誤原稿の作成に関する文書	官房総務課 長		官房総務課 長	主管課において起案すること。
		25 内閣総理大臣の祝辞等に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
		26 蕃議会等への諮問のうち特に重要なもの	大臣	関係局部課	大臣	
		27 蕃議会等への諮問のうち重要なもの	事務次官	関係局部課	大臣	
		28 蕃議会等への諮問のうち軽微なもの	局長	関係局部課 官房総務課	大臣	
		29 蕃議会の分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の指名に関する文書	局長等		大臣	
		30 特例民法法人の定款の変更認可に関する文書(目的又は事業に実質的な変更が生じるものに限る。)	副大臣	関係局部課	大臣	
		31 特例民法法人の定款の変更認可に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	局長	関係局部課	大臣	
		32 特例民法法人の事業計画書及び収支予算書の受理に関する文書	課長	関係局部課		供覧
		33 特例民法法人からの報告、届出等の受理に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	課長	関係局部課		供覧
		34 特例民法法人に対する立入検査の通知に関する文書	局長	関係部局課	局長	
		35 特例民法法人に対する立入検査の結果の報告に関する文書	局長	関係部局課 官房総務課		供覧
		36 特例財団法人の基本財産の処分の承認、吸収合併契約の承認に関する手続の承認又は最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可に関する文書	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		37 特例民法法人の残余財産の処分の許可に関する文書	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		38 特例民法法人の合併の認可に関する文書(目的又は事業に実質的な変更が生じるものに限る。)	副大臣	関係部局課	大臣	
		39 特例民法法人の合併の認可に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		40 前10号に掲げるもののほか、特例民法法人の定款において主務官庁の認可、承認等を要するとしているものに関する文書	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		41 特例民法法人の合併手続における、合併前旧主務官庁としての意見の添付及び合併後旧主務官庁への申請書の送付に関する文書	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		42 特例民法法人に対する監督上の命令の発出に関する文書	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		43 特例民法法人に対する措置命令の発出に関する文書	副大臣	関係部局課	大臣	
		44 特例民法法人に対する解散命令の発出に関する文書	大臣	関係部局課	大臣	
		45 特例民法法人に対する前3号に掲げる命令の手続に関する文書	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		46 行政庁からの意見聴取、協力依頼等に対する意見等の発出に関する文書	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		47 特例民法法人の解散の登記の嘱託に関する文書	課長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		48 特例民法法人に対する過料処分を求めるための手続に関する文書	課長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		49 公益信託に関する許可、選解任、命令又は報告等の求めに係る文書(次号に掲げるものを除く。)	局長	関係部局課 官房総務課	大臣	
		50 公益信託に関する許可に係る文書のうち軽微なもの	課長	関係部局課 官房総務課	大臣	

51	公益信託からの報告の受理に関する文書(次号に掲げるものを除く。)	課長	関係局課 官房総務課		供覧
52	公益信託からの事業計画書及び收支予算書の報告の受理に関する文書	課長	関係局課		供覧
53	特定公益増進法人の証明に関する文書	局長	関係局課 官房総務課	大臣	
54	特定保険業の認可に関する文書	事務次官	関係部局課	大臣	
55	認可特定保険業者による子会社の保有及び他業の実施の承認並びに認可特定保険業者の合併(目的又は事業に実質的な変更が生じるものに限る。)の認可に関する文書	事務次官	関係部局課	大臣	
56	認可特定保険業者の解散等及び合併(前号に掲げるものを除く。)の認可に関する文書	局長	関係局課 官房総務課	大臣	
57	前3号に掲げるもののほか、特定保険業に関する認可、承認及び許可に関する文書	局長	関係局課	大臣	
58	認可特定保険業者及び保険契約管理業者に対する立入検査に関する文書	局長	関係局課	大臣	
59	認可特定保険業者及び保険契約管理業者に対する命令に関する文書	副大臣	関係部局課	大臣	
60	保険業法及び保険業法改正法並びに関係政省令に基づく届出等	局長	関係局課 官房総務課		供覧
61	中小企業等協同組合の設立認可	局長		大臣	
62	中小企業等協同組合の定款の変更認可	局長		大臣	
63	中小企業等協同組合に関する報告及び検査	課長		大臣	
64	中小企業等協同組合に対する措置命令	局長		大臣	
65	調査研究会等の開催に関する文書のうち特に重要なもの	大臣	関係局課	大臣	
66	調査研究会等の開催に関する文書のうち重要なもの	局長	関係局課 官房総務課	局長	新規開催のみ官房総務課に合議
67	調査研究会等の開催に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係局課 官房総務課	課長	新規開催のみ官房総務課に合議
68	調査研究会等への出席に関する文書のうち特に重要なもの	大臣	関係局課	大臣	
69	調査研究会等への出席に関する文書のうち重要なもの	局長	関係局課	局長	
70	調査研究会等への出席に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係局課	課長	
71	外国の政府行政官等招へいに関する文書のうち特に重要なもの	大臣	官房会計課	大臣	
72	外国の政府行政官等招へいに関する文書のうち重要なもの	局長	官房会計課	局長	
73	外国の政府行政官等招へいに関する文書のうち軽微なもの	課長	官房会計課	課長	
74	総務省後援名義に関する文書(初回の承認のときに限る。)	局長	関係局課 官房総務課	大臣	
75	総務省後援名義に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	局長	関係局課	大臣	
76	部局等の後援名義等に関する文書	局長等・課長	関係局課	局長等・課長	
77	主管の事務に関し、重要なもの又は成例ないものについての処理に関する文書	局長	関係局課	局長	
78	主管の事務に関し、軽微なもの又は成例あるものについての処理に関する文書	課長	関係局課	課長	
79	行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく聴聞に関する文書	局長	関係局課	大臣	
80	行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく不服申立てに関する文書(第25条の執行停止並びに第45条第2項及び第3項、第46条並びに第47条の裁決に関する文書のうち重要なもの。)	副大臣	関係局課	大臣	
81	行政不服審査法に基づく不服申立てに関する文書(第43条第1項の諮詢に関する文書のうち重要なもの。)	事務次官	関係局課	大臣	
82	行政不服審査法に基づく不服申立てに関する文書(第25条の執行停止、第43条第1項の諮詢並びに第45条第2項及び第3項、第46条並びに第47条の裁決に関する文書のうち軽微なもの。)	局長	関係局課	大臣	
83	行政不服審査法に基づく不服申立てに関する文書(前3号に掲げるものを除く。)	局長	関係局課	大臣	
84	行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)又は民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴訟に関する文書	局長	関係局課	大臣	
85	民事訴訟法第186条に基づく裁判所の調査嘱託に関する文書	課長	関係局課	課長	
86	刑事訴訟法第197条第2項等に基づく検査機関からの照会に関する文書	課長	関係局課	課長	
87	弁護士法(昭和24年法律第204号)第23条の2第2項の規定による弁護士会の報告請求(照会)に関する文書	課長	関係局課	課長	
88	行政指導に関する文書のうち特に重要なもの	大臣	関係局課	大臣	
89	行政指導に関する文書のうち重要なもの	局長	関係局課 官房総務課	局長	
90	行政指導に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係局課 官房総務課	課長	
91	請願(国会に提出されたもの)に関する文書	大臣	関係局課	大臣	
92	国会関係に係る資料要求等に対する回答等のうち重要と認められるもの	局長		局長	
93	国会関係に係る資料要求等に対する回答等のうち軽微なもの	課長		課長	
94	非常参集職員の指定に関する文書	課長		課長	
95	地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第99条に基づく意見書の処理に関すること	課長		課長	
96	自治法第245条の5、第245条の7及び第245条の8の規定による是正の要求等並びに第251条の7の規定による訴えの提起	大臣	関係局課	大臣	
97	自治法第251条の2及び第251条の3の規定による自治紛争処理委員に対する調停の付議等	大臣	関係局課	大臣	
98	自治法第251条の3の2の規定による自治紛争処理委員に対する処理方策の提示の付議等	大臣	関係局課	大臣	
99	自治法第252条の21の3及び第252条の21の4の規定による指定都市と包括都道府県の間の協議に係る勧告等	大臣	関係局課	大臣	
100	法令案に係る覚書及び他省庁所管審議会等の審議に係る当省の意見のうち特に重要なもの	副大臣		大臣	
101	法令案に係る覚書及び他省庁所管審議会等の審議に係る当省の意見のうち重要なもの	局長		局長	
102	法令案に係る覚書及び他省庁所管審議会等の審議に係る当省の意見のうち軽微なもの	課長		課長	
103	法令の規定による証明	課長		大臣	
104	一般統計調査に係る統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項の規定に基づく実施の承認申請並びに同法第21条第1項の規定に基づく変更の承認申請及び同条第3項の規定に基づく中止の通知に関する文書	局長		大臣	
105	統計法第27条の規定に基づく事業所母集団データベースに記録されている情報の提供に係る申出に関する文書	局長		大臣	
106	統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用に係る申出に関する文書(次号に掲げるものを除く。)	局長		大臣	

107	統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用に係る申出に関する文書(調査票情報保管部局内で利用する場合に限る。)	課長		大臣	
108	統計法第33条の規定に基づく調査票情報の提供・報告に係る申出に関する文書	局長		大臣	
109	国際技術協力に関する文書のうち重要なもの	局長		局長	
110	国際技術協力に関する文書(軽微なものに限る。)	局総務課長		局総務課長	
111	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)及び個別法(通則法第1条第1項に規定する個別法をいう。以下同じ。)並びに関係政省令等に基づく認可、承認、任命、設定、指示、届出、指定等のうち特に重要なもの	大臣	関係局部課	大臣	
112	通則法及び個別法並びに関係政省令等に基づく認可、承認、任命、設定、指示、届出、指定等のうち重要なもの	事務次官	関係局部課	大臣	
113	通則法及び個別法並びに関係政省令等に基づく認可、承認、任命、設定、指示、届出、指定等(特に重要なもの、重要なもの及び軽微なものを除く。)	局長	関係局部課	大臣	
114	通則法及び個別法並びに関係政省令等に基づく認可、承認、任命、設定、指示、届出、指定等のうち軽微なもの	課長	関係局部課	大臣	
115	特定秘密の指定、指定の有効期間の決定、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定、指定の有効期間の延長及び指定の解除	大臣		大臣	
116	特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える場合及び超えた場合における、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第4条第4項による内閣の承認に対する申請	大臣		大臣	
117	総務省特定秘密保護規程(平成26年総務省訓令第48号)第39条第2項による廃棄	大臣		大臣	
118	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)V3(2)及びV4(2)(イ)(カ)による陳明	大臣		大臣	
118-2	特定秘密の保護に関する法律第5条第4項の適合事業者に特定秘密を保有させること並びに同法第4条第5項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条及び第18条第4項後段による特定秘密の提供(特定秘密を保有した適合事業者及び特定秘密の提供を受けた者が特定秘密をさらに第三者に提供する場合における、当該適合事業者及び当該特定秘密の提供を受けた者に対する同意を含む。)	局長		大臣	
118-3	適性評価の実施の承認	局長		大臣	
118-4	適性評価に対する苦情処理の調査結果及び処理方針の承認	局長		大臣	
118-5	特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準及び総務省特定秘密保護規程に基づく特定秘密の保護に関すること(前7号に掲げるものを除く。)	課長		大臣	
119	次に掲げる職員の任免(分限及び懲戒を含む。以下同じ。)及び俸給の決定に関する文書 ①行政職俸給表(一)の官職のうち、主任(係長相当の官職を除く。)以下の官職 ②行政職俸給表(二)の官職 ③医療職俸給表(一)の官職 ④医療職俸給表(二)の官職 ⑤医療職俸給表(三)の官職	局長等	官房秘書課	大臣	
120	大臣以外の者に任命権が委任されている非常勤職員の任免及び俸給の決定に関する文書	局長等、地方支分部局(四国行政評価支局を含む。)の長	官房秘書課 官房会計課	局長等、地方支分部局(四国行政評価支局を含む。)の長	
121	局等の職員(係長以上に限る。)の兼務等の発令依頼に関する文書	局長等		局長等	
122	国家公務員法(昭和22年法律120号)第79条の規定による局等の職員(係長以上に限る。)に対する休職発令依頼に関する文書	局総務課長		局長等	
123	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)第3条の規定等による局の職員の派遣に係る発令依頼に関する文書	局総務課長		局長等	
124	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律第3条の規定等による局の職員の派遣に関する文書(発令依頼を除く。)	局総務課長	官房秘書課	大臣又は局長等	
125	局等の職員の配置を変更せず臨時に他の事務を担当させることに関する文書	局長等			
126	公用旅券の発給・返納等に関する文書(公用旅券発給請求書のみを発出する場合を含む。)	課長		大臣	
127	海外調査又は職員の外国出張に関する外部への依頼に関する文書	課長	関係局部課	局長等	
128	局等の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定等並びに児童手当、子ども手当の認定に関する文書	官房秘書課 長、地方支分部局の長		官房長、地方支分部局の長	
128-1	局等の職員の児童手当、子ども手当の支給に関する文書	局総務課長		局長等	
129	局等の職員の超過勤務命令簿の作成等に関する文書	課長			
130	局等の職員の特殊勤務実績簿、特殊勤務手当整理簿、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿の作成等に関する文書	局総務課長			
131	給与事務担当者の指名に関する文書	局総務課長		局長等	
132	局等の職員の退職手当の支給に関する内申に関する文書	局総務課長		局長等	
133	指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当の額(成績率)に関する文書	事務次官	官房秘書課		
134	局等の職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の勤勉手当の額(成績率)に関する文書	局長等	関係局部課		
135	人事院規則9-8の規定に基づく人事院への協議に係る内申に関する文書	局総務課長		局長等	
136	局等の職員(局長等を除く。)に対する訓告、注意に関する文書	局長等	官房秘書課	局長等	
137	局等の職員(局長等を除く指定職及び政令職)の勤務時間、休日及び休暇等に関する文書	局長等		局長等	
138	局等の職員(指定職及び政令職を除く。)の勤務時間、休日及び休暇等に関する文書	課長	各局総務課(特に必要な場合に限る。)	局長等	
139	消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令(平成26年政令第206号)に基づく職務専念義務の免除の承認に関する文書	局長等		大臣	

140	局等の職員(係長以上及び人事院規則17-0による管理職員を除く。)に対する職員団体への享従許可等に関する文書	局長等		局長等	
141	局等の職員(人事院規則17-0による管理職員を除く。)の短期従事の許可に関する文書	局長等		局長等	
142	独立行政法人の役員(大臣任命の者に限る。)の兼業の承認に関する文書	副大臣	官房秘書課	大臣	
143	国家公務員法第103条及び第104条並びに消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条の規定による局等の職員(大臣以外の者に任命権が委任されている職員に限る。)の兼業の許可等に関する文書	局長等		大臣又は局長等	
144	国家公務員法第103条及び第104条並びに消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の規定による局等の職員(大臣以外の者に任命権が委任されている職員を除く。)の兼業の許可申請等及び通知に関する文書	局総務課長		局長等	
145	局等の職員(局長等を除く指定職及び政令職に限る。)の海外渡航の承認に関する文書	局総務課長		局長等	
146	局等の職員(省令職以下に限る。)の海外渡航の承認に関する文書	課長		局長等	
147	局等の職員に係る研修員の推薦、決定等の通知に関する文書	局総務課長		局総務課長	
148	部局研修に関する文書	局長等		局長等	
149	職員以外の者の大臣表彰に関する文書	官房長	官房秘書課	大臣	
150	職員以外の者の内閣総理大臣賞等に関する文書	官房長	官房秘書課	大臣	
151	栄典及び表彰に関する文書のうち重要なもの	局長等		局長等	
152	栄典及び表彰に関する文書のうち軽微なもの	局総務課長		局長等	
153	組合及び職員団体からの要求に対する回答に関する文書	局総務課長		局総務課長	
154	職員の外国出張に伴う資金前渡し官吏の任命について	課長	関係局部課		
155	前渡資金の精算及び返納について	課長	関係局部課		
156	契約に関する文書(物品購入、役務契約、業務等に委託等及びこれらの検査等を含む。)のうち重要なもの	局長	官房会計課	局長	
157	契約に関する文書(物品購入、役務契約、業務等に委託等及びこれらの検査等を含む。)のうち軽微なもの	課長	官房会計課	課長	
158	政府調達等のための仕様書案に対する意見招請等の実施依頼、仕様書の確定及び提案書の審査結果の通知等に関する文書	課長		課長	
159	補助金等の交付要綱に関する文書	局長	関係局部課 官房会計課	大臣	
160	補助金等の交付決定、その他補助金適正化法(昭和30年法律第179号)に基づく処分及び関連事務のうち重要なもの	局長	関係局部課	大臣	
161	補助金等の交付決定、その他補助金適正化法(昭和30年法律第179号)に基づく処分及び関連事務のうち軽微なもの	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係局部課	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
162	無利子貸付金の貸付要綱に関する文書	局長	関係局部課 官房会計課	大臣	
163	無利子貸付金の貸付決定、その他特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)及び社会資本整備特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項において準用する補助金適正化法に基づく処分並びにその関連事務	局長	関係局部課	大臣	
164	職員の衛生、医療その他福利厚生に関する文書(会計課の所掌に係るもの)を除く。)	局総務課長			
165	会計検査院の現地検査に対する意見の提出	事務次官		事務次官	
166	補助金適正化令(昭和30年9月26日政令第255号)第9条第3項(同令第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定による財務大臣に対する協議	課長	官房会計課	大臣	
167	他省庁からの関係法令等の規定による基本計画等の協議に対する同意のうち特に重要なもの	副大臣	関係局部課	大臣	
168	他省庁からの関係法令等の規定による基本計画等の協議に対する同意のうち重要なもの	局長	関係局部課	大臣	
169	他省庁からの関係法令等の規定による基本計画等の協議に対する同意のうち軽微と認められるもの	課長	関係局部課	大臣	
170	報道発表	局長	関係局部課 官房政策評価広報課		
171	意見公募(パブリックコメント)手続の実施に関する文書(行政手続法(平成5年法律第88号)に基づくものに限る。)(命令等を定めないとした場合の結果の公示を含む。)	局長	官房政策評価広報課	大臣等(行政手続法に規定する命令等制定機関)	
172	意見公募(パブリックコメント)手続等のうち結果の公示等に関する文書(行政手続法に基づくものに限る。)(前号に掲げるものを除き、意見公募手続及び結果の公示等の全部又は一部を実施せずに命令等を定めるものを含む。)	命令等の制定に關し、この規則により決裁者となつている者	官房政策評価広報課	大臣等(行政手続法に規定する命令等制定機関)	
173	請願(国会に提出されたものを除く。)及び陳情等の処理に関する文書	局長	関係局部課 官房政策評価広報課	局長	
174	陳情関係	課長		課長	
175	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第9条に基づく開示又は不開示の決定(次号に掲げるもの及び情報公開法以外の法令の規定により閲覧又は縦覧(以下「閲覧等」という。)することができるとしている行政文書を対象文書として行うものを除く。)	事務次官	関係局部課 官房総務課	大臣	
176	情報公開法第9条に基づく開示又は不開示の決定のうち、全部開示の決定をする場合その他に定める場合に該当するもの(情報公開法以外の法令の規定により閲覧等することができるとしている行政文書を対象文書として行うものに限る。)	局長	関係局部課 官房総務課	大臣	
177	情報公開法第9条第1項に基づく開示の決定(情報公開法以外の法令の規定により閲覧等することができるとしている行政文書を対象文書として行うものに限る。)	課長	関係局部課	大臣	
178	情報公開法第9条に基づく開示又は不開示の決定(情報公開法以外の法令の規定により閲覧等することができるとしている行政文書を対象文書として行うものであって、当該対象文書が不存在であるもの又は閲覧等の終了したものに限る。)	課長	関係局部課 官房総務課	大臣	
179	情報公開法第10条第2項に基づく開示決定等の期限の延長に関する文書	課長	関係局部課 官房総務課	大臣	
180	情報公開法第11条に基づく開示決定等の期限の特例に関する文書	課長	官房総務課	大臣	

181	情報公開法第12条第1項及び第12条の2第1項に基づく開示請求に係る事案の移送に関する文書	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
182	情報公開法第13条に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する文書	課長	官房総務課	大臣	
183	情報公開法第16条第3項に基づく開示実施手数料の減額(免除)の決定	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
184	情報公開法第19条第1項に基づく情報公開・個人情報保護審査会への諮問のうち重要なもの	事務次官	関係局局課 官房総務課	大臣	
185	情報公開法第19条第1項に基づく情報公開・個人情報保護審査会への諮問のうち軽微なもの	局長	関係局局課 官房総務課	大臣	
186	情報公開法第19条第2項に基づく諮問をした旨の通知	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
187	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第18条に基づく決定(次号に掲げるものを除く。)	事務次官	関係局局課 官房総務課	大臣	
188	行政機関個人情報保護法第18条に基づく決定のうち、全部開示の決定をする場合その他別に定める場合に該当するもの	局長	関係局局課 官房総務課	大臣	
189	行政機関個人情報保護法第30条及び第39条に基づく決定	局長	関係局局課 官房総務課	大臣	
190	行政機関個人情報保護法第19条第2項、第31条第2項及び第40条第2項に基づく期限の延長に関する文書	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
191	行政機関個人情報保護法第20条、第32条及び第41条に基づく期限の特例に関する文書	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
192	行政機関個人情報保護法第21条第1項、第22条第1項、第33条第1項及び第34条第1項に基づく事案の移送に関する文書	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
193	行政機関個人情報保護法第23条に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する文書	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
194	行政機関個人情報保護法第35条に基づく保有個人情報の提供先への通知	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
195	行政機関個人情報保護法第43条第1項に基づく情報公開・個人情報保護審査会への諮問のうち重要なもの	事務次官	関係局局課 官房総務課	大臣	
196	行政機関個人情報保護法第43条第1項に基づく情報公開・個人情報保護審査会への諮問のうち軽微なもの	局長	関係局局課 官房総務課	大臣	
197	行政機関個人情報保護法第43条第2項に基づく諮問をした旨の通知	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
198	行政機関個人情報保護法第44条の4に基づく提案募集の公示に関する文書	局長	関係局局課 官房総務課	大臣	
199	行政機関個人情報保護法第44条の7第2項又は第3項に基づく審査結果の通知並びに行政機関非識別加工情報の利用に関する契約に関する文書(第44条の12第2項において準用する場合を含む。)	局長	関係局局課 官房総務課	大臣	
200	行政機関個人情報保護法第44条の8第1項において準用する情報公開法第13条に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する文書	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
201	情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第3章に基づく情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の手続に関すること	局長	関係局局課 官房総務課	大臣	
202	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第40条第1項の規定による報告及び立入検査に関する文書のうち重要なもの	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
203	個人情報の保護に関する法律第40条第1項の規定による報告及び立入検査に関する文書のうち軽微なもの	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		局長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
204	個人情報の保護に関する法律第44条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第13条第2項及び第14条第2項の規定に基づく協議に関する文書	局長		大臣	
205	個人情報の保護に関する法律第44条第2項及び個人情報の保護に関する法律施行令第14条第1項の規定に基づく権限行使の結果の報告に関する文書	局長		大臣	
206	個人情報の保護に関する法律第44条第3項及び個人情報の保護に関する法律施行令第15条第2項の規定による権限委任に関する文書	局長		大臣	
207	個人情報の保護に関する法律第45条の規定に基づき、個人情報保護委員会に対し、適当な措置をとるべきことを求めること	局長		大臣	
208	特定個人情報保護評価の実施に関する文書のうち重要なもの	局長	関係局局課 官房総務課	大臣	
209	特定個人情報保護評価の実施に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係局局課 官房総務課	大臣	
210	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)第8条第5項の規定に基づく国家公安委員会への通知に関する文書	課長		大臣	
211	犯罪収益移転防止法第15条の規定による報告等に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係課	大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
212	犯罪収益移転防止法第16条の規定による検査に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
213	犯罪収益移転防止法第17条の規定による指導等に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
214	犯罪収益移転防止法第18条の規定による是正命令に関する文書	大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	

215	犯罪収益移転防止法第19条第5項の規定による国家公安委員会に対する協議の求め	局長		大臣	
216	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特措法」という。)第5条の規定に基づき、公正取引委員会(同法第9条の規定により読み替えて準用する場合には、消費者庁長官)に対し、適当な措置をとるべきことを求めること	局長		大臣	
217	消費税転嫁対策特措法第15条第1項又は第2項の規定に基づき、特定事業者若しくは特定供給事業者又は事業者に対し、報告をさせ、又は立入検査を行うこと	局長		大臣	
218	消費税転嫁対策特措法第17条の規定に基づく消費者庁長官、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対する通知に関すること	課長		大臣	
219	産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第8条の規定に基づく通知、公表及び要請に関する文書のうち重要なもの	副大臣	関係部局課	大臣	
220	産業競争力強化法第8条の規定に基づく通知、公表及び要請に関する文書(重要なもの及び同条第7項の規定に基づく通知に関する文書のうち軽微なものを探く。)	局長	関係部局課	大臣	
221	産業競争力強化法第8条第7項の規定に基づく通知に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係部局課	大臣	
222	産業競争力強化法第9条第3項の規定に基づく他の関係行政機関の長に対する確認の求め及び第4項の規定に基づく通知に関する文書(第4項の規定に基づく通知に関する文書のうち軽微のものを除く。)	局長		大臣	
223	産業競争力強化法第9条第4項の規定に基づく通知に関する文書のうち軽微のもの	課長		大臣	
224	産業競争力強化法第10条(第11条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく認定、同意及び公表並びに第11条の規定に基づく認定の取消し及び変更の指示に関する文書(重要なものを除く。)	副大臣	関係部局課	大臣	
225	産業競争力強化法第10条(第11条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく認定、同意及び公表並びに第11条の規定に基づく認定の取消し及び変更の指示に関する文書(重要なものを除く。)	局長	関係部局課	大臣	
226	産業競争力強化法第15条第2項の規定に基づく他の関係行政機関の長に対する意見に関する文書	局長		大臣	
227	産業競争力強化法第137条第1項又は第2項の規定に基づく認定新事業活動実施者に対する報告の徴収に関する文書	局長	関係部局課	大臣	
228	下請代金支払遅延等防止法第9条第3項に基づく総務大臣の所管する事業を営む事業者に対する報告の命令及び検査等に関する文書のうち重要なもの	局長	関係部局課	大臣	
229	下請代金支払遅延等防止法第9条第3項に基づく総務大臣の所管する事業を営む事業者に対する報告の命令及び検査等に関する文書のうち軽微のもの	課長	関係部局課	大臣	
230	下請中小企業振興法第4条に基づく振興基準に関する指導及び助言に関する文書のうち重要なもの	局長	関係部局課	大臣	
231	下請中小企業振興法第4条に基づく振興基準に関する指導及び助言に関する文書のうち軽微のもの	課長	関係部局課	大臣	
232	下請中小企業振興法第5条第1項、第6条若しくは第7条第1項の規定による承認、同条第2項の規定による承認の取り消し又は第10条の規定による報告の徴収に関する文書のうち重要なもの	局長	関係部局課	大臣	
233	下請中小企業振興法第5条第1項、第6条若しくは第7条第1項の規定による承認、同条第2項の規定による承認の取り消し又は第10条の規定による報告の徴収に関する文書のうち軽微のもの	課長	関係部局課	大臣	
234	生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第22条の規定に基づく革新的データ産業活用計画の認定に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
235	生産性向上特別措置法第23条の規定に基づく革新的データ産業活用計画の認定の変更等に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
236	生産性向上特別措置法第26条第1項の規定に基づく安全管理に係る基準への適合の確認に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
237	生産性向上特別措置法第26条の規定に基づくデータの提供に係る文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
238	生産性向上特別措置法第30条第1項の規定に基づく報告及び検査に係る文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
239	生産性向上特別措置法第50条第1項の規定に基づく報告の求めに係る文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
240	生産性向上特別措置法の規定により処理することとされた事項(前6号に掲げるものを除く。)	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
241	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第7条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定に関する文書	局長		大臣	
242	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の変更等に関する文書	局長		大臣	

243	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
244	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定の変更等に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
245	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第26条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準への適合の確認に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
246	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第29条の規定に基づく報告の求めに係る文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
247	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定により処理することとされた事項(前6号に掲げるものを除く。)	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
248	課内の庶務に関する文書	課長		課長	
249	第1号から第243号までに掲げるほか所掌事務に係る各種の照会、調査若しくは回答又は資料等の作成等のうち特に重要な事項	大臣		大臣	
250	第1号から第243号までに掲げるほか所掌事務に係る各種の照会、調査若しくは回答又は資料等の作成等のうち重要な事項	副大臣		大臣	
251	第1号から第243号までに掲げるほか所掌事務に係る各種の照会、調査若しくは回答又は資料等の作成等(特に重要な事項、重要な事項、軽微な事項を除く。)	局長		局長	
252	第1号から第243号までに掲げるほか所掌事務に係る各種の照会、調査若しくは回答又は資料等の作成等のうち軽微な事項	課長		課長	
253	標準文書保存期間基準(保存期間表)の作成、改廃	課長		課長	
254	e-LAWSにおける法令情報の認証	課長		課長	
255	外国の主管庁及び国際機関等と交わす覚書のうち重要なもの	局長	関係局部課	大臣、副大臣、政務官、事務次官、総務審議官	
256	外国の主管庁及び国際機関等と交わす覚書(重要なものを除く。)	課長	関係局部課	局長等	
257	その他法令等の規定により処理することとされた事項	当該法令等の規定により処理することとされた者	関係局部課	当該法令等の規定により処理することとされた者	

(官房秘書課)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
官房秘書課	官秘	1 指定職俸給表適用官職及び政令により本省に設置される官職又はそれに相当する官職の任免に関する文書	大臣		大臣	
		次に掲げる職員の任免に関する文書(人事院規則19-0第12条及び第24条並びに人事院規則25-0第11条並びに人事院規則26-0第12条の規定に基づく人事異動通知書の交付を要する決裁並びに国家公務員法第79条第1号の規定による休職に係る決裁のうち本人が休職に同意しているもの及び人事院規則11-4第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職に係る決裁を除く。) ①省令により設置される官職、課長補佐、参事官補佐、専門官、専門職及び係長(これらに相当する官職を含む。) ②地方支分部局(四国行政評価支局を含む。)の長に任命権を委任した官職を除く地方支分部局の職員	事務次官		大臣	
		次に掲げる職員の任免に関する文書(人事院規則19-0第12条及び第24条並びに人事院規則25-0第11条並びに人事院規則26-0第12条の規定に基づく人事異動通知書の交付を要する決裁並びに国家公務員法第79条第1号の規定による休職に係る決裁のうち本人が休職に同意しているもの及び人事院規則11-4第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職に係る決裁に限る。) ①省令により設置される官職、課長補佐、参事官補佐、専門官、専門職及び係長(これらに相当する官職を含む。) ②地方支分部局(四国行政評価支局を含む。)の長に任命権を委任した官職を除く地方支分部局の職員			大臣	
		4 人事院に対する任命権の委任の提示に関する文書	官房長		大臣	
		5 職員の割愛に関する照会又は回答に関する文書	課長		課長	
		6 任用候補者の提示の請求及びその選択結果の通知に関する文書	課長		大臣	
		7 課長以上の官職への任用結果報告に関する文書	課長		大臣	
		人事院規則8-13により職員の任用を行った場合の任用結果の通知に関する文書	課長		大臣	
		8 地方支分部局(四国行政評価支局を含む。)の長の任命権に属する職員の人事についての協議に関する文書	課長		課長	
		9 公審等調査委員会専門委員の任免に関する文書	大臣政務官		大臣	
		10 瑞議会等委員の任免に関する文書	大臣		大臣	
		11 瑞議会等の臨時委員の任免に関する文書	大臣		大臣	
		12 瑞議会等の特別委員及び専門委員の任免に関する文書	大臣政務官		大臣	
		13 特殊法人、独立行政法人、特別の法律により設立される民間法人等の役員(総務省の職員が国家公務員退職手当法第19条第4項の適用を受けて出向する役員又は特別の法律により設立される民間法人等の非常勤の役員を除く。)等の任免及び認可に関する文書	大臣		大臣	
		14 特殊法人、独立行政法人、特別の法律により設立される民間法人等の役員(総務省の職員が国家公務員退職手当法第19条第4項の適用を受けて出向する役員又は特別の法律により設立される民間法人等の非常勤の役員に限る。)の任免及び認可に関する文書	事務次官		大臣	
		15 独立行政法人の設立委員の任免に関する文書	大臣		大臣	

17	独立行政法人の財産等に係る評価委員会委員の任免に関する文書	副大臣	大臣	
18	総務省独立行政法人役員選考委員会委員の委嘱に関する文書	大臣	大臣	
19	大臣、副大臣、大臣政務官の出張(旅行)の内閣への届出に関する文書	課長	大臣、副大臣 又は大臣政 務官	
20	内閣承認人事に係る者の外国出張(旅行)の内閣への届出に関する文書	課長	大臣	
21	人事記録の作成・保管、履歴事項の証明に関する文書	課長	課長	
22	人事統計報告に関する文書	課長	課長	
23	級別定数の設定及び改定並びに俸給の特別調整額の指定に係る人事院に対する指定申請に関する文書	課長	課長	
24	人事院規則9-8の規定に基づく人事院に対する申請に関する文書	課長	事務次官	
25	大臣の任命権に属する職員の初任給、昇格等の決定に関する文書	課長	大臣	
26	地方支分部局(四国行政評価支局を含む。)の長の任命権に属する職員の初任給、昇格等に関する協議の承認に関する文書	課長	課長	
27	勤勉手当の額(成績率)に関する文書	課長	課長	
28	退職手当の支給に関する文書	課長	課長	
29	国家公務員退職手当法第15条及び第16条に基づく退職手当の返納並びに同法第17条に基づく退職手当相当額の納付に関する事務次官	事務次官	大臣	
30	大臣官房長、内部部局の局長、政策統括官、大臣官房総括審議官、施設等機関の長及び地方支分部局(四国行政評価支局を含む。)の長並びに大臣官房の課長及び室長に対する訓告、注意に関する文書	副大臣	大臣	
31	大臣、副大臣及び大臣政務官の兼職の届出及び自由業の許可に関する文書	大臣	大臣	
32	国家公務員法第103条及び第104条並びに消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の規定に基づく兼業の許可等に関する文書のうち重要なもの	官房長	大臣又は事務次官	
33	国家公務員法第103条及び第104条並びに消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の規定に基づく兼業の許可等に関する文書のうち軽微なもの	課長	大臣又は事務次官	
34	国家公務員法第106条の17に基づく再就職等規制違反行為に関する再就職等監視委員会への通知、報告	官房長	大臣	
35	国家公務員法第106条の23第3項に基づく内閣総理大臣への通知に関する文書	官房長	大臣	
36	副大臣、大臣政務官及び事務次官の海外渡航の承認に関する文書	大臣	大臣	
37	総務審議官、大臣官房長、内部部局の局長、政策統括官及び大臣官房総括審議官並びに大臣官房の課長及び室長の海外渡航の承認に関する文書	官房長	事務次官又は官房長	
38	部局研修を除く年度研修計画の策定に関する文書	課長	課長	
39	職員の研修(部局研修を除く。次号において同じ。)に関することで、経費の支出を伴う文書	課長	官房会計課	課長
40	職員の研修に関することで、前2号に該当しない文書	課長		課長
41	行政官在外研修員制度により派遣される者に対する研修従事命令に関する文書	課長	大臣	
42	人事院規則10-12の規定に基づく償還に関する文書(次号に掲げるものを除く。)	課長	課長	
43	人事院規則10-12の規定に基づく償還に関する文書(償還に係る経費に関するもの)	課長	官房会計課	課長
44	職員の大典表彰及び事務次官表彰に関する文書	官房長	大臣又は事務次官	
45	春秋叙勲、褒章の授与依頼に関する文書	官房長	大臣	
46	叙位、叙勲、褒章に関する文書のうち重要なもの(前号に掲げるものを除く。)	課長	大臣	
47	叙位、叙勲、褒章に関する文書のうち軽微なもの	課長	課長	
48	恩給請求書類の進達等に関する文書	課長	課長	
49	公務災害に係る人事院への協議等に関する文書のうち重要なもの(不服審査に関する文書等)	官房長	大臣	
50	公務災害の認定、通知及び協議並びに補償費等支給の決定に関する文書(重要なもの並びに国勢調査指導員及び国勢調査員に係るものを除く。)	課長	大臣	
51	人事院規則17-0に基づく管理職員等の指定に関する文書	課長	大臣	
52	総務省参与の任免に関する文書	官房長	大臣	
53	機構定員に関する法律案及び政令案の制定、改廃の協議に関する文書	課長	大臣	
54	総務省の組織一覧及び組織の新設改廃状況の報告に関する文書	官房長	官房長	
55	国家公務員退職手当法第8条の2の規定に基づく早期退職の募集に関する文書(指定職俸給表適用官職及び政令により本省に設置される官職又はそれに相当する官職に係るものに限る。)	事務次官	大臣	
56	国家公務員退職手当法第8条の2の規定に基づく早期退職の募集に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	官房長	大臣	
57	国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)に関する文書	官房長	大臣又は事務次官	
58	国と民間企業との間の人事交流に関する法律に関する文書のうち軽微なもの	課長	大臣又は事務次官	
59	幹部職員の任用等に関する政令第3条第1項の規定に基づく標準職務能力を有することの確認に資する情報の提出に関する文書	事務次官	大臣	
60	国家公務員法第61条の2第3項の規定に基づく幹部候補者名簿の提示の求めに関する文書	課長	大臣	
61	コンプライアンス室の所掌に関する文書のうち重要なもの	大臣	大臣	
62	コンプライアンス室の所掌に関する文書(重要なものを除く。)	コンプライアンス室長	大臣	
63	特別防衛秘密の取扱いに関する適格性の付与等に関する文書	官房長	大臣	
64	総務省公印規程に基づく協議に関する文書	官房長	官房長	
65	人事院規則23-0の規定に基づく人事院に対する承認申請等に関する文書	事務次官	事務次官	
66	人事院規則23-0の規定に基づく人事院に対する承認申請等に関する文書(行政職俸給表(一)の官職のうち、主任(係長相当職の官職を除く。)以下の官職に限る。)	課長	事務次官	
67	人事院規則12-0第7条に基づく人事院への提出に関する文書	課長	課長	

(官房総務課)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備考
--------	--------	-------------	-----	-----	-------------	----

官房総務課 官総	1 特殊法人台帳の作成に係る文書	課長	課長
	2 公務員記章等に関する文書	課長	課長
	3 非常災害対策本部の設置等に関する文書	大臣	大臣
	4 防災・危機管理に関する文書のうち、中央防災会議に関するもの	官房長	官房長
	5 防災・危機管理に関する文書	課長	課長
	6 外国要人来日に伴う留意事項に関する文書	課長	官房長
	7 外国要人来日に伴う警察諸対策に対する協力要請に関する文書	課長	課長
	8 次期通常国会における内閣総理大臣の施政方針演説中に盛り込むことを希望する事項に関する文書	課長	官房長
	9 官報掲載に関する文書	課長	課長
	10 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号)第7条の規定による総務大臣の意見に関する文書	課長	大臣
	11 独立行政法人等及び特殊法人の新設・改廃要求に関する文書	官房長	官房長
	12 独立行政法人等及び特殊法人に関する法令案の制定、改廃に関する文書	課長	大臣
	13 公文書移管・廃棄・延長事務に関する文書のうち、内閣総理大臣等への回答等に関する文書	官房長	大臣
	14 公文書移管・廃棄・延長事務に関する文書	課長	課長
	15 行政文書管理状況点検に関する文書	官房長	官房長
	16 行政文書の管理の状況報告についての内閣総理大臣等への回答等に関する文書	官房長	大臣
	17 情報公開審査基準の制定・改廃(軽微なものを除く。)	事務次官	大臣
	18 情報公開審査基準の改廃のうち軽微なもの	官房長	大臣
	19 総務省の保有する情報の公開に関するもの(事務手続に関するものを除く。)	官房長	官房長
	20 総務省の保有する情報の公開に関するもの(事務手続に関するものに限る。)	課長	課長
	21 情報公開法第23条第1項に基づく求めに対する同法の施行状況に関する報告	課長	大臣
	22 総務省の保有する個人情報の適切な管理に関する定めの制定・改廃(軽微なものを除く。)	事務次官	大臣
	23 総務省の保有する個人情報の適切な管理に関する定めの改廃のうち軽微なもの	官房長	大臣
	24 行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準の制定・改廃(軽微なものを除く。)	事務次官	大臣
	25 行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準の改廃のうち軽微なもの	官房長	大臣
	26 行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項に基づく総務大臣への通知及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定に基づく個人情報保護委員会への通知	官房長	大臣
	27 総務省の保有する個人情報の保護に関するもの(事務手続に関するものを除く。)	官房長	官房長
	28 総務省の保有する個人情報の保護に関するもの(事務手続に関するものに限る。)	課長	課長
	29 行政機関個人情報保護法第49条第1項に基づく求めに対する同法の施行状況に関する報告	課長	大臣
	30 文書等の閲覧に関する手続	課長	課長
官房総務課 公文書監理室	31 総務省の行政文書の管理の状況に関する監査に関する文書	室長	室長
	32 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成25年政令第51号。以下「平和基金廃止法経過措置政令」という。)第13条の規定によりなお從前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号。以下「旧基金法」という。)第21条第2項の規定による慰労金の支給を受ける権利の認定に関すること	室長	大臣
	33 平和基金廃止法経過措置政令第13条の規定によりなお從前の例によることとされる旧基金法第30条の規定による償還金の返還命令、督促及び国税滞納処分の例による処分に関すること	室長	大臣
	34 平和基金廃止法経過措置政令第13条の規定によりなお從前の例によることとされる廃止前の慰労金国庫債券の発行交付等に関する省令(昭和63年大蔵省令第29号)の規定による財務大臣に対する慰労金国庫債券の発行の請求及び取消しの請求に関すること	室長	大臣
	35 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静粛の保持に関する法律(昭和63年法律第90号)第3条第1項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること	課長	大臣
	36 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第4条第1項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第2項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること	課長	大臣
	37 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号。以下「引揚者特別交付金支給法」という。)の規定による交付金の支給を受けようとする者の請求書の受理及び返戻に関すること	室長	大臣
	38 引揚者特別交付金支給法の規定による交付金の支給を受ける権利の認定に関すること	室長	大臣
	39 引揚者特別交付金支給法の規定による償還金の返還命令、督促及び国税滞納処分の例による処分に関すること	室長	大臣
	40 引揚者特別交付金国庫債券の発行交付に関する財務大臣に対する引揚者特別交付金国庫債券の発行の請求及び取消しの請求に関すること	室長	大臣
	41 引揚者特別交付金処理状況報告書の提出について	室長	室長
	42 引揚者特別交付金受給者の確認調査について	室長	室長
	43 全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表の選考について	室長	室長

(官房会計課)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備考
官房会計課	官会	1 庁内の管理に関する文書 2 概算要求(変更要求を除く。)書の提出	課長 大臣		課長 大臣	

3概算要求(変更要求)書の提出	課長	大臣
4予定経費要求書等の送付	大臣	大臣
5予算の記載及び通知	課長	大臣
6歳出予算の移替え(等)に関する文書	課長	関係局課
7歳出予算の(移)流用に関する文書	課長	大臣
8一般会計及び特別会計の予備費使用要求書並びに特別会計の経費増額要求書の送付	事務次官	大臣
9一般会計及び特別会計の予備費使用通知並びに特別会計の経費増額通知	課長	課長
10予備費使用調書等の送付	課長	大臣
11予算の科目設置に関する文書	課長	大臣
12歳出予算の目の区分及び各目の細分に関する文書	課長	大臣
13支出負担行為計画の示達	課長	大臣
14支払計画に関する文書	課長	大臣
15縦越に関する文書	課長	大臣
16概算払及び前金払に関する文書	課長	大臣
17支出委任に関する文書	課長	大臣
18官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第10条第2項の規定に基づく協議に関する文書	課長	大臣
19支出負担行為実施計画に関する文書	課長	大臣
20国有財産増減及び現在額報告書等の送付に関する文書	課長	大臣
21国有財産見込現在額報告書の送付に関する文書	課長	大臣
22庁舎等使用現況及び見込報告書の送付に関する文書	課長	大臣
23国有財産の滅失き損の通知に関する文書	課長	大臣
24施設整備の現況等の調査に関する文書	課長	課長
25庁舎敷地の取得等予定の調整に関する文書	課長	課長
26東京都財政収支調査に関する文書	課長	課長
27特定国有財産整備計画に関する文書	課長	課長
28行政財産の使用に関する文書(国有財産総括部局長あて承認文書)	課長	大臣
29行政財産の使用に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	課長	課長
30国有資産等所在市町村交付金に関する文書	課長	課長
31国有財産法(昭和22年法律第73号)の規定に基づく協議に関する文書	官房長	大臣
32国有財産法の規定に基づく通知に関する文書	課長	大臣
33国有財産施行令(昭和23年政令第246号)第11条の規定に基づく協議に関する文書	課長	課長
34敷地境界確認に関する文書	課長	課長
35不動産の登記に関する文書	課長	課長
36營繕に関する文書(營繕計画書)	課長	大臣
37營繕に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	課長	課長
38国有財産等の実地監査等に関する文書	課長	課長
39行政財産の用途廃止に関する文書	課長	大臣
40国有財産の取得及び処分に関する文書	課長	大臣
41国有財産の所管換及び引継ぎに関する文書	課長	大臣
42国有財産の所属替に関する文書	課長	大臣
43各省各庁所管財産の実態監査に関する文書	課長	課長
44国有財産台帳の価格改定に関する文書	課長	課長
45国有財産台帳の登載に関する文書	課長	課長
46国有財産の現況に関する文書	課長	課長
47会計法令に基づく財務大臣協議に関する文書(個別事項を除く。)	課長	大臣
48國家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に基づく財務大臣協議に関する文書	課長	大臣
49決算報告書及び国の債務に関する計算書	課長	大臣
50債権現在額報告書	課長	大臣
51中小企業官公需に関する文書	課長	課長
52徴収報告書及び支出総報告書	課長	大臣
53外国送金に係る実績額等の報告に関する文書	課長	課長
54過年度支出の承認に関する文書	課長	課長
55仕様書案に対する意見招請等に関する文書	支出負担行 為担当官	支出負担行 為担当官
56取得した物品の価格設定に関する文書	課長	課長
57政府調達に関するアクションプログラムのフォローアップの作業依頼に関する文書	課長	課長
58政府調達契約等に関する各種統計等の報告に関する文書	課長	大臣
59庁内物品の保守・借入に関する文書	課長	関係課
60入札に係る提案書等の評価に関する文書	支出負担行 為担当官	支出負担行 為担当官
61物品の調達(購入)・貸付等に関する文書	課長	関係課
62物品管理計算書の提出に関する文書	課長	大臣
63物品増減及び現在額報告書の提出に関する文書	課長	大臣
64総務省債権管理事務取扱規程(平成13年1月6日総務省訓令第51号)の特例に係る総務大臣への申請に関する文書	官房長	大臣
65国の債権の管理に関する文書	課長	大臣
66の所有に属する自動車等の交換に関する文書	課長	大臣
67総務省所管物品管理取扱規則(平成13年1月6日総務省訓令第53号)に基づく物品管理官等に対する検査に関する文書	課長	大臣
68物品の無償貸付及び無償譲与に関する文書	課長	課長
69物品の分類換、管理換及び不用決定に関する文書	課長	課長
70歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支岡官、契約担当官及び物品管理官(代理官、分任官を含む。)の設置及び改廃に関する文書	課長	大臣
71歳入徴収官、官署支岡官の設置に関する財務大臣協議に関する文書	課長	大臣
72出納官吏等(代理官、分任官を含む。)の任命に関する文書	課長	課長
73出納官吏等(他の各省各庁所属の職員)(代理官、分任官を含む。)の任命に関する文書	課長	大臣
74予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)の規定に基づく監督職員又は検査職員(他の各省各庁所属の職員)の任命に関する文書	課長	大臣
75予算決算及び会計令、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)の規定に基づく出納官吏等、物品管理官等の検査員に関する文書	課長	課長
76予算決算及び会計令、物品管理法施行令の規定に基づく出納官吏等、物品管理官等(他の各省各庁所属の職員)の検査員に関する文書	課長	大臣
77監督及び検査の実施についての細目に関する文書	課長	課長
78予算執行職員から提出された意見の表示に対する措置に関する文書	課長	大臣

	予算執行職員が故意又は重大な過失によりその義務に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認められたときの弁償命令及び通知に関する文書	課長		大臣	
	出納官吏が現金を亡失し、国に損害を与えたときの通知及び弁償命令に関する文書	課長		大臣	
	会計監査に関する文書	課長		課長	
	指名停止等措置に関する文書	課長		課長	
	総務省会計事務取扱規程(平成13年1月6日総務省訓令第55号)第56条に基づく特例の制定に関する文書	課長		大臣	
	会計検査院の検査報告に対する答弁又は措置に関する文書	官房長		大臣	
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第7条の規定に基づく環境物品等の調達方針に関する文書	課長		大臣	
	グリーン購入法第8条の規定に基づく調達実績の概要の公表等に関する文書	課長		大臣	
	物品管理職員が物品を亡失(損傷)し、国に損害を与えたときの通知及び弁償命令に関する文書	課長		大臣	
	会計検査院へ提出した計算書及び証拠書類の保存期間満了後における返還の要否に関する文書	課長		官房長	
	電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則(平成15年会計検査院規則第4号)に基づく会計検査院への申請に関する事項	課長		大臣	
	特別会計財務書類の提出に関する文書	課長		大臣	
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)第8条第1項の規定に基づく温室効果ガス等の削減に配慮した契約の締結実績の概要の公表等に関する文書	課長		大臣	
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第7条の規定に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の実績実績の概要の公表等に関する文書	課長		大臣	
	会計検査院からの事実関係の確認等の軽微な照会に関する文書(他部局の所管業務に関する文書を除く)	課長		官房長	
	再委託の承認に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	入札の不調、落札取消等に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	秘匿すべきノウハウの指定に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	債権の発生に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	契約の解除に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	事業計画変更の承認に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	縁越の申請に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	過年度支出の申請に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	低入札価格調査に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
	科目更正に関する文書	支出負担行為担当官		支出負担行為担当官	
官房会計課 厚生企画管理室	官会	104職員のレクリエーションの企画に関する文書	課長		大臣
		105職員のレクリエーションの実施に関する文書	室長		室長
		106職員のその他福利厚生施策の企画に関する文書	課長		大臣
		107職員のその他福利厚生施策の実施に関する文書	室長		室長
		108職員の福利厚生施策の調査に関する文書	室長		室長
		一般会計宿舎に関する国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)、國家公務員宿舎法施行令(昭和33年政令第341号)、國家公務員宿舎法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号)等宿舎関係法令に関する文書(任命権者印を要する文書を除く。)	室長		大臣
		一般会計宿舎に関する国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)、國家公務員宿舎法施行令(昭和33年政令第341号)、國家公務員宿舎法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号)等宿舎関係法令に関する文書(任命権者印を要する文書に限る。)	室長	官房秘書課	官房長
		111宿舎設置計画に関する文書	課長		大臣
		112宿舎の維持管理に関する文書	室長		課長
		113職員の健康管理の企画に関する文書	課長		大臣
官房会計課 庁舎管理室		114職員の健康管理の実施に関する文書	室長		室長
		115職員の健康管理の調査に関する文書	室長		室長
		116健康管理医の指名又は委嘱に関する文書	室長		次官
		117職員の勤労者財産形成計画等に関する文書	室長		室長
		118総務省会計事務取扱規程第56条に基づく特例の制定に関する文書	官房長		大臣
		119庁舎管理に関する官公署等へ提出等をする文書のうち、管理権限者名で提出する文書	課長		課長
		120庁舎管理に関する官公署等へ提出等をする文書(前号に掲げるものを除く。)	室長		室長
		121庁舎管理に関する規則類における承認等の文書	室長		室長
		122ヘリポートに関する文書	課長		課長
		1232号館分担経費の支出要求に関する文書	室長		室長

(官房企画課)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
官房企画課	官企	1図書の管理方法の制定、改廃に関する文書	課長		課長	
		2図書の不用決定、処分に関する文書	課長		課長	
		3国立国会図書館支部総務省図書館に関する文書	課長		国立国会図書館支部総務省図書館長	
		4国立国会図書館支部総務省図書館における専任職員の定数に関する文書	課長	官房秘書課	大臣	
		5新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第9条の規定に基づく内閣総理大臣への報告に関する文書	官房長		大臣	

官房企画課 サイバーセキュリティ・情報化推進室	6	総務省の情報システムの整備及び管理に関する文書のうち重要なもの	官房長		官房長	
	7	総務省の情報システムの整備及び管理に関する文書(重要なもの及び軽微なものを除く。)	課長		課長	
	8	総務省の情報システムの整備及び管理に関する文書(軽微なものに限る。)	室長		課長	
	9	サイバーセキュリティ・情報化推進室の情報システムの整備及び管理に関する調達及び契約に関する文書のうち重要なもの	官房長	官房会計課	官房長	
	10	サイバーセキュリティ・情報化推進室の情報システムの整備及び管理に関する調達及び契約に関する文書(重要なもの及び軽微なものを除く。)	課長	官房会計課	課長	
	11	サイバーセキュリティ・情報化推進室の情報システムの整備及び管理に関する調達及び契約に関する文書(軽微なものに限る。)	室長	官房会計課	課長	

(官房政策評価広報課)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
政策評価広報課	官政	1 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第8条に基づいて実施する評価(総務省政策評価基本計画(平成24年6月1日総務省訓令第17号))に規定する総務省の主要な政策に係るものに限る。)に関するもの	大臣政務官		大臣	
	2	政策評価法第8条及び第9条に基づいて実施する評価(前号に掲げるものを除く。)に関するもの	官房長		大臣	
	3	政策評価法第11条に基づく政策評価の結果の政策への反映状況の通知及び公表	課長		大臣	
	4	政策評価法第17条第2項の規定による報告の要求に対する回答	官房長		大臣	
	5	前4号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務に関する政策の評価に関するもの(事務手続に係るものを除く。)	官房長		官房長	
	6	前5号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務に関する政策の評価に関するもの(事務手続に係るものに限る。)	課長		課長	
	7	総務省の行政の監査に関する文書	課長		課長	
	8	総務省設置法(平成11年法律第91号)第6条第6項の規定による報告の要求並びに行政評価等の結果に基づく関係行政機関に対する意見の通知に係る資料の提出及び説明の要求に対する回答	官房長		大臣	
	9	行政評価等の結果に基づく関係行政機関に対する内容の通知に係る資料の提出及び説明の要求又は行政評価等の結果に基づく勧告若しくは通知に係るその後の状況の調査に対する回答	課長		官房長	
	10	総務省の所管に属する許認可等に係る審査基準目録及び標準処理期間一覧等の制定、改廃	課長		課長	
	11	さわやかサービス運動の推進に関するもの	課長		課長	

(官房参事官)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
官房参事官	官参	1 情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する文書のうち重要なもの	大臣官房総括審議官		大臣	
		2 情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する文書(重要なもの及び軽微なものを除く。)	参事官		大臣官房総括審議官	
		3 情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する文書(軽微なものに限る。)	参事官		参事官	

(行政管理局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
行政管理局 共通	行管	1 総務省設置法第25条第2項の規定に基づき管区行政評価局に分掌される事務(行政管理局に係るものに限る。)に関すること	局長	行政評価局 総務課	局長	
		2 本省及び内閣官房からの指示に基づき行う業務のために必要な各行政機関等への実施通知等に関すること	管区行政評価局長、管区行政評価支局長、沖縄行政評価事務所長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、管区行政評価支局長、沖縄行政評価事務所長又は行政評価事務所長	
		3 総務省参与発令の秘書課への依頼に関する文書	企画調整課 長		企画調整課 長	
		4 電子政府推進員に関すること	局長		局長	
		5 各省庁の情報関係の概算要求に関する意見書の提出に関すること	局長		局長	
		6 各年度の統一審査	大臣		大臣	
		7 行政管理局の所掌に係る閣議決定に基づく協議の承認に関すること	局長		大臣	
		8 総務省設置法第4条第7号に規定する独立行政法人又は特殊法人(総務省設置法第4条第9号の法人をいう。以下同じ。)の新設又は廃止、役員数の変更その他当該独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項の法人をいう。以下同じ。)に係る個別法、国立大学法人法(平成15年法律第112号)若しくは総合法律支援法(平成16年法律第74号)の定める制度又は特殊法人に関する制度の変更について規定する法律案の協議の承認に関すること(次号から第27号までに掲げるものを除く。)	大臣		大臣	
		9 当該年度の統一審査等において既に大臣の決裁を得ている独立行政法人又は特殊法人の新設又は廃止、役員数の変更その他当該独立行政法人に係る個別法、国立大学法人法若しくは総合法律支援法の定める制度又は特殊法人に関する制度の変更について規定する法律案の協議の承認に関すること	局長		大臣	
		10 前2号に掲げるもののほか、独立行政法人に係る個別法、国立大学法人法若しくは総合法律支援法の定める制度又は特殊法人に関する制度の変更のうち、法人の実質的な業務範囲、運営方法の変更を伴わないものについて規定する法律案等の協議の承認に関すること	局長		大臣	
		11 独立行政法人評価制度委員会の庶務に関する文書のうち重要なもの	局長		局長	
		12 独立行政法人評価制度委員会の庶務に関する文書(重要なものを除く。)	管理官		管理官	
		13 独立行政法人通則法第28条の2第1項の規定による評価等の指針の策定又は変更に関すること(軽微なものを除く。)	大臣		大臣	
		14 独立行政法人通則法第28条の2第1項の規定による評価等の指針の策定又は変更に関すること(軽微なものに限る。)	局長		大臣	

15	行政機関個人情報保護法第49条及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第48条の規定による法律の施行状況の報告要求及び公表に関すること	局長		大臣	
16	行政機関個人情報保護法第50条の規定による資料提出及び説明の要に関すること	大臣		大臣	
17	行政機関個人情報保護法第51条の規定による意見に関すること	大臣		大臣	
18	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号。以下「行政機関個人情報保護法施行令」という。)第7条第2号の総務大臣の定める事項に関すること	副大臣		大臣	
19	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第22条の送付に要する費用の納付方法を定める省令(平成18年総務省令第28号)の総務大臣が定める郵便切手に類する証票に関すること	局長		大臣	
20	情報公開法第23条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第24条の規定による法律の施行状況の報告要求及び公表に関すること	局長		大臣	
21	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)第13条第4項の送付に要する費用の納付方法を定める省令(平成18年総務省令第27号)の総務大臣が定める郵便切手に類する証票に関すること	局長		大臣	

(行政評価局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
総務課	評総	1 管区管理官会議の開催通知	課長	行政管理局企画調整課、同局行政情報システム企画課	局長	
		2 行政評価局関係予算地方経費の配分方針の決定及び通知	課長	官房会計課	課長	
		3 行政評価局関係予算地方経費に関する事項(配分方針の決定及び通知を除く。)	課長		課長	
		4 行政評価等プログラムの策定	大臣	企画課、政策評価課、行政相談企画課		
		5 「春秋の園遊会」及び「桜を見る会」招待者の推薦	局長		局長	
		6 行政評価等(地方支分部局が企画立案し、実施するものに限る。)の結果に基づく関係行政機関に対する意見の通知	局長	評価監視官	局長	
		7 行政評価等(地方支分部局が企画立案し、実施するものに限る。)の結果に基づく関係行政機関に対する内容の連絡	課長		課長	
		8 行政評価等(地方支分部局が企画立案し、実施するものに限る。)の結果に基づく関係行政機関に対する意見の通知に係るその後の状況の調査	課長		局長	
		9 行政評価等(地方支分部局が企画立案し、実施するものに限る。)の実施についての関係行政機関に対する通知	局長		大臣	
		10 行政評価局が所掌する事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する文書のうち重要なもの	局長	関係各課	局長	
企画課	評企	11 行政評価局が所掌する事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する文書(重要なものを除く。)	課長	関係各課	課長	
		12 職員研修及び中央セミナーに係る経費執行計画	課長	総務課、官房会計課		
		13 政策評価審議会の庶務に関する文書のうち重要なもの	局長	総務課	局長	
		14 政策評価審議会の庶務に関する文書(重要なものを除く。)	課長		課長	
		15 政策評価に関する各府省の事務の総括に関する文書のうち重要なもの	局長	総務課	局長	
政策評価課	政評	16 政策評価に関する各府省の事務の総括に関する文書(重要なものを除く。)	課長		課長	
		17 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性及び厳格性の達成水準等に関する審査等に関するもの	局長	総務課	局長	
		18 政策評価の実施の必要性の認定、その通知等に関するもの	大臣	総務課	大臣	
		19 政策評価法第15条第4項の規定による協力依頼のうち重要なもの	局長	総務課	局長	
		20 政策評価法第15条第4項の規定による協力依頼(重要なものを除く。)	課長		課長	
		21 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案に関する文書のうち閣議提出案件に関するもの	大臣	総務課	大臣	
		22 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案に関する文書(閣議提出案件に関するもの及び軽微なものを除く。)	局長	総務課	局長	
		23 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案に関する文書(軽微なものに限る。)	課長		課長	
		24 政策評価に関する各府省の事務の総括に関する文書のうち重要なもの	局長	総務課	局長	
		25 政策評価に関する各府省の事務の総括に関する文書(重要なものを除く。)	課長		課長	
行政相談企画課	相企	26 各行政機関に係る各種会議等に関する文書のうち重要なもの	局長	総務課、行政相談管理官	局長	
		27 所掌事務に係る各種会議等に関する文書(重要なもの及び軽微なものを除く。)	課長	総務課	局長	
		28 所掌事務に係る各種会議等に関する文書のうち軽微なもの	課長		課長	
		29 行政相談委員会費弁償金の執行等に関する文書	課長			
		30 行政相談関係業務特別事業の実施及び採択	課長			
		31 行政相談推進員の委嘱の協議	課長	総務課	局長	
		32 行政相談週間の実施に係る通知	局長	総務課	局長	
		33 行政相談に関する制度の運用、広報及び行事等の活動に係る各府省等への協力依頼	局長	総務課	大臣	
		34 行政相談に関する制度の運用、広報及び行事等の活動に係る地方公共団体の長等への協力依頼	局長	総務課	大臣	
		35 行政相談委員の委嘱、解雇等	局長	総務課	局長	
		36 春秋の収敷及び豪華の候補者(行政相談委員)の推薦	局長	総務課	局長	
行政相談管理官	相管	37 行政苦情救済推進会議の付議事案等苦情あっせんの処理に関する文書のうち重要なもの	局長	総務課	局長	
		38 苦情あっせんの処理に関する文書(重要なものを除く。)	行政相談管理官		行政相談管理官	
		39 所掌事務に係る各種会議に関する文書のうち重要なもの	局長	総務課、行政相談企画課	局長	
		40 所掌事務に係る各種会議に関する文書(重要なものを除く。)	行政相談管理官	総務課	局長	
評価監視官	評監	41 政策評価法第15条第1項の規定による資料の提出及び説明の要求又は実地調査	局長	総務課	局長	

2	政策評価法第15条第2項の規定による調査	局長	総務課	局長
3	政策評価法第15条第3項の規定による調査及び意見聴取	局長	総務課	局長
4	政策評価法第15条第4項の規定による協力依頼のうち重要なものの 評価監視官	局長	総務課	局長
5	政策評価法第15条第4項の規定による協力依頼(重要なものを除く。) 政策評価法第16条第1項及び第2項の規定による評価書の作成、送付等	評価監視官	評価監視官	評価監視官
6	政策評価法第16条第1項及び第2項の規定による評価書の作成、送付等	大臣	総務課	大臣
7	政策評価法第17条第1項の規定による勧告及び公表	大臣	総務課	大臣
8	政策評価法第17条第2項の規定による報告の要求	大臣	総務課	大臣
9	政策評価法第17条第3項の規定による内閣総理大臣に対する意見具申	大臣	総務課	大臣
10	総務省設置法第6条第1項の規定による勧告	大臣	総務課	大臣
11	総務省設置法第6条第2項の規定による資料の提出及び説明の要求又は実地調査	局長	総務課	局長
12	総務省設置法第6条第3項の規定による調査	局長	総務課	局長
13	総務省設置法第6条第4項の規定による調査及び意見聴取	局長	総務課	局長
14	総務省設置法第6条第5項の規定による協力依頼のうち重要なもの	局長	総務課	局長
15	総務省設置法第6条第5項の規定による協力依頼(重要なものを除く。)	評価監視官	評価監視官	評価監視官
16	総務省設置法第6条第6項の規定による報告の要求	大臣	総務課	大臣
17	総務省設置法第6条第7項の規定による内閣総理大臣に対する意見具申	大臣	総務課	大臣
18	総務省設置法第6条第8項の規定による綱紀維持のための意見表明	大臣	総務課	大臣
19	行政評価等の結果に基づく関係行政機関に対する意見の通知並びにこれに係る資料の提出及び説明の要求	大臣	総務課	大臣
20	行政評価等の結果に基づく関係行政機関に対する内容の通知並びにこれに係る資料の提出及び説明の要求	局長	総務課	局長
21	行政評価等の結果に基づく勧告又は通知に係るその後の状況の調査	評価監視官	総務課	局長
22	行政評価等の実施計画の策定	評価監視官	総務課	
23	行政評価等の実施についての関係行政機関に対する通知	局長	総務課	大臣
24	行政評価等に關し必要な資料の収集	評価監視官		評価監視官
25	行政評価等の結果報告書を政府刊行物として発行することの承認	評価監視官	総務課	局長
26	許認可等の統一的把握に関する文書	局長	総務課	局長
27	さわやか行政サービス運動について(昭和63年1月26日閣議決定)の実施に係る各府省に対する通知等	局長	総務課	局長
28	さわやか行政サービス改善評価調査の結果の各府省に対する通知	副大臣	総務課	大臣
29	さわやか行政サービス改善評価調査の結果の関係行政機関に対する参考送付	評価監視官	総務課	局長
30	政策評価法第15条第1項の規定による資料の提出及び説明の要求又は実地調査	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長
31	政策評価法第15条第2項の規定による調査	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長
32	政策評価法第15条第3項の規定による調査及び意見聴取	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長
33	政策評価法第15条第4項の規定による協力依頼	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長
34	総務省設置法第6条第2項の規定による資料の提出及び説明の要求又は実地調査	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長
35	総務省設置法第6条第3項の規定による調査	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長
36	総務省設置法第6条第4項の規定による調査及び意見聴取	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長

	37 総務省設置法第6条第5項の規定による協力依頼	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長	
	38 行政評価・監視の結果に基づく関係行政機関の地方支分部局等の長に対する意見の通知並びにこれに係る資料の提出及び説明の要求	管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長		管区行政評価局長、沖縄行政評価事務所長、四国行政評価支局長又は行政評価事務所長	

(自治行政局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
行政課	行行	1 地方公共団体の組織及び運営の制度の企画及び立案	大臣			
		2 行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による指定試験機関の指定	局長		大臣	
		3 行政書士法第4条の3第1項の規定による指定試験機関の指定の公示	課長	官房総務課	大臣	
		4 行政書士法第4条の3第3項の規定による指定試験機関の名称等の変更の公示	課長	官房総務課	大臣	
		5 行政書士法第4条の5第1項の規定による指定試験機関の役員の選任又は解任の認可及び同条第2項の規定による指定試験機関の役員の解任命令	局長		大臣	
		6 行政書士法第4条の6第3項の規定による指定試験機関の試験委員の解任命令	局長		大臣	
		7 行政書士法第4条の8第1項の規定による指定試験機関の試験事務規程の認可(変更の認可を含む。)及び同条第3項の規定による試験事務規程の変更命令	局長		大臣	
		8 行政書士法第4条の9第1項の規定による指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可(変更の認可を含む。)	局長		大臣	
		9 行政書士法第4条の11第1項の規定による指定試験機関の試験事務に關し監督上必要な命令	局長		大臣	
		10 行政書士法第4条の12第1項の規定による指定試験機関に対する報告の徵収及び立入検査	局長		大臣	
		11 行政書士法第4条の13第1項の規定による指定試験機関の試験事務の休止又は廃止の許可	局長		大臣	
		12 行政書士法第4条の13第4項の規定による指定試験機関の試験事務の休止又は廃止の許可の通知及び公示	課長	官房総務課	大臣	
		13 行政書士法第4条の14第1項の規定による指定試験機関の指定の取消し、同条第2項の規定による指定試験機関の指定の取消し又は試験事務の停止命令	局長		大臣	
		14 行政書士法第4条の14第3項の規定による指定試験機関の指定の取消し又は試験事務の停止命令の通知及び公示	課長	官房総務課	大臣	
		15 行政書士法第4条の16第1項の規定による天災その他の事由により試験事務の実施が困難となった場合の認定	局長		大臣	
		16 行政書士法第4条の16第2項の規定による通知	課長		大臣	
		17 行政書士法第18条の5において準用する同法第16条の2の規定による日本行政書士会連合会の会則の認可又は変更の認可	局長		大臣	
		18 行政書士法第18条の4第5項の規定による日本行政書士会連合会の資格審査会の委員の承認	局長		大臣	
		19 行政書士法第18条の6の規定による日本行政書士会連合会に対する報告の提出要求及び業務動告	局長		大臣	
住民制度課	行住	1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第30条の17第1項の規定による地方公共団体情報システム機構の本人確認情報管理規程の認可(変更の認可を含む。)及び同条第2項の規定による本人確認情報管理規程の変更命令	局長		大臣	
		2 住基法第30条の19の規定による地方公共団体情報システム機構の本人確認情報処理事務の実施に關し監督上必要な命令	局長		大臣	
		3 住基法第30条の20第1項の規定による地方公共団体情報システム機構に対する報告の徵収及び立入検査	局長		大臣	
		4 住基法第30条の23の規定による地方公共団体情報システム機構の本人確認情報提供手数料等の額の認可	局長		大臣	
		5 住基法第30条の34の規定による地方公共団体情報システム機構の本人確認情報開示手数料の額の認可	局長		大臣	
		6 住基法第31条第2項の規定による市町村長に対する助言、勧告等	大臣	関係局部課	大臣	
		7 住基法第31条第3項の規定による助言、勧告のための関係大臣への協議	大臣	関係局部課	大臣	
		8 住基法第33条第2項の規定による住民の住所の決定	大臣	関係局部課	大臣	
		9 住基法第33条第3項の規定による住民の住所の決定の通知	課長	関係局部課	大臣	
		10 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号。以下「住表法」といいう。)第12条の規定による住居表示の実施についての必要な技術的基準の策定	大臣		大臣	
		11 住表法第10条第2項の規定による市町村の住居表示の実施の勧告	局長		大臣	
		12 住表法第10条第3項の規定による市町村が処理する事務についての報告の要求又は技術的な援助若しくは助言	局長		大臣	
		13 住表法に基づく住居表示についての実施地域の告示	課長	官房総務課	大臣	
		14 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第17条第1項第5号の規定による特定認証業務を行う者の認定	局長		大臣	
		15 公的個人認証法第17条第1項第6号の規定による署名利用者が電子署名を行ったこと又は利用者証明利用者が電子利用者証明を行ったことの確認を行う者の認定	局長		大臣	
		16 公的個人認証法第17条第2項の規定による認定の更新	課長		大臣	
		17 公的個人認証法第17条第3項の規定による認定の取消し	局長		大臣	
		18 公的個人認証法第38条の2第1項の規定による特定利用者証明検査者の認可	局長		大臣	
		19 公的個人認証法第38条の2第4項の規定による変更の認可	課長		大臣	

20	公的個人認証法第38条の2第6項の規定による認可の取消し	局長	大臣
21	公的個人認証法第39条第1項の規定による地方公共団体情報システム機構の認証事務管理規程の認可(変更の認可を含む。)及び同条第2項の規定による認証事務管理規程の変更命令	局長	大臣
22	公的個人認証法第42条の規定による地方公共団体情報システム機構の認証事務の実施に際し監督上必要な命令	局長	大臣
23	公的個人認証法第43条の規定による地方公共団体情報システム機構に対する報告の徴収及び立入検査	局長	大臣
24	公的個人認証法第60条の規定による地方公共団体情報システム機構の認証業務情報開示請求手数料の額の認可	局長	大臣
25	公的個人認証法第63条第2項の規定による署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限違反行為の中止等の勧告及び同条第3項の規定による命令	局長	大臣
26	公的個人認証法第64条の規定による署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限違反に関する報告の徴収及び立入検査	局長	大臣
27	公的個人認証法第66条第1項の規定による同法第17条第1項第5号又は第6号により総務大臣が認定した者に対する報告の徴収	局長	大臣
28	公的個人認証法第67条の規定による地方公共団体情報システム機構の手数料の額の認可(変更の認可を含む。)	局長	大臣
29	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成15年政令第408号)第9条の2第1項の規定による変更の認定	課長	大臣
30	地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)第5条第2項の規定による定款の変更認可	局長	大臣
31	地方公共団体情報システム機構法第12条第5項の規定による監事からの意見の提出の処理	課長	供覧
32	地方公共団体情報システム機構法第13条第3項の規定による役員の任命及び同法第16条第4項の規定による役員の解任に係る届出の処理	局長	供覧
33	地方公共団体情報システム機構法第23条第1項の規定による業務方法書の届出の処理	局長	供覧
34	地方公共団体情報システム機構法第28条第2項の規定による予算等の届出の処理	局長	供覧
35	地方公共団体情報システム機構法第30条第1項及び第2項の規定による財務諸表等の提出の処理	局長	供覧
36	地方公共団体情報システム機構法第31条の規定による会計規程の届出の処理	課長	供覧
37	地方公共団体情報システム機構法第34条第1項の規定による報告及び検査	局長	大臣
38	地方公共団体情報システム機構法第35条第1項の規定による違法行為等の是正	事務次官	大臣
外国人住民 基本台帳室	行外	1 外国人住民に係る住民基本台帳制度に関する企画及び立案	大臣
市町村課	行市	1 自治法第7条第2項の規定による市の廃置分合の協議	大臣
		2 自治法第8条第3項の規定による町村を市とする処分等の協議	大臣
		3 自治法第252条の2第4項、第252条の7第3項及び第252条の14第3項の規定による協議会の設置、機関の共同設置及び事務の勧告	大臣
		4 自治法第318条の規定による事務の委託の勧告	大臣
		5 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第6条の規定による事務の承継の決定	大臣
		6 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和39年法律第106号。以下「大規模法」という。)第2条第3項の規定による告示	大臣
		7 大規模法第3条の規定による設置選挙の指定する日	大臣
		8 自治法第284条第3項の規定による広域連合で数都道府県が加入するものの設置の許可	大臣
		9 自治法第284条第2項及び第284条第3項の規定による一部事務組合及び広域連合(数都道府県が加入するものを除く。)の設置の許可	事務次官
		10 自治法第291条の10第1項の規定による広域連合の解散の許可	事務次官
		11 自治法第293条の規定による市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものとの設立の許可又は解散の許可	事務次官
		12 自治法第3条第5項の規定による地方公共団体の名称の変更の告示等	局長
		13 自治法第7条第3項の規定による都道府県の境界にわたる市町村の境界変更	局長
		14 自治法第7条第3項の規定による都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合の決定及び自治法第7条第4項の規定による当該市町村の属すべき都道府県の決定	大臣
		15 自治法第7条第7項の規定による市町村の廃置分合及び境界変更(人口異動を伴うものに限る。)の告示等	局長
		16 自治法第7条第7項の規定による市町村の境界変更(人口異動を伴うものを除く。)の告示等	課長
		17 自治法第7条の2第3項の規定による所属未定地域の編入の告示	局長
		18 自治法第8条第3項の規定による町村を市とする処分等の告示等又は村を町とする処分等の告示等	局長
		19 自治法第8条の2第4項及び第5項の規定による報告の処理等	局長
		20 自治法第9条第6項(同法第9条の2第6項、第9条の3第6項において準用される場合を含む。)の規定による市町村の境界の確定の告示等	局長
		21 自治法第9条の3第2項の規定により公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものとの決定	局長
		22 自治法第259条第4項前段の規定による郡の区域の変更等の告示等	局長
		23 自治法第286条第1項及び第291条の3第1項の規定による一部事務組合及び広域連合の規約等の変更の許可	局長
		24 項の規定による広域連合の設置等の告示及び関係行政機関への通知(都道府県知事からの報告に係るものを除く。)	局長
		25 項の規定による広域連合の設置等の関係行政機関への通知(都道府県知事からの報告に係るものを限る。)	課長
		26 自治法第293条の規定による市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものとの規約等の変更の許可	局長
		27 自治令第178条第3項の規定による町村の属する郡の告示等	局長
		28 自治令第218条の規定による告示等	官房総務課

		29	自治法第7条第7項の規定による市町村の境界変更(人口異動を伴うものを除く)の告示等	課長	官房総務課	大臣	
		30	旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第16条及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第58条の規定による助言、情報の提供に関する企画、立案及び総合調整	局長		大臣	
		31	自治法第252条の22第1項の規定による中核市の指定に関する企画、立案及び総合調整	局長		大臣	
行政経営支援室	行経	1	地方公共団体の行政改革の推進のための支援及び情報の提供に関する企画、立案及び総合調整	局長		大臣	
		2	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第7条の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の設立認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	事務次官		大臣	
		3	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第7条の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の設立認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	事務次官	公務員課	大臣	
		4	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第88条第1項第1号の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の解散認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	事務次官		大臣	
		5	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第88条第1項第1号の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の解散認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	事務次官	公務員課	大臣	
		6	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第108条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の吸収合併認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	事務次官		大臣	
		7	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第108条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の吸収合併認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	事務次官	公務員課	大臣	
		8	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第112条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の新設合併認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	事務次官		大臣	
		9	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第112条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の新設合併認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	事務次官	公務員課	大臣	
		10	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第2項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の定款の変更認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	局長		大臣	
		11	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第2項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人及び同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の定款の変更認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	局長	公務員課	大臣	
地域政策課	行政	1	地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案	大臣			
		2	地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案のうち法令等の制度に係るものその他の特に重要なもの	大臣			
		3	地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案(特に重要なものを除く。)並びに実施のうち重要なもの	地域力創造審議官		大臣	
		4	地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの実施のうち軽微なもの	課長		課長	
		5	都道府県知事会議の開催の通知に関する文書	地域力創造審議官		大臣	
		6	都道府県知事会議に係る経費支出同等の庶務に関する文書	課長		課長	
		7	国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整のうち、大臣、副大臣、政務官及び次官等が参画する会議に関するものその他の特に重要なもの	副大臣	関係局部課	大臣	
		8	国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整のうち、局長等が参画する会議に関するものその他の重要なもの	地域力創造審議官	関係局部課	大臣	
		9	国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整のうち、課長等が参画する会議に関するものその他の軽微なもの	課長		課長	
		10	株式会社地域経済活性化支援機構法第4条第2項及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第4条第2項の規定による募集株式を引き受ける者の募集の認可	地域力創造審議官		大臣	
		11	株式会社地域経済活性化支援機構法第9条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第9条の規定による機構の設立の認可	大臣		大臣	
		12	株式会社地域経済活性化支援機構法第10条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第10条の規定による設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任の認可	大臣		大臣	
		13	株式会社地域経済活性化支援機構法第13条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第13条の規定による取締役及び監査役の選任及び解任の決議の認可	副大臣		大臣	
		14	株式会社地域経済活性化支援機構法第17条第5項の規定による地域経済活性化支援委員会の委員の選定及び解職の決議の認可	副大臣		大臣	
		15	株式会社地域経済活性化支援機構法第21条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第15条の規定による定款の変更の決議の認可	副大臣		大臣	
		16	株式会社地域経済活性化支援機構法第22条第2項及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第16条第2項の規定による機構の目的を達成するために必要な業務の認可	地域力創造審議官		大臣	
		17	株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第1項の規定による地域経済の再建等に重大な影響を及ぼすおそれがあることの認定	大臣		大臣	
		18	株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第8項及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条第7項の規定による支援決定期間の延長の認可	地域力創造審議官		大臣	

19	株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律附則第2条第3項の規定によりなお從前の例によることとされた、同法による改正前の株式会社企業再生支援機構法第33条第2項に規定する場合について準用する25条第8項の規定による再生支援の決定に係る事業所管大臣への意見の陳述	課長		大臣		
20	株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第7項の規定による特定支援決定期間の延長の認可	地域力創造審議官		大臣		
21	株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の9第6項の規定による特定信託引受決定期間の延長の認可	地域力創造審議官		大臣		
22	株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の10第5項の規定による特定出資決定期間の延長の認可	地域力創造審議官		大臣		
23	株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律附則第2条第3項の規定によりなお從前の例によることとされた、同法による改正前の株式会社企業再生支援機構法第33条第1項の規定による債権等の譲渡その他の処分の決定に係る意見の陳述	地域力創造審議官		大臣		
24	株式会社地域経済活性化支援機構法第39条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第33条の規定による予算の認可	地域力創造審議官		大臣		
25	株式会社地域経済活性化支援機構法第41条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第35条の規定による剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可	地域力創造審議官		大臣		
26	株式会社地域経済活性化支援機構法第42条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第36条の規定による財務諸表の承認	地域力創造審議官		大臣		
27	株式会社地域経済活性化支援機構法第43条第1項及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第39条第1項の規定による資金の借入及び社債の発行の認可	地域力創造審議官		大臣		
28	株式会社地域経済活性化支援機構法第45条第2項及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第41条第2項の規定による監督上必要な命令	地域力創造審議官		大臣		
29	株式会社地域経済活性化支援機構法第46条第1項及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第42条第1項の規定による報告及び検査	地域力創造審議官		大臣		
30	株式会社地域経済活性化支援機構法第48条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第44条の規定による合併、分割又は解散の決議の認可	大臣		大臣		
31	株式会社地域経済活性化支援機構法第60条及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条の規定による課税の特例措置を受けるための証明書類の交付	課長		大臣		
32	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法附則第3条の規定による買取価格の算定に関する指針の作成	地域力創造審議官		大臣		
33	産業競争力強化法第113条の規定による創業支援事業計画の認定	地域力創造審議官	関係局部課	大臣		
34	産業競争力強化法第114条の規定による創業支援事業計画の変更の認定又は認定の取消し	地域力創造審議官	関係局部課	大臣		
地域情報政策室	行情	1 地方自治に係る調査及び統計の作成についての関係部局の調整のうち重要なもの	地域力創造審議官			
		2 地方自治に係る調査及び統計の作成についての関係部局の調整のうち軽微なもの	室長			
		3 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整のうち重要なもの	地域力創造審議官			
		4 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整のうち軽微なもの	室長			
		5 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理のうち重要なもの	地域力創造審議官			
		6 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理のうち軽微なもの	室長			
		7 地方自治に係る政策(情報化に係るものに限る。)の企画及び立案並びに公文書類に関する意見についての関係部局の調整のうち重要なもの	地域力創造審議官			
		8 地方自治に係る政策(情報化に係るものに限る。)の企画及び立案並びに公文書類に関する意見についての関係部局の調整のうち軽微なもの	室長			
国際室	行国	1 地方自治に係る政策(国際関係に係るものに限る。)の企画及び立案のうち法令等の制度に係るものその他の特に重要なもの	大臣			
		2 地方自治に係る政策(国際関係に係るものに限る。)の企画及び立案(特に重要なものを除く。)並びに実施及び国際協定に関する関係部局の調整のうち重要なもの	大臣官房総括審議官		大臣官房総括審議官	
		3 地方自治に係る政策(国際関係に係るものに限る。)の実施及び国際協定に関する関係部局の調整のうち軽微なもの	室長		室長	
		4 地方自治に係る国際協力に関するものの企画及び立案のうち法令等の制度に係るものその他の特に重要なもの	大臣			
		5 地方自治に係る国際協力に関するものの企画及び立案(特に重要なものを除く。)並びに実施のうち重要なもの	大臣官房総括審議官		大臣官房総括審議官	
		6 地方自治に係る国際協力に関するものの実施のうち軽微なもの	室長		室長	
		7 地方公務員の外国出張に関する外部への依頼	室長		大臣官房総括審議官	
地域自立応援課	行応	1 地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に係るもの企画及び立案のうち法令等の制度に係るものその他の特に重要なもの	大臣		大臣	
		2 地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に係るもの企画及び立案(特に重要なものを除く。)並びに実施のうち重要なもの	地域力創造審議官		地域力創造審議官	
		3 地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に係るもの実施のうち軽微なもの	課長		課長	
人材力活性化・連携交流室	行人	1 人材力の活性化及び国、地方公共団体、非営利活動法人、民間等の連携に係るもの企画及び立案並びに実施のうち重要なもの	地域力創造審議官		地域力創造審議官	
		2 人材力の活性化及び国、地方公共団体、非営利活動法人、民間等の連携に係るもの実施のうち軽微なもの	室長		室長	
		3 地域間交流並びに他の地域からの移住の促進に係るもの企画及び立案並びに実施のうち重要なもの	地域力創造審議官		地域力創造審議官	
		4 地域間交流並びに他の地域からの移住の促進に係るもの実施のうち軽微なもの	室長		室長	
地域振興室	行地	1 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。)第10条第2項の規定による土地開発公社の設立認可	事務次官		大臣	
		2 公拡法第22条第1項の規定による土地開発公社の解散認可	事務次官		大臣	

		3 公拡法第14条第2項の規定による定款の変更の認可	地域力創造 審議官		大臣	
		4 公拡法第19条第2項の規定による業務及び資産の状況報告の聽取又は業務状況等に関する立入検査	地域力創造 審議官		大臣	
		5 公拡法第19条第5項の規定による設立団体に対する業務命令等の措置要求	地域力創造 審議官		大臣	
		6 地方行政連絡会議事務局長会議の開催	地域力創造 審議官	官房秘書課	大臣	
		7 地域開発関係法令の規定に基づく國の基本方針の決定又は改定(軽微な改定を除く。)その他の特に重要なもの	事務次官	関係局部課	大臣	
		8 地域開発関係法令の規定に基づく國の基本方針の軽微な改定、地方公共団体が作成する基本計画等に対する同意その他の重要なもの	地域力創造 審議官	関係局部課	大臣	
		9 地域開発関係法令の規定に基づく関係行政機関への通知その他の軽微なもの	室長	関係局部課	大臣	
過疎対策室	行過	1 過疎対策に係る地域の振興に関するものの企画及び立案並びに実施のうち重要なもの	地域力創造 審議官		地域力創造 審議官	
		2 過疎対策に係る地域の振興に関するものの実施のうち軽微なもの	室長		室長	
		3 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定による過疎地域の市町村の公示	地域力創造 審議官	官房総務課	大臣	
		4 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項の規定による自立促進方針の策定に係る同意並びに都道府県及び関係行政機関の長との協議	地域力創造 審議官		大臣	
		5 過疎地域自立促進特別措置法第6条第5項の規定による市町村計画の受理(第6条第7項において準用する場合を含む。)	地域力創造 審議官			
		6 過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定による関係行政機関の長への市町村計画の内容の通知及び関係行政機関の長の意見の受理(第6条第7項及び第7条第5項において準用する場合を含む。)	地域力創造 審議官		大臣	
		7 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定による都道府県計画の受理(第7条第4項において準用する場合を含む。)	地域力創造 審議官			
		8 過疎地域自立促進特別措置法第8条の規定による関係行政機関の長に対する協力の要請	地域力創造 審議官		大臣	
		9 過疎地域自立促進特別措置法第9条の規定による関係地方公共団体についての調査	地域力創造 審議官		大臣	
		10 過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)附則第3条第1項の規定による特定市町村の公示	地域力創造 審議官	官房総務課	大臣	
		11 過疎地域自立促進特別措置法施行令附則第3条第5項の規定により過疎地域自立促進特別措置法附則第5条第2項の規定が適用される市町村の公示	地域力創造 審議官	官房総務課	大臣	
		12 過疎地域自立促進特別措置法施行令附則第4条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域の公示	地域力創造 審議官	官房総務課	大臣	
公務員部公務員課	行公	1 地方公務員に関する制度の企画及び立案(給与能率推進室、女性活躍・人材活用推進室、応援派遣室、安全厚生推進室及び福利課の所掌に属するものを除く。)		大臣		
		2 自治法第4条の2第3項の規定による特別の日を地方公共団体の休日とするための協議	局長	関係局部課	大臣	
公務員部給与能率推進室	行給	1 地方公務員の給与、定数及び研修に関する制度の企画及び立案		大臣		
		2 地方公務員給与実態調査に関する統計法第9条又は第11条の規定に基づく実施並びに変更及び中止の承認申請	局長		大臣	
		3 地方公務員給与実態調査規則(昭和33年総理府令第57号)の規定に基づく決定及び指定に関する文書	部長	関係局部課	大臣	
		4 地方公務員給与実態調査補充調査の調査票様式及び調査要領の決定	部長	関係局部課		
		5 地方公務員給与実態調査補充調査の集計結果表の作成	部長			
公務員部女性活躍・人材活用推進室	行女	1 高齢社会に対応する人事行政に関する事項の企画、立案及び総合調整		大臣		
		2 地方公務員の人事評価に関する制度の企画及び立案		大臣		
		3 地方公務員の女性職員の活躍及び多様な人材の活用推進に関する事項の企画及び立案		大臣		
公務員部応援派遣室	行派	1 災害時における地方公務員の派遣に関する制度の企画、立案及び総合調整のうち特に重要なもの		大臣		大臣
		2 災害時における地方公務員の派遣に関する制度の企画、立案及び総合調整のうち重要なもの	部長		部長	
		3 災害時における地方公務員の派遣に関する制度の企画、立案及び総合調整のうち軽微なもの	室長		室長	
		4 災害マネジメント総括支援員等の登録及び登録抹消に関する事項	部長		部長	
公務員部福利課	行福	1 地方公務員の厚生福利に関する制度の企画及び立案		大臣		
		2 地方議会議員及び地方団体関係団体職員の年金制度の企画及び立案		大臣		
		3 地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「地共令」という。)、地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第20号。以下「地共則」という。)及び地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府、文部、自治省令第1号。以下「地共程」という。)の規定による運用方針の決定	局長		大臣	
		4 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「地共法」という。)第144条の27第5項の規定による地方公務員共済組合(以下この項において「組合」という。)又は全国市町村職員共済組合連合会(以下この項において「市町村連合会」という。)若しくは地方公務員共済組合連合会に対する業務命令	副大臣		大臣	
		5 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号。以下「平成23年改正法」という。)附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成23年改正法による改正前の地共法第170条第4項の規定による存続共済会(平成23年改正法附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会をいう。以下同じ。)に対する業務命令	副大臣		大臣	
		6 地共令附則第41条第1項の規定による都市職員共済組合の設置に係る承認	局長		大臣	

7	地共令附則第44条第1項の規定による短期給付に関する規定を適用しないことについての承認	局長	大臣	
8	地共令附則第73条第2項又は第3項の規定による追加費用の告示	局長	大臣	
9	地共法第5条第3項の規定による組合の定款の変更の認可	局長	大臣	
10	地共法第5条第4項の規定による組合の定款変更の認可に係る内閣総理大臣又は文部科学大臣からの協議	課長	大臣	
11	地共法第5条第5項の規定による組合の定款変更の認可に係る協議に係る財務大臣の意見の聴取	課長	大臣	
12	地共法第28条第2項の規定による市町村連合会の定款の変更の認可	局長	大臣	
13	地共法第38条の3第2項の規定による地方公務員共済組合連合会の定款の変更の認可	局長	大臣	
14	地共法第38条の3第3項の規定による地方公務員共済組合連合会の定款変更の認可に係る財務大臣の意見の聴取	課長	大臣	
15	地共法第38条の3第4項の規定による地方公務員共済組合連合会の定款変更の認可に係る内閣総理大臣及び文部科学大臣との協議	課長	大臣	
16	地共法第122条の規定による地方財政審議議会への意見の聴取	局長	大臣	
17	平成23年改正法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成23年改正法による改正前の地共法第152条第2項の規定による存続共済会の定款の変更の認可	局長	大臣	
18	地共令第23条の2の規定による附加給付の基準の決定	局長	大臣	
19	地共令附則第30条の2の2第1項の規定により総務大臣が認定する特別調整組合の決定	局長	大臣	
20	地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和53年政令第25号。以下「財形令」という。)第2条第1号の規定による総務大臣が定める者の決定	局長	大臣	
21	財形令第3条第1項の規定による財産形成事業に係る基本計画の作成又は変更	局長	大臣	
22	財形令第3条第2項の規定による財産形成事業に係る基本計画の作成又は変更に係る内閣総理大臣又は文部科学大臣との協議	課長	大臣	
23	財形令第4条第3項及び第7条の規定による財産形成事業に係る貸付けの条件等の決定	局長	大臣	
24	財形令第7条の規定による財産形成事業に係る分譲及び貸付けの条件等の決定に係る内閣総理大臣又は文部科学大臣との協議	課長	大臣	
25	国民年金法(昭和34年法律第141号)第94条の5第1項及び第2項並びに国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第82条の8の規定による基礎年金拠出金等に係る厚生労働大臣への報告	課長	大臣	
26	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第84条の8第1項から第3項及び厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第88条の9の規定による厚生年金拠出金等に係る厚生労働大臣への報告	課長	大臣	
27	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「昭和61年経過措置政令」という。)第62条の6の規定により読み替えられた国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第11条の4第6項及び昭和61年経過措置政令第59条第1項の規定による基礎年金拠出金等に係る厚生労働大臣からの協議	課長	大臣	
28	厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)第4条の2の5第2項及び第8条の8第1項の規定により読み替えられた第4条の2の11第2項の規定による厚生年金拠出金等に係る厚生労働大臣からの協議	課長	大臣	
29	地共程第12条第2項第2号(地共則第11条の4第2項、第11条の16第2項又は第12条の8第1項(地共程附則第1条の2第3項の規定により読み替える場合を含む。)において準用する場合を含む。)に係る利率の決定	局長	大臣	
30	地共程第13条第1項第2号(地共則第11条の4第2項、第11条の16第2項又は第12条の8第1項(地共程附則第1条の2第3項の規定により読み替える場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による利率の決定	局長	大臣	
31	地共程第13条第1項第2号の規定による利率の決定に係る内閣総理大臣又は文部科学大臣からの協議	課長	大臣	
32	地共程附則第3条の3(地共則第11条の4第2項、第11条の16第2項、第12条の8第1項又は地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年総務省令第52号。以下「平成23年改正省令」という。)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成23年改正省令第1条の規定による改正前の地共則第16条の4第1項において準用する準用する場合を含む。)の規定による利率の決定	局長	大臣	
33	地共程附則第3条の3の規定による利率の決定に係る内閣総理大臣又は文部科学大臣からの協議	課長	大臣	
34	地共法第23条第1項の規定による組合の借入金の承認	部長	大臣	
35	地共法第35条(地共法第38条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定による市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会の借入金の承認	部長	大臣	
36	平成23年改正法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成23年改正法による改正前の地共法第156条の5の規定による存続共済会の借入金の承認	部長	大臣	
37	地共法第144条の28第1項の規定による保険医療機関に対する検査実施の通知	部長	局長	
38	地共令第8条第3号に掲げることの指示	課長	課長	
39	地共令第16条第3項(地共令第20条又は第21条の3において準用する場合を含む。)又は第4項の規定による不動産の取得に係る承認	部長	大臣	
40	地共令第16条第3項(地共令第20条又は第21条の3において準用する場合を含む。)又は第4項の規定による不動産取得以外の資金運用若しくは有価証券運用又は有価証券信託のうち運用方法を特定するものに係る承認	課長	大臣	
41	地共令第16条の2第1項第10号(地共令第20条又は第21条の3において準用する場合を含む。)の規定による不動産の取得に係る承認	部長	大臣	
42	厚生年金保険法第79条の4第3項の規定による積立金基本指針の変更及び同条第6項の規定による積立金基本指針の公表	部長	大臣	
43	厚生年金保険法第79条の4第4項の規定による厚生労働大臣からの協議	課長	大臣	
44	地共法第112条の3第1項の規定による積立金基本指針の内閣総理大臣及び文部科学大臣への通知	課長	大臣	
45	厚生年金保険法第79条の8第2項の規定による業務概況書の評価及び公表	部長	大臣	

46	地共法第112条の15第2項(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第75条の3において準用する場合を含む。)の規定による業務概況書の内閣総理大臣及び文部科学大臣への通知	課長	大臣	
47	厚生年金保険法第79条の9第1項の規定による評価報告書の作成及び公表	部長	大臣	
48	厚生年金保険法第79条の9第2項又は第4項の規定による厚生労働大臣からの協議	課長	大臣	
49	厚生年金保険法第79条の6第4項の規定による管理運用主体の管理運用の方針の承認	部長	大臣	
50	地共法第112条の3第4項の規定による地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針に係る内閣総理大臣及び文部科学大臣との協議	課長	大臣	
51	地共法第112条の4第3項の規定による実施機関の基本方針の承認	部長	大臣	
52	地共法第112条の4第4項の規定による実施機関の基本方針の承認に係る主務大臣からの協議	課長	大臣	
53	地共法第112条の4第5項の規定による実施機関の基本方針の承認に係る地方公務員共済組合連合会の意見の聴取	課長	大臣	
54	地共法第112条の10第4項の規定(一元化法附則第75条の3において準用する場合を含む。)による地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針の承認	部長	大臣	
55	地共法第112条の10第5項の規定(一元化法附則第75条の3において準用する場合を含む。)による地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針の承認に係る財務大臣並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣との協議	課長	大臣	
56	地共法第112条の11第3項(一元化法附則第75条の3において準用する場合を含む。)の規定による管理運用機関の基本方針の承認	部長	大臣	
57	地共法第112条の11第4項(一元化法附則第75条の3において準用する場合を含む。)の規定による管理運用機関の基本方針の承認に係る主務大臣からの協議	課長	大臣	
58	地共法第112条の11第5項(一元化法附則第75条の3において準用する場合を含む。)の規定による管理運用機関の基本方針の承認に係る地方公務員共済組合連合会の意見の聴取	課長	大臣	
59	地共令第28条第3項の規定による長期給付に要する費用の算定方法の決定	部長	局長	
60	地共令第28条第4項の規定による長期給付に要する費用の算定方法の決定に係る財務大臣の意見の聴取	部長	大臣	
61	地共則第5条第1項第2号の規定による条例改正の基準	部長	大臣	
62	地共法第144条の27第4項の規定による組合又は市町村連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の監査の実施	部長	局長	
63	平成23年改正法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成23年改正法による改正前の地共法第170条第3項の規定による存続共済会の監査の実施	部長	局長	
64	地方公務員共済組合の理事長印の証明及び主たる事務所の所在地変更の証明	課長	大臣	
65	地共令第16条第1項第3号に掲げる信託のうち運用方法を特定するものの信託金の運用組入対象及びその割合の特例の適用を受ける共済組合等の認定	課長	大臣	
66	地共令第27条第7項の規定による給付制限の割合の特例に関する協議	課長	大臣	
67	地共令附則第30条の2の規定による短期給付財政調整事業に係る調整掛金率の承認及び調整組合の承認	課長	大臣	
68	地共程第7条第1項の規定による総務大臣が定める業務経理へ繰り入れる金額の決定及び同条3項の規定による承認(地共則第11条の4第2項、第11条の16第2項又は第12条の8第1項(地共程附則第1条の2第3項の規定において読み替える場合を含む。)において準用する場合を含む。)	課長	大臣	
69	地共程第7条第2項(地共程附則第1条の2第3項の規定において読み替える場合を含む。)の規定による主務大臣が定める業務経理へ繰り入れる金額の決定及び同条4項の規定による承認に係る内閣総理大臣又は文部科学大臣からの協議	課長	大臣	
70	地共則第12条の3第3項の規定による経理単位の設定	課長	大臣	
71	平成23年改正省令附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成23年改正省令第1条の規定による改正前の地共則第14条第3項の規定による存続共済会の資金運用に係る承認	課長	大臣	
72	地共則第12条の8第2項の規定による地方職員共済組合の財務の様式の制定	課長	大臣	
73	平成23年改正省令第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成23年改正省令第1条の規定による改正前の地共則第16条の4第2項の規定による存続共済会の財務の様式の制定	課長	大臣	
74	地共則附則第5条の5第1項の規定による財形経理の勘定科目的設定	課長	大臣	
75	地共則附則第6条の3の規定による財形経理の勘定科目的制定	課長	大臣	
76	地共程第6条第2項の規定による経理単位の設定	課長	大臣	
77	地共程第15条、第16条、第58条第3項又は第86条第2項(地共則第1条の4第2項、第11条の16第2項又は第12条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による債権放棄、資産交換等、勘定科目的設定又は別途積立金の取崩し	課長	大臣	
78	平成23年改正省令第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成23年改正省令第1条の規定による改正前の地共則第12条の8第1項において準用する地共程第15条、第16条、第58条第3項又は第86条第2項の規定による債権放棄、資産交換等、勘定科目的設定又は別途積立金の取崩しの承認	課長	大臣	
79	地共程第58条第2項の規定による指定経理の勘定科目的設定	課長	大臣	
80	地共程附則第10条第1項の規定による財形経理の勘定科目的制定	課長	大臣	
81	地共令附則第73条第2項の規定による追加費用の告示に基づく支給条件又は数値の決定	課長	大臣	
82	地共令第30条の4の規定による地方の長期給付に係る収入科目的設定	課長	課長	
83	地共令第30条の5の規定による地方の長期給付に係る支出科目的設定	課長	課長	
公務員部安全厚生推進室 行安	1 地方公務員の厚生、安全衛生及び公務災害補償に関する制度の企画及び立案	大臣		
	2 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。)第5条第2項の規定による地方公務員災害補償基金(以下「地公基金」という。)の定額の変更の認可	局長	大臣	
	3 地公災法第20条第1項の規定による地公基金に対する権限の行使	局長	大臣	

4	地公災法第21条の規定による地公基金に対する定款の変更その他監督上必要とする命令の実施	副大臣		大臣		
5	地公災法第5条第3項の規定による地公基金の定款変更の認可に係る協議に係る財務大臣の意見の聴取	局長		大臣		
6	地公災法第12条第2項の規定による業務規程の制定又は変更についての報告の処理	局長				
7	地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「地公災令」という。)第2条の規定による地公災法第5条第2項の総務大臣の認可を要しない定款変更事項の指示	局長		大臣		
8	地公災法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年省令第27号。以下「地公災則」という。)第3条第4項の規定による改定率の指定	部長		大臣		
9	地公災則第2条第11項及び第13項の規定による最高限度額及び最低限度額の決定	部長		大臣		
10	地公災法第30条の2第1項の規定による介護補償の額の指定	部長		大臣		
11	地公災法第30条の2第1項第2号の規定による施設の指定	部長		大臣		
12	地公災法第36条第2項第2号並びに地公災法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに第5条の規定による再評価率の指定	部長		大臣		
13	地公災法第17条の規定による地公基金の事業計画及び予算の報告	部長				
14	地公災法第18条第2項の規定による地公基金の貸借対照表及び損益計算書の報告	部長				
15	地公災法第19条ただし書きの規定による地公基金における借入金の承認	部長		大臣		
16	地公災令第1条第1項第2号の規定による地公災法第2条第1項の職員に含まれる常時勤務を要しない地方公務員の指定	部長		大臣		
17	地公災令第3条の規定による船員である地公災法第2条第1項の職員に係る日額旅費のうちの一部で、同法同条第5項までの規定による平均給与額に加えるべきものの指定	部長		大臣		
18	地公災則第3条第6項の規定による地公基金が定める平均給与額の承認	部長		大臣		
19	地公災規則第3条第7項の規定による最低限度額の指定	部長		大臣		
20	地公災則第7条第4号の規定による地公基金が定める資金の運用方法の承認	部長		大臣		
21	地公災則第39条の規定による地公基金がする福祉事業の内容についての報告	部長				
22	地公災則第44条の規定による地公基金が定める概算負担金の追加納付についての承認	部長		大臣		
23	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第1条第3項の規定による地公基金が定める平均給与額の承認	部長		大臣		
24	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定による改定率の指定	部長		大臣		
選挙部選挙課	行選	1	公職選挙等の制度の企画及び立案	大臣		
		2	最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票の制度の企画及び立案	大臣		
		3	地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票の制度の企画及び立案	大臣		
		4	一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票の制度の企画及び立案	大臣		
		5	政党その他の政治団体の制度の企画及び立案	大臣		
		6	公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。)第2条第1項及び第2項の規定による市町村の境界変更(人口異動を伴うものに限る。)に係る区域が属すべき選挙区の決定、告示及び関係機関への通知	大臣		大臣
		7	公選令第2条第1項及び第2項の規定による市町村の境界変更(人口異動を伴うものを除く。)に係る区域が属すべき選挙区の決定、告示及び関係機関への通知	部長	官房総務課	大臣
		8	公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第49条の2の規定による外務大臣との協議	部長		大臣
		9	公選令第59条の5の3第1項の規定による関係大臣との協議	部長		大臣
		10	公選令第142条第6項の規定による領事官の定める時間の承認	部長		大臣
選挙部管理課	行管	1	公選令第131条第1項の規定による選挙の一部無効による再選挙に関する事務を行うべき選挙管理委員会の指定	大臣		大臣
		2	公選法第108条第2項の規定による衆議院議員又は参議院議員の当選人の内閣総理大臣への報告	部長		大臣
		3	公選法第111条第1項第1号の規定による衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員に欠員が生じた場合の都道府県の選挙管理委員会への通知	部長		大臣
		4	公選法第111条第1項第2号の規定による衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員に欠員が生じた場合の中央選挙管理会への通知	部長		大臣
		5	最高裁判所裁判官国民審査法第33条第2項の規定による審査の結果報告についての内閣総理大臣への通知	部長		大臣
		6	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「執行経費法」という。)第18条第1項の規定による経費の交付決定	部長	官房会計課	大臣
		7	執行経費法第18条第2項の規定による経費の追加交付決定	部長	官房会計課	大臣
		8	総選挙及び通常選挙啓発事業の実施計画の作成	部長		
		9	総選挙及び通常選挙啓発推進事業要綱の作成及び民間団体に対する協力依頼	部長		部長
		10	選挙をきれいにする国民運動推進本部の開催	部長		大臣
		11	財団法人明るい選挙推進協会に対する明るい選挙推進事業委託要綱第7条第1項の規定に基づく財産の処分の承認	局長	官房会計課	大臣
		12	執行経費法第19条の規定による投票区又は開票区の設置の基準の定め	部長		大臣
		13	中央選挙管理会の開催	部長		大臣
		14	公選法第150条第6項の規定による政見放送の日本放送協会等との協議	部長		大臣
		15	公選法第201条の6第3項(公選法第201条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による政党その他の政治団体に対する確認書の交付	部長		大臣
		16	公選法第201条の6第4項(公選法第201条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県の選挙管理委員会への通知	部長		大臣

17	公選法第201条の11第3項の規定による政治活動のための自動車の表示の交付	部長		大臣	
18	執行経費法第2条第4項の規定による都道府県の出先機関の認定	部長		大臣	
19	執行経費法第7条第4項の規定による選挙公報の配付に特に経費を要する町村の額の定め	部長		大臣	
20	執行経費法第8条の2の規定によるポスター掲示場の経費の特別の額の定め	部長		大臣	
21	執行経費法第11条の規定による新聞広告等の公営に要する経費の定め	部長		大臣	
22	執行経費法第13条第1項の規定による事務費の基本額の協議	部長		大臣	
23	執行経費法第13条第8項の規定による選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本の作成経費の加算額の定め	部長		大臣	
24	執行経費法第13条第9項の規定による投票所入場券又は不在者投票若しくは在外投票に関する書類の送付経費の加算額の定め	部長		大臣	
25	執行経費法第13条第10項の規定による超過勤務手当費の加算額の定め	部長		大臣	
26	執行経費法第13条第12項の規定による船舶借上の必要の認定	部長		大臣	
27	執行経費法第14条第2項の規定による選挙長等の費用弁償額の定め	部長		大臣	
28	執行経費法第18条第3項の規定による不要額の還付命令	部長	官房会計課	大臣	
29	総選挙及び通常選挙啓発放送の実施	部長	官房会計課	部長	
30	総選挙及び通常選挙啓発事業又は総選挙及び通常選挙開票速報委託要領の作成 同委託要領に基づく委託費の交付の手続及び交付決定の取消等の措置	部長	官房会計課	大臣	
31	財団法人明るい選挙推進協会に対する明るい選挙推進事業委託要綱第4条第1項の規定に基づく事業の承認又は変更の承認	部長		大臣	
選挙部政治資金課	行資	1 政治資金制度に関する企画及び立案(政党助成室の所掌に属するものを除く。) 2 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に基づく届出書類等の形式上の不備等について同法第31条の規定による訂正命令(収支公開室の所掌に属するものを除く。) 3 政治資金規正法第7条の2の規定による政治団体の名称等の公表 4 政治資金規正法第17条の規定による政治団体の解散等の告示	大臣 大臣 部長 部長	官房会計課 官房会計課 官房総務課 官房総務課	大臣 大臣 大臣 大臣
選挙部収支公開室	行収	1 政治資金規正法に基づく公職の候補者に係る資金管理団体の届出書類及び政治団体の収支報告書等の形式上の不備等について同法第31条の規定による訂正命令 2 政治資金規正法第20条第1項の規定による報告書の要旨の公表 3 政治資金規正法第19条の2の規定による資金管理団体の名称等の公表 4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の規定による寄附金控除のための確認(管理課の所掌に属するものを除く。)	大臣 部長 部長 課長	官房総務課 官房総務課 官房総務課 大臣	大臣 大臣 大臣 大臣
選挙部支出情報開示室	行支	1 政治資金規正法第19条の16第5項の規定による少額領収書等の写しの提出命令 2 政治資金規正法第19条の16第9項の規定による少額領収書等の写しの提出の期間延長通知 3 政治資金規正法第19条の16第11項の規定による少額領収書等の写しの開示決定 4 政治資金規正法第19条の16第12項の規定による少額領収書等の写しの開示しない旨の通知 5 政治資金規正法第19条の16第13項及び第14項の規定による少額領収書等の写しの開示決定の期限の延長通知 6 政治資金規正法第19条の16第16項の規定による少額領収書等の写しを提出しない旨の通知及び国会議員関係政治団体の名称等の公表	部長 課長 部長 部長 課長 部長	官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課	大臣 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣
選挙部政党助成室	行助	1 政党助成制度に関する企画及び立案 2 政党助成法(平成6年法律第5号)第10条第1項(第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定による政党交付金の額の決定 3 政党助成法第10条第2項の規定による政党交付金の額の変更又は決定 4 政党助成法第10条第3項(第23条第8項又は第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定による政党交付金の額の決定通知又は変更通知 5 政党助成法第23条第6項の規定による未交付金の額の決定 6 政党助成法第33条第1項の規定による政党交付金の交付の停止又は返還の命令 7 政党助成法第33条第2項の規定による政党交付金の返還の命令 8 政党助成法第33条第6項(同第11項又は第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による停止に係る政党交付金の額若しくは返還すべき政党交付金の額又は控除した政党交付金若しくは加算金若しくは延滞金の額等の通知 9 政党助成法第33条第10項の規定による政党交付金の額から、返還を命ぜられた政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額の控除の決定 10 政党助成法第34条第1項の規定による報告書等を提出しない政党に対して交付すべき政党交付金の交付の停止の決定 11 政党助成法に基づく届出書類等の形式上の不備等について同法第37条の規定による訂正命令 12 政党助成法第31条の規定による報告書等の要旨の公表 13 政党助成法第5条第4項(第6条第2項、第24条第3項、第25条第3項又は第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定による届出事項の告示 14 政党助成法第10条第4項(第23条第8項又は第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定による政党交付金の額の告示 15 政党助成法第13条(第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定によるその年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金等の額の告示 16 政党助成法第21条第2項(第27条第6項又は第33条第5項において準用する場合を含む。)の規定による政党等が政治団体でなくなった場合若しくは政党が政党要件を満たしなくなった場合の届出又は政党交付金による支出に充てていない政党交付金の引戻しの告示 17 政党助成法第33条第7項(第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額の告示 18 政党助成法第38条及び政党助成事務委託要綱第2条の規定による政党助成事務委託費の交付額の決定 19 政党助成事務委託要綱第5条第2項の規定による政党助成事務委託費の返還命令	大臣 大臣	官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課 官房会計課	大臣 大臣

	20	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律 第10条の10第3項の規定による解散した法人である政党等の財産の国庫帰属の承認	部長	官房会計課	大臣	
	21	中央選挙管理会の開催(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)に基づくものに限る。)	部長		大臣	

(自治財政局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備考
財政課	財財	1 地方公共団体の財政に関する制度の企画及び立案(他の所掌に属するものを除く。)	大臣			
		2 地方財政法(昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。)第26条の規定による地方交付税の額の減額又は返還の命令	大臣	官房会計課	大臣	
		3 地財法第27条第3項の規定による都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担額に関する市町村の異議申立ての受理及び同条第4項の規定による負担額の更正	大臣		大臣	
		4 地方交付税法(昭和25年法律第211号。以下「地交法」という。)第7条の規定による地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額に関する書類の原案の作成	大臣			
		5 地交法第15条第2項及び第3項の規定により地方公共団体に対して交付すべき特別交付税の額の決定又は額の変更及び当該交付決定額の通知又は変更額の通知	大臣	官房会計課	大臣	
		6 地交法附則第15条第2項の規定による震災復興特別交付税の返還	事務次官	官房会計課	大臣	
		7 地方公共団体の財政運営の助言に関する措置	事務次官		大臣	
		8 地交法第16条の規定による特別交付税の額の交付決定	局長	官房会計課	大臣	
		9 地交法附則第15条第2項の規定による震災復興特別交付税の返還方法に関する意見の聴取	課長		大臣	
調整課	財調	1 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和45年法律第7号。以下「新空港財政援助法」という。)及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号。以下「公害防止財政援助法」という。)に関する企画立案	大臣			
		2 地財法第21条の規定による地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案等についての意見の申出	大臣		大臣	
		3 地財法第22条の規定による地方公共団体の負担を伴う経費の見積りに対する意見の申出	大臣		大臣	
		4 新空港財政援助法第2条第3項、第4項、第5項及び第6項の規定による整備計画の通知、整備計画の協議、決定、通知及び変更	大臣	関係局部課	大臣	
		5 公害防止援助法第3条第4項の規定による公害防止対策事業の協議及び指定	局長	関係局部課	大臣	
		6 新空港財政援助法第3条第1項の規定による整備計画に基づく事業の協議及び指定	局長		大臣	
		7 公害防止財政援助法第5条の規定による地方債の指定	局長	関係局部課	大臣	
		8 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和46年政令第325号)第1条第5項の規定による事業の協議及び指定	局長	関係局部課	大臣	
		9 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第61号)第21条第1項の規定による地方公共団体の出資の協議	局長		大臣	
		10 宅地開発又は住宅建設に関する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項(5省協定)に基づく計画の承認についての協議	局長	地方債課	大臣	
		11 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)及び中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年法律第36号)の規定による地方公共団体の出資の承認	局長		大臣	
		12 空港法(昭和31年法律第80号)第29条第1項の規定による地方公共団体の無利子貸付の承認	局長		大臣	
交付税課	財交	1 地方交付税制度の企画及び立案	大臣			
		2 地交法第10条第3項の規定による普通交付税の額の決定又は変更及び同条第4項の規定による決定通知又は変更通知	大臣	官房会計課	大臣	
		3 地交法第18条第1項の規定による地方交付税の額に関する地方公共団体の審査の請求の受理並びに同条第2項の規定による審査決定及び通知	大臣		大臣	
		4 地交法第19条第4項の規定による地方交付税の超過額の返還	大臣	官房会計課	大臣	
		5 地交法第19条第7項及び第8項の規定による地方交付税の額の算定に用いる数の錯認等の措置に対する異議申立ての受理及び決定	大臣		大臣	
		6 地交法第20条第1項及び第2項の規定による地方交付税の額の減額等の聴取並びに同条第3項の規定による処分の取消又は変更	大臣		大臣	
		7 地交法第20条の2の2の規定による関係行政機関の勧告等の通知の受理及び既に交付した地方交付税の全部又は一部の返還の措置	大臣	官房会計課	大臣	
		8 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成11年法律第17号。以下「特例交付金法」という。)第5条第1項の規定による地方特例交付金の額の決定及び同条第2項の規定による決定通知	大臣	官房会計課	大臣	
		9 地交法第19条第2項の規定による普通交付税の返還	事務次官	官房会計課	大臣	
		10 地交法第16条の規定による普通交付税の交付	局長	官房会計課	大臣	
		11 地交法第19条第1項の規定による地方交付税の額の算定に用いる数の錯認の措置の決定	事務次官	官房会計課	大臣	
		12 地交法第17条の3の規定による地方交付税の額の算定に用いた資料の検査	局長		局長	
		13 特例交付金法第6条の規定による地方特例交付金の交付	局長	官房会計課	大臣	
		14 普通交付税の額の算定に用いる基礎数値及び規則の承認	課長		大臣	
		15 普通交付税の額の算定に用いる数値等の通知	課長		大臣	
		16 地交法第19条第2項の規定による普通交付税の返還方法に関する意見の聴取	課長		大臣	
		17 地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値及び規則の承認	課長		大臣	
		18 地方特例交付金の額の算定に用いる数値等の通知	課長		大臣	
		19 交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第7条の規定による交通安全対策特別交付金の額の決定及び通知	事務次官	官房会計課	大臣	
地方債課	財地	1 地方債制度の企画及び立案のうち重要なもの	大臣		大臣	
		2 地方債制度の企画及び立案(重要なもの及び軽微なもの)を除く。)	局長		大臣	
		3 地方債制度の企画及び立案(軽微なものに限る。)	課長		大臣	

4	地方債計画の策定のうち重要なもの	大臣	大臣		
5	地方債計画の策定(重要なもの及び軽微なものを除く。)	局長	大臣		
6	地方債計画の策定(軽微なものに限る。)	課長	大臣		
7	地方債同意等基準の決定のうち重要なもの	大臣	大臣		
8	地方債同意等基準の決定(重要なもの及び軽微なものを除く。)	局長	大臣		
9	地方債同意等基準の決定(軽微なものに限る。)	課長	大臣		
10	地方財政法施行令(昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。)第20条第4項の規定による地方債充当率の決定のうち重要なもの	大臣	大臣		
11	地財令第20条第4項の規定による地方債充当率の決定(重要なもの及び軽微なものを除く。)	局長	大臣		
12	地財令第20条第4項の規定による地方債充当率の決定(軽微なものに限る。)	課長	大臣		
13	地財法第5条の4の規定による許可団体の指定又は指定の解除	局長	大臣		
14	当せん金付証票の発売計画の受理	局長			
15	当せん金付証票法(昭和23年法律第144号。以下「当せん証法」といふ。)第4条の規定による市の指定	事務次官	大臣		
16	競馬法(昭和23年法律第158号)第1条の規定による市町村の指定	局長	大臣		
17	自転車競技法(昭和23年法律第209号)第1条の規定による市町村の指定又は取消	局長	大臣		
18	モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第2条の規定による市町村の指定又は取消	局長	大臣		
19	地方債の同意及び許可手続、届出の手続のうち重要なもの	局長	大臣		
20	地方債の同意及び許可手続、届出の手続(重要なものを除く。)	課長	大臣		
21	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第102条第1項及び災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第43条第3項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)第43条第2項、第44条第2項及び第45条第2項の規定による地域又は市町村の指定	局長	大臣		
22	当せん証法第4条の規定による当せん金付証票の発売の許可及び同法第5条第2項の規定による指定のうち重要なもの	大臣	大臣		
23	当せん証法第4条の規定による当せん金付証票の発売の許可及び同法第5条第2項の規定による指定(重要なもの及び軽微なものを除く。)	局長	大臣		
24	当せん証法第4条の規定による当せん金付証票の発売の許可及び同法第5条第2項の規定による指定(軽微なものに限る。)	課長	大臣		
25	当せん金付証票法施行規則(昭和60年省令第20号)第2条の規定による資金の管理方法の指定	課長	大臣		
26	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)第5条第2項の規定による定款の変更認可	局長	大臣		
27	地方公共団体金融機構法第18条第5項の規定による監事からの意見の提出の処理	局長		供覧	
28	地方公共団体金融機構法第19条第3項の規定による役員の任命及び同法第22条第4項の規定による役員の解任に係る届出の処理	局長	関係部局課	供覧	
29	地方公共団体金融機構法第31条第1項の規定による業務方法書の届出の処理	局長		供覧	
30	地方公共団体金融機構法第34条第2項の規定による予算等の届出の処理	課長		供覧	
31	地方公共団体金融機構法第36条第1項及び第2項の規定による財務諸表等の提出の処理	課長		供覧	
32	地方公共団体金融機構法第47条第1項の規定による地方公共団体健全化基金に係る収入及び支出の見込み及び基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類の提出の処理	課長		供覧	
33	地方公共団体金融機構法第47条第2項の規定による地方公共団体健全化基金に係る収入及び支出の実績並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の状況を記載した書類の提出の処理	課長		供覧	
34	地方公共団体金融機構法第48条の規定による会計規程の届出の処理	課長		供覧	
35	地方公共団体金融機構法第50条第1項の規定による報告及び検査	局長	大臣		
36	地方公共団体金融機構法第51条第1項の規定による違法行為等の是正	事務次官	大臣		
37	地方公共団体金融機構法附則第13条第4項の規定による一般勘定と管理勘定との間における資金融通の認可	課長	大臣		
38	地方公共団体金融機構法附則第15条第1項の規定による公庫債権管理計画の認可	課長	大臣		
39	地方公共団体金融機構法附則第15条第3項の規定による公庫債権管理計画の変更の命令	局長	大臣		
40	地方公共団体金融機構法附則第15条第4項の規定による長期借入又は機構債券発行の報告の処理	課長		供覧	
41	地方公共団体金融機構法附則第17条第1項及び第2項の規定による短期借入金の認可	局長	大臣		
42	地方公共団体金融機構法附則第18条の規定による重要な財産の処分等の認可	局長	大臣		
43	地方公共団体金融機構法附則第20条第1項の規定による公庫債権管理業務に係る報告及び検査	局長	大臣		
44	地方公共団体金融機構法附則第20条第3項の規定による公庫債権管理業務の運営の改善の求め	局長	大臣		
45	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第34条第2項の規定による総務大臣の定める率の定め	課長	大臣		
46	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第41条第2項の規定に基づく総務大臣の定める地方債の定め	課長	大臣		
47	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第43条第2項の規定に基づく総務大臣の定め	課長	大臣		
48	地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令第3条の規定に基づく総務大臣及び財務大臣が定める率の定め	課長	大臣		
公営企業課	1	地方公営企業制度の企画及び立案	大臣		
	2	自治法第252条の17の6の規定に基づく総務大臣の権限の行使で公営企業に係るもの的基本方針の決定(公営企業経営室及び準公営企業室の所掌に属するものを除く。以下この項の第6号、第7号、第16号から第19号まで、第27号及び第30号において同じ。)	副大臣	大臣	
	3	地企法第41条の規定によるあっせん、調停又は勧告	副大臣	大臣	
	4	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「地独法」という。)第7条の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の設立認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	事務次官	行政経営支援室	大臣

5	地独法第7条の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の設立認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	事務次官	行政経営支援室 公務員課	大臣	
6	地独法第88条第1項第1号の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の解散認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	事務次官	行政経営支援室	大臣	
7	地独法第88条第1項第1号の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の解散認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	事務次官	行政経営支援室 公務員課	大臣	
8	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第108条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型独立行政法人に限る。)の吸収合併認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	事務次官	行政経営支援室	大臣	
9	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第108条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の吸収合併認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	事務次官	行政経営支援室 公務員課	大臣	
10	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第112条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の新設合併認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	事務次官	行政経営支援室	大臣	
11	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第112条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の新設合併認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	事務次官	行政経営支援室 公務員課	大臣	
12	自治法第252条の17の6の規定に基づく総務大臣の権限の行使で公営企業に係るもの実施	局長		大臣	
13	地企法第40条の3第1項の規定による助言又は勧告	局長		大臣	
14	地企法第40条の3第2項の規定による報告の要求	局長		大臣	
15	地独法第8条第2項の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の定款の変更認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合を除く。)	局長	行政経営支援室	大臣	
16	地独法第8条第2項の規定による地方独立行政法人(同法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人に限る。)の定款の変更認可(特定地方独立行政法人に係る認可の場合に限る。)	局長	行政経営支援室 公務員課	大臣	
17	公営企業の統計に関する調査及び公表	局長		局長	
18	公営企業のうち公営企業経営室及び準公営企業室の所掌に属するもの以外の地方債の同意等予定額の決定(都道府県、指定都市、市町村)	事務次官		大臣	
19	公営企業のうち公営企業経営室及び準公営企業室の所掌に属するもの以外に係る地財法第5条の3第1項の規定による地方債の協議に対する総務大臣の同意又は同法第5条の4第1項、第3項、第4項若しくは第5項の規定による総務大臣の許可(都道府県及び指定都市)	局長		大臣	
20	公営企業のうち公営企業経営室及び準公営企業室の所掌に属するもの以外に係る地財法第5条の3第6項の規定による地方債の届出の処理	局長		大臣	
21	公営企業のうち公営企業経営室及び準公営企業室の所掌に属するもの以外に係る地財令第17条第3項の規定による地方債の報告の処理	局長		大臣	
22	公営企業のうち公営企業経営室及び準公営企業室の所掌に属するもの以外に係る地財令第2条第3項の規定による同意又は同令第21条第3項若しくは同令第28条第2項の規定による同意(市町村)	局長		大臣	
23	地道公法第9条第3項の規定による国土交通大臣が行う認可に関する協議	局長		大臣	
24	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)第22条第3項の規定により準用する同法第3条第5項の規定による資金不足比率の概要の公表	局長		大臣	
25	健全化法第24条の規定により準用する同法第5条第5項の規定による経営健全化計画の概要の公表	事務次官		大臣	
26	健全化法第24条の規定により準用する同法第5条第3項において準用する場合の同条第5項の規定による経営健全化計画の変更の概要の公表	局長		大臣	
27	健全化法第24条の規定により準用する同法第6条第3項の規定による経営健全化計画の実施状況の概要の公表	局長		大臣	
28	健全化法第24条の規定により準用する同法第7条第1項の規定による経営健全化団体の長に対する勧告及び同条第2項の規定によるその内容の公表	大臣		大臣	
29	健全化法第27条第6項の規定により準用する同条第3項の規定による経営健全化計画完了の報告の概要の公表	局長		大臣	
30	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)第9条第1号の規定による地方債の指定	課長		大臣	
31	地財法第33条の5の7第1項の規定による第三セクター等改革推進債の経過措置に係る計画についての総務大臣の承認	副大臣		大臣	
32	公営企業の経営の健全化に関する事務(第23号から第28号までを除く。)法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条ただし書の規定による法人の債務の指定	課長		課長	
33	公営企業のうち水道事業、工業用水事業、交通事業、電気事業・ガス事業及び簡易水道事業(以下この項において「水道事業等」という。)に係る地方債の同意等予定額の決定(都道府県、指定都市、市町村)	事務次官		大臣	
公営企業経営室	2水道事業等に係る経営健全化団体等の指定及び指定の取消し	大臣		大臣	
	3水道事業等に係る地財法第5条の3第1項の規定による地方債の協議に対する総務大臣の同意又は同法第5条の4第1項、第3項、第4項若しくは第5項の規定による総務大臣の許可(都道府県及び指定都市)	局長		大臣	
	4水道事業等に係る地財法第5条の3第6項の規定による地方債の届出の処理	局長		大臣	
	5水道事業等に係る地財令第17条第3項の規定による地方債の報告の処理	局長		大臣	
	6水道事業等に係る地財令第2条第3項の規定による同意又は同令第21条第3項若しくは同令第28条第2項の規定による同意(市町村)	局長		大臣	
	7自治法第252条の17の6の規定に基づく総務大臣の権限の行使で水道事業等に係るもの的基本方針の決定	事務次官		大臣	
	8地企法第41条の規定による水道事業等に係るあっせん、調停又は勧告	副大臣		大臣	
	9水道事業等に係る地方債の資金区分の決定、同憲及び許可手続	局長		局長	
	10自治法第252条の17の6の規定に基づく総務大臣の権限の行使で水道事業等に係るもの実施	局長		大臣	
	11地企法第40条の3第1項の規定による水道事業等に係る助言又は勧告	局長		大臣	
	12地企法第40条の3第2項の規定による水道事業等に係る報告の要求	局長		大臣	

		13	水道事業等に係る経営健全化計画等の変更の同意	局長	大臣	
		14	水道事業等に係る地方債の起債予定額一覧表様式の決定	室長	室長	
		15	水道事業等に係る地方債の起債台帳の整備	課長	局長	
準公営企業室	財源	1	公営企業のうち港湾整備事業、病院事業・介護サービス事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、下水道事業その他の自治財政局準公営企業室において所掌する「水道事業等」以外の事業(以下この項において「下水道事業等」という。)に係る地方債の同意等予定額の決定(都道府県・指定都市・市町村)	事務次官	大臣	
		2	下水道事業等に係る地財法第5条の3第1項の規定による地方債の協議に対する総務大臣の同意又は同法第5条の4第1項、第3項、第4項若しくは第5項の規定による総務大臣の許可(都道府県及び指定都市)	局長	大臣	
		3	下水道事業等に係る地財法第5条の3第6項の規定による地方債の届出の処理	局長	大臣	
		4	下水道事業等に係る地財令第17条第3項の規定による地方債の報告の処理	局長	大臣	
		5	下水道事業等に係る地財令第2条第3項の規定による同意又は同令第21条第3項若しくは同令第28条第2項の規定による同意(市町村)	局長	大臣	
		6	自治法第252条の17の6の規定に基づく総務大臣の権限の行使で下水道事業等に係るもの的基本方針の決定	事務次官	大臣	
		7	地企法第41条の規定による下水道事業等に係るあっせん、調停又は勧告	副大臣	大臣	
		8	下水道事業等に係る地方債の資金区分の決定、同意及び許可手続	局長	局長	
		9	自治法第252条の17の6の規定に基づく総務大臣の権限の行使で下水道事業等に係るもの実施	局長	大臣	
		10	地企法第40条の3第1項の規定による下水道事業等に係る助言又は勧告	局長	大臣	
		11	地企法第40条の3第2項の規定による下水道事業等に係る報告の要求	局長	大臣	
		12	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第4条第5項の規定による日本下水道事業団に対する出資の協議	局長	大臣	
		13	下水道事業等に係る地方債の起債予定額一覧表様式の決定	室長	室長	
		14	下水道事業等に係る地方債の起債台帳の整備	課長	局長	
財務調査課	財務	1	健全化法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号、以下「辺地法」という。)、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号、以下「後進法」という。)、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和41年法律第114号、以下「首都圏等財政措置法」という。)及び新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成13年法律第14号、以下「新産法等廃止法」という。)附則第4条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和40年法律第73号)に関する企画立案	大臣		
		2	地財法第30条の2の規定による地方財政の状況報告の原案の作成	大臣	関係局部課	大臣
		3	都道府県及び市町村の決算概況とその説明	局長	関係局部課	大臣
		4	健全化法第3条第5項の規定による健全化判断比率の概要の公表	局長	大臣	
		5	自治法第252条の17の6の規定による実地検査(公営企業課、公営企業経営室及び準公営企業室の所掌に属するものを除く。以下この項の第12号において同じ。)	事務次官	大臣	
		6	地方独立行政法人法第7条の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人に限る。)の設立認可	事務次官	行政経営支援室	大臣
		7	地方独立行政法人法第88条第1項第1号の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人に限る。)の解散認可	事務次官	行政経営支援室	大臣
		8	地方独立行政法人法第108条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人に限る。)の吸収合併認可	事務次官	行政経営支援室	大臣
		9	地方独立行政法人法第112条第1項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人に限る。)の新設合併認可	事務次官	行政経営支援室	大臣
		10	地方独立行政法人法第8条第2項の規定による地方独立行政法人(同法第68条第1項に規定する公立大学法人に限る。)の定款の変更認可	局長	行政経営支援室	大臣
		11	辺地法第3条第7項の規定による各省庁の長に対する通知	局長	大臣	
		12	辺地法第6条の規定による地方債の指定	局長	関係局部課	大臣
		13	辺地法第7条の規定による市町村に対する助言及び調査	局長	大臣	
		14	過疎地域自立促進特別措置法第12条第3項の規定による地方債の指定	局長	関係局部課	大臣
		15	地方財政状況に関する調査及び公表(第3号に規定するものを除く。)	局長	局長	
		16	後進法第3条第4項の規定による開発指定事業に係る国の負担割合の引上率の通知	局長	大臣	
		17	新産法等廃止法附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産等財政措置法第4条第6項及び第5条第4項の規定による特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率の通知	局長	大臣	
		18	首都圏等財政措置法第5条第5項の規定による特定事業に係る国の負担割合の引上率の通知	局長	大臣	
		19	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年法律第85号)の規定による特定事業に係る国の負担割合の引上率の通知	局長	大臣	
		20	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和36年政令第258号)第2条の規定による協議及び同意	局長	大臣	
		21	健全化法第5条第5項の規定による財政健全化計画及び同法第15条の規定による財政再生計画の概要の公表	事務次官	大臣	
		22	健全化法第5条第3項において準用する場合の同法第5項の規定による財政健全化計画の変更及び同法第9条第3項において準用する場合の第15条の規定による財政再生計画の変更の概要の公表	局長	大臣	
		23	健全化法第6条第3項の規定による財政健全化計画の実施状況の概要の公表及び同法第18条第2項の規定による財政再生計画の実施状況の概要の公表	局長	大臣	
		24	健全化法第7条第1項の規定による財政健全化団体の長に対する勧告及び同法第2項の規定によるその内容の公表並びに同法第20条第1項の規定による財政再生団体の長に対する勧告及び同法第4項の規定によるその内容の公表	大臣	関係局部課	大臣
		25	健全化法第10条第2項の規定による財政再生計画の同意基準の公表	大臣	関係局部課	大臣
		26	健全化法第10条第3項の規定による同意及び同法第6項の同意	局長	関係局部課	大臣
		27	健全化法第13条第1項の規定による地方債の同意等予定額の通知	大臣	関係局部課	大臣
		28	健全化法第13条第1項の規定による地方債の起債の許可	局長	関係局部課	大臣
		29	健全化法第14条第1項の規定による財政再生団体に係る各省庁の長への通知	局長	関係局部課	大臣

	30 健全化法第27条第3項の規定による財政健全化計画完了及び同条第5項の規定による財政再生計画完了の報告の概要の公表	局長		大臣	
	31 地方財政の健全化に関する事務(第21号から第30号までを除く。)	課長	関係局部課	課長	

(自治税務局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備考
企画課	税企	1 地方税に関する制度の企画及び立案(都道府県税課、市町村税課及び固定資産税課の所掌に属するものを除く。)	大臣			
		2 外国の租税に関する条約並びに協定の企画及び立案	大臣			
		3 税理士制度並びに納稅貯蓄組合制度の企画及び立案	大臣			
		4 地方税法(昭和25年第226号。以下「地税法」という。)第259条第1項の規定による道府県法定外普通税の新設又は変更の協議に対する同意のうち課税客体や税率等の主な要件に類例がないもの	大臣	関係局部課	大臣	
		4-2 地税法第259条第1項の規定による道府県法定外普通税の新設又は変更の協議に対する同意(前号に掲げるものを除く。)	局長	関係局部課	大臣	
		5 地税法第669条第1項の規定による市町村法定外普通税の新設又は変更の協議に対する同意のうち課税客体や税率等の主な要件に類例がないもの	大臣	関係局部課	大臣	
		5-2 地税法第669条第1項の規定による市町村法定外普通税の新設又は変更の協議に対する同意(前号に掲げるものを除く。)	局長	関係局部課	大臣	
		6 地税法第731条第2項の規定による法定外目的税の新設又は変更の協議に対する同意のうち課税客体や税率等の主な要件に類例がないもの	大臣	関係局部課	大臣	
		6-2 地税法第731条第2項の規定による法定外目的税の新設又は変更の協議に対する同意(前号に掲げるものを除く。)	局長	関係局部課	大臣	
		7 地方揮発油譲与税制度、地方道路譲与税制度、石油ガス譲与税制度、自動車重量譲与税制度、特別とん譲与税制度、航空機燃料譲与税制度、森林環境譲与税、特別法人事業譲与税、地方法人特別譲与税制度の企画及び立案	大臣	関係局部課		
		8 地方揮発油譲与税法第4条の規定による地方揮発油譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		9 地方揮発油譲与税法第7条の規定による地方揮発油譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		10 地方道路譲与税法(昭和30年第113号。以下「地道法」という。)第4条の規定による地方道路譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		11 地道法第7条の規定による地方道路譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		12 石油ガス譲与税法(昭和40年第157号。以下「石譲法」という。)第3条の規定による石油ガス譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		13 石譲法第6条の規定による石油ガス譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		14 自動車重量譲与税法(昭和46年第90号。以下「自重譲法」という。)第3条の規定による自動車重量譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		15 自重譲法第6条の規定による自動車重量譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		16 特別とん譲与税法(昭和32年第77号。以下「特とん譲法」という。)第3条の規定による特別とん譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		17 特とん譲法第4条の規定による特別とん譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		18 航空機燃料譲与税法(昭和47年第13号)第3条の規定による航空機燃料譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		19 航空機燃料譲与税法第6条の規定による航空機燃料譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		20 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第30条の規定による森林環境譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		21 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第32条の規定による森林環境譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		22 特別法人事業譲与税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条の規定による特別法人事業譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		23 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第32条の規定による特別法人事業譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		24 地税法第260条第1項の規定による協議の申出を受けた場合の財務大臣に対する通知	局長		大臣	
		25 地税法第670条第1項の規定による協議の申出を受けた場合の財務大臣に対する通知	局長		大臣	
		26 地税法第732条第1項の規定による協議の申出を受けた場合の財務大臣に対する通知	局長		大臣	
		27 特とん譲法第1条第1項の規定による開港所在市町村の告示	局長	官房総務課	大臣	
		28 特とん譲法施行規則第2条の規定による開港所在市町村ごとのあん分率の告示	局長	官房総務課	大臣	
		29 航空機燃料譲与税法第1条第2項の規定による航空関係市町村の告示	局長	官房総務課	大臣	
		30 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年第25号。以下「法人特別税法」という。)第34条の規定による地方法人特別譲与税譲与金の譲与	事務次官	関係局部課	大臣	
		31 法人特別税法第35条の規定による地方法人特別譲与税譲与金の算定に錯誤があった場合の更正措置	事務次官	官房会計課	大臣	
		32 生活保護法(昭和25年法律第144号)別表第一の備考の規定による厚生労働省令に係る協議に対する同意	局長		大臣	
都道府県税課	税都	1 都道府県税に関する制度の企画及び立案	大臣			
		2 地税法第8条の規定による地方団体間の協議がととのわないのでの決定(市町村税課及び固定資産税課の所掌に属するものを除く。)	大臣		大臣	
		3 地方税法施行規則(昭和29年第23号。以下「地税則」という。)第8条の58第2項及び第3項の規定による軽油引取税の道路面積の補正率の決定	事務次官	財政課	大臣	
		4 地税法第59条第2項の規定による分割法人の法人税割の分割の修正に不服がある場合の決定及び第4項の規定による通知	局長		大臣	
		5 準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定に不服がある場合における指針及び第9項の規定による通知	局長		大臣	
		6 地税法第72条の48の2第8項の規定による分割個人の事業税の課税標準とすべき所得に不服がある場合の決定、同条第6項の規定による通知及び第7項の規定による指示	局長		大臣	

		7 地税法第144条の7第1項又は第2項の規定による軽油引取税の元売業者の指定又は指定の取消し	局長		大臣	
		8 地税法第144条の9第6項の規定による軽油引取税の特約業者の指定の取消しについて関係都府県知事の意見が異なる場合における指示及び第7項の規定による通知	局長		大臣	
		9 地税則第8条の32第3項の規定による軽油引取税の元売業者の指定又は取消しの告示	局長	官房総務課	大臣	
		10 地税法第72条の49の5第1項、第72条の63第1項及び第144条の38第1項の規定による質問検査権の行使をする職員の指定	局長		大臣	
		11 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第22条第10号の規定による事業税の電気供給事業等の収入金額の指定	局長		大臣	
		12 地税則第6条の2第3項の規定による事業税の電気供給事業の事務所又は事業所ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合の承認	局長		大臣	
		13 地税法第19条の6の規定による審査請求があつた場合等の通知	課長		局長	
		14 地税法第72条の49の6第1項、第72条の63の2第1項及び第144条の38の2第1項の規定による調査の事前通知	局長		大臣	
		15 地税法第72条の49の8第1項、第72条の63の4第1項及び第144条の38の4第1項の規定による調査終了の際の通知	局長		大臣	
		16 地税法附則第51条第4項に規定する居住困難区域を指定する旨及び当該指定を解除する旨の公示	局長	関係局部課	大臣	
		17 地税法附則第52条第2項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨及び当該指定を解除する旨の公示	局長	関係局部課	大臣	
市町村税課	税市	1 市町村税に関する制度(固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税に関するものを除く。)の企画及び立案	大臣			
		2 地税法第8条の規定による地方団体間の協議がととのわない場合の決定(都道府県税課及び固定資産税課の所掌に属するものを除く。)	大臣		大臣	
		3 正に不服がある場合の決定、同条第3項の規定による通知、同条第7項の規定による裁決及び第8項の規定による通知	局長		大臣	
		4 地税法第8条の2の規定による市町村の廃棄分合の場合の決定	大臣		大臣	
		5 地税法第316条の規定による所得の計算の協議に対する同意	副大臣		大臣	
		6 地税法第19条の6の規定による審査請求があつた場合等の通知	課長		局長	
		7 地税則第16条の4の4第1項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額の告示	局長	官房総務課	大臣	
		8 地税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による特例控除対象寄附金に係る都道府県等の指定又は指定の取消し	大臣		大臣	
固定資産税課	税固	1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税に関する制度の企画及び立案	大臣			
		2 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金に関する制度の企画及び立案	大臣			
		3 地税法第8条の規定による、地方団体間の協議がととのわない場合の決定(都道府県税課及び市町村税課の所掌に属するものを除く。)	大臣			
		4 地税法第388条第1項の規定による固定資産評価基準の告示(法令改正による用語の変更等、形式的なものを除く。)	大臣		大臣	
		5 地税法第388条第1項の規定による固定資産評価基準の告示のうち、法令改正による用語の変更等、形式的なもの	局長	官房総務課	大臣	
		6 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年第82号。以下「交付金法」という。)第9条第6項の規定による各省庁の長又は地方公共団体の長に対する意見の申出	大臣		大臣	
		7 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和32年第321号。以下「国交令」という。)第7条の規定による国有提供施設等所在市町村助成交付金の額の交付決定	大臣	関係局部課	大臣	
		8 施設等所在市町村調整交付金の額の交付決定	大臣	関係局部課	大臣	
		9 地税法第389条第1項の規定による価格等の決定及び配分	事務次官		大臣	
		10 地税法第393条の規定による価格等の決定通知	事務次官		大臣	
		11 地税法第399条又は第417条第4項の規定による異議申立てに対する決定通知	事務次官		大臣	
		12 地税法第417条第2項の規定による価格等の決定又は修正	事務次官		大臣	
		13 地税則第15条の6第4項の規定による固定資産の指定告示	事務次官		大臣	
		14 交付金法附則第13項の規定による政令(昭和31年第108号)の規定による公示	事務次官		大臣	
		15 国交令第8条の規定による市町村助成交付金の算定に錯誤があつた場合の修正措置	大臣		大臣	
		16 地税法第349条の4第8項の規定による大規模償却資産に係る都道府県知事に対する通知	局長		大臣	
		17 固定資産申告書の提出に関する督促	課長		課長	
		18 地税則第15条の7の規定による概要調査の様式の決定	課長		大臣	
		19 地税法第396条第1項の規定による調査	課長		課長	
		20 地税法第396条の2第1項の規定による調査の事前通知	局長		大臣	
		21 地税法第396条の4の規定による調査終了の際の通知	局長		大臣	
資産評価室	税評	1 地税法第422条の2第1項の規定による価格の修正に関する指示	大臣		大臣	
		2 土地家屋の提示平均価額の算定及び通知	局長		大臣	

(国際戦略局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
国際戦略局 共通	国共	1 国際戦略局の所掌に係る検査職員証明書の発行等に関する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		2 国際戦略局の所掌に係る検査職員証明書等の調製・送付に関する文書	課長		局長	
		3 所掌事務に関し報告を徴することに関する文書	局長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		4 所掌事務に関し各種会議の開催に関する文書	局長、課長		局長、課長	
		5 個人情報の保護に関する法律第32条の規定に基づく報告に関する文書のうち個人情報の漏えい、滅失又はき損があつた場合に関するもの	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	

		6 職員以外の者の海外渡航又は海外からの要人招聘等に伴う外部への依頼(国際戦略局の業務に係る事項に限る。)に関する文書	課長		局長、課長	
		7 外国要人来日に伴う警察諸対策に対する協力要請に関する文書	局長		局長	
		8 職員の国際会議等への出席に伴う外務事務官併任発令依頼に関する文書	課長		局長、課長	
		9 国際戦略局の所掌に関する国際機関及び国際会議に関する文書のうち特に重要なものの	大臣		大臣	
		10 国際戦略局の所掌に関する国際機関及び国際会議に関する文書のうち重要なもの	局長		局長	
		11 国際戦略局の所掌に関する国際機関及び国際会議に関する文書(特に重要なもの及び重要なものを除く。)	課長		課長	
		12 外国主管庁及び国際機関等への連絡及び確認のうち重要なもの	局長		大臣、局長	
		13 外国主管庁及び国際機関等への連絡及び確認(重要なものを除く。)	課長		課長	
		14 外国人演説会に関する文書	課長		課長	
		15 外国政府職員等との意見交換会の実施	課長		局長	
		16 国際機関への分担金・拠出金等の支出に関する文書	局長		局長	
総務課	国総	1 職員の結成する労働組合その他団体の要求書等に対する回答	課長			
		2 国際戦略局の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する文書	局長	関係課	局長	
		3 国際戦略局内の庶務に関する事項に関する文書	課長		課長	
技術政策課	国技	1 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第5条の3第14項第3号口及び同令第27条の4第11項第3号口に規定する大臣の認定	局長	関係部局	大臣	
		2 租税特別措置法施行令第5条の3第14項第5号及び同令第27条の4第11項第5号に規定する大臣の認定	局長	関係部局	大臣	
		3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成11年12月22日法律第192号)第21条第2項の規定に基づく協議	局長	関係課	大臣	
		4 標準時の調整の公表	局長	総合通信基盤局移動通信課、関係課		
		5 国立研究開発法人情報通信研究機構の資本金の増加の認可	局長	関係局部課	大臣	
		6 戦略的情報通信研究開発推進事業の管理・運営・評価に係る者の委嘱に関する文書(各総合通信局等が開催する評価委員会に係るものを除く。)	局長		局長	
		7 戦略的情報通信研究開発推進事業の研究開発課題に係る評価に関する文書(各総合通信局等が開催する評価委員会に係るものを除く。)	局長	関係局部課	局長	
		8 戦略的情報通信研究開発推進事業の研究開発課題に係る契約(委託契約及びこの検査等を含む。)に関する文書(各総合通信局等が開催する評価委員会に係る研究開発を除く。)	局長	関係局部課 官房会計課	局長	
		9 戦略的情報通信研究開発推進事業の評価に係る者の委嘱に関する文書(各総合通信局等が開催する評価委員会に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		10 戦略的情報通信研究開発推進事業の研究開発課題に係る評価に関する文書(各総合通信局等が開催する評価委員会に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		11 戦略的情報通信研究開発推進事業の研究開発課題に係る契約(委託契約及びこの検査等を含む。)に関する文書(各総合通信局等が開催する評価委員会に係る研究開発に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		12 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)に基づく利用計画の認定に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
		13 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成14年法律第134号)附則第3条第4項に規定する財務諸表の承認及び同項の規定によりなお効力を有するものとされた旧通信・放送機構法第43条第1項の財務大臣協議に関する文書	局長		大臣	
		14 基盤技術研究円滑化法(昭和60年法律第65号)第6条に規定する民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する基本的な方針の制定又は変更に関する文書	局長		大臣	
通信規格課	国規	1 日本産業規格(JIS)に関する文書(審査・協議)	局長	関係局部課	大臣	
		2 日本産業規格(JIS)に関する文書(照会案)	課長		課長	
		3 産業標準化法施行規則(昭和24年総理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・電気通信省・労働省・建設省令第1号)を改正する命令の制定等に関する文書	局長	関係局部課		
		4 各種標準化推進機関の委員等への就任等に関する文書	課長			
		5 オフショット識別子に係る推奨通信方式(平成2年郵政省告示第729号)第三の4の(2)の1の具体的な値の指定に関する文書	課長		大臣	
		6 オフショット識別子の構成要素値の指定に関する規程を定める件(平成2年郵政省告示第730号)第5条の規定に基づく構成要素値の指定等に関する文書	課長		大臣	
		7 オフショット識別子の構成要素値の指定に関する規程を定める件(平成2年郵政省告示第730号)第8条の規定に基づく構成要素値の指定等に関する文書	課長		大臣	
		8 オフショット識別子の構成要素値の指定に関する規程を定める件(平成2年郵政省告示第730号)第11条の規定に基づく構成要素値の取消し等に関する文書	課長		大臣	
		9 非標準機能提供者コードに関する規程(昭和63年郵政省告示第864号)第5条の規定に基づくコードの指定等に関する文書	課長		大臣	
		10 非標準機能提供者コードに関する規程(昭和63年郵政省告示第864号)第8条の規定に基づくコードの指定の取消し等に関する文書	課長		大臣	
		11 諸外国標準化機関等への書簡文に関する文書	課長	関係局部課	局長、課長	
宇宙通信政策課	国宇	1 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に係る文書(共通第108号から第111号までに掲げるものを除く。)	課長		局長	
		2 衛星開発に係る海外からの物品調達に関する文書	局長	関係課	局長	
		3 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約に関する文書のうち、他国等に重大な損害を与えた場合に関するもの	局長		大臣	
		4 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	課長		課長	
		5 宇宙飛行士の救難及び返還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定に関する文書	課長		局長	
		6 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約に関する文書	課長		課長	
国際政策課	国国	1 海外報道機関に対する報道発表案件の資料提供の実施	課長		課長	
		2 国際電気通信連合への民間部門からの業務参加	課長		課長	
		3 国際電気通信条約に付属する国際電気通信規則付録第2第2項の規定に基づく計算担当機関の指定	課長		大臣	

4	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第5条第1項の規定による募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権の発行又は資金の借入の認可	局長	大臣		
5	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第5条第2項の規定による新株予約権の行使による株式発行の届出に関する文書	課長		併覽	
6	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第10条第2項の規定による機構の設立の認可	大臣	大臣		
7	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第11条の規定による設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任の認可	大臣	大臣		
8	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第14条の規定による取締役及び監査役の選任及び解任の決議の認可	副大臣	大臣		
9	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第18条第4項の規定による海外通信・放送・郵便事業委員会の委員の選定及び解職の決議の認可	副大臣	大臣		
10	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第22条の規定による定款の変更の決議の認可	副大臣	大臣		
11	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第23条第2項の規定による機構の目的を達成するために必要な業務の認可	局長	大臣		
12	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第24条第2項の規定による外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣への協議	局長	大臣		
13	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第25条第2項の規定による対象事業支援の決定の認可	局長	大臣		
14	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第25条第3項の規定による外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣への協議	局長	大臣		
15	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第27条第1項の規定による株式等又は債権等の譲渡その他の処分の決定の認可	局長	大臣		
16	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第30条第1項の規定による予算の認可(変更の認可を含む。)	局長	大臣		
17	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第31条の規定による剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可	局長	大臣		
18	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第32条の規定による財務諸表の提出に関する文書	局長		併覽	
19	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第34条第2項の規定による監督上必要な命令	局長	大臣		
20	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第35条の規定による財務大臣への協議	局長	大臣		
21	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第36条第2項に基づく機構の事業年度ごとの業務の実績の評価の結果の通知及び公表	課長	大臣		
22	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第38条の規定による合併・分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議の認可	大臣	大臣		
23	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第39条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	局長	大臣		
国際経済課 多国間経済 室	国多	1 先進各国との電子商取引、国際紛争対策(日EU及び二国間にに関するものを除く。)及び対内直接投資等に関する命令に関する文書	局長	局長	
		2 外国為替及び外国貿易法第27条第2項及び第28条第2項の規定による期間の短縮に係る通知	課長	大臣	
		3 外国為替及び外国貿易法第27条第3項及び第28条第3項の規定による期間の延長を行わない旨の通知	課長	課長	
		4 外国為替及び外国貿易法第27条第3項及び第28条第3項の規定による期間の延長に係る通知	局長	大臣	
		5 外国為替及び外国貿易法第27条第4項及び第28条第4項の規定による期間の短縮に係る通知	局長	大臣	
		6 外国為替及び外国貿易法第27条第5項及び第28条第5項の規定による関税・外国為替等審議会への諮詢	副大臣	大臣	
		7 外国為替及び外国貿易法第27条第5項及び第28条第5項の規定による変更又は中止勧告	副大臣	大臣	
		8 行政手続法第13条の規定による弁明の機会の付与に関する文書	局長	大臣	
		9 外国為替及び外国貿易法第27条第10項及び第28条第7項の規定による変更又は中止命令	副大臣	大臣	
		10 外国為替及び外国貿易法第27条第11項及び第28条第7項の規定による変更勧告又は変更命令の取消し	副大臣	大臣	
		11 外国為替及び外国貿易法第29条の規定による措置命令	局長	大臣	
		12 外国為替及び外国貿易法第55条の8の規定による報告を徴すこと	局長、次長、課長	大臣	
		13 外国為替及び外国貿易法第69条の3の規定による外務大臣その他の関係行政機関の長に対する協力要請に関する文書	局長	大臣	
		14 外国為替及び外国貿易法第69条の4の規定による外国執行当局への情報提供に関する文書	局長	大臣	

(情報流通常行政局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備考
情報流通常行政局 共通	情共	1 情報流通常行政局の所掌に係る検査職員証明書の発行等に関する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		2 情報流通常行政局の所掌に係る検査職員証明書等の調製・送付に関する文書	課長		局長	
		3 情報流通常行政局の所掌に係る総合通信局部長等会議に関する文書	局長、課長		局長、課長	
		4 情報流通常行政局の所掌に係る総合通信局課長等会議に関する文書	局長、課長		局長、課長	
		5 情報流通常行政局の所掌に係る総合通信局等との連絡調整に関する文書	局長、課長		局長、課長	
	7	6 所掌事務に關し報告を徴することに関する文書	局長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		7 局長等の支援等に関する文書	局長等		局長等	
		8 所掌事務に關し各種会議の開催に関する文書	局長、課長		局長、課長	

	9	登録免許税関係の事務処理に関する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係課	局長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
	10	個人情報の保護に関する法律に関する文書のうち個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合の報告に関するもの	局長			併覧
	11	通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律(平成13年法律第44号)第3条に規定する通信・放送融合技術の開発の促進を図るための基本的な方針の制定・変更	局長	関係局部課	大臣	
	12	電波法第38条の2に関する申出入へ通知する文書	課長		大臣、課長	
	13	法令等に基づき行う協議等に関する文書	局長		大臣	
	14	法令等に基づき行う協議等に関する文書(通知等その他の定例的なものに限る。)	課長		大臣	
	15	職員以外の者の海外渡航又は海外からの要人招聘等に伴う外部への依頼(情報流通行政局の業務に係る事項に限る。)に関する文書	課長		局長等	
総務課	情総	1情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関する文書	局長、課長		局長、課長	
		2放送法(昭和25年法律第132号)第142条の規定による電気通信紛争処理委員会に対するあっせん又は仲裁の申請の経由に関する文書	課長		大臣	
		3行政事件訴訟法に基づく行政事件訴訟の提起に伴う異議申立て関係記録の送付(電波法第98条関係)	局長	関係局部課	大臣	
		4情報流通行政局の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する文書	局長	関係課長	局長	
		5情報流通行政局内の庶務に関する事項に関する文書	課長		課長	
総務課総合通信管理室	情管	1情報通信政策研究所の研修実施に関する規程の制定	局長		局長	
		2情報通信政策研究所の組織及び運営に関する文書	局長		局長	
		3電波の日の記念行事の実施に関する文書	局長	関係局部課	大臣、局長	
		4電波の日にに関する軽微な事項の処理	室長		室長	
		5情報通信月間の記念行事の実施に関する文書	局長	関係局部課	大臣、局長	
		6情報通信月間にに関する文書のうち軽微なもの	室長		室長	
		7情報化月間の記念行事の実施に関する文書	局長	関係局部課	大臣、局長	
		8情報化月間にに関する文書のうち軽微なもの	室長		室長	
		9総合通信局等のOJT規定の制定	局長		局長	
		10総合通信局等の組織及び運営に関する文書	局長		局長	
		11各総合通信局長等会議等の開催に関する文書	局長	関係局部課	局長	
		12情報通信審議会の庶務に関する文書	局長、課長、室長		局長、課長、室長	
情報通信政策課	情政	1税制改正要望書の提出	大臣官房総括審議官	関係局部課		
情報通信政策課情報通信経済室	情済	1情報通信白書等の発行に関する文書	大臣官房総括審議官		大臣官房総括審議官	
		2情報通信統計調査の実施の承認申請	室長	関係局部課		
		3統計機構等調べ	室長	関係局部課		
		4情報通信統計調査の実施に係る調査回答者への督促並びに関係団体への調査協力依頼及び申請(実施の承認申請に係るものを除く。)	室長		総括審議官等	
		5統計法第32条及び第33条の規定による、調査票情報提供の承認等の通知	大臣官房総括審議官		大臣	
情報流通振興課	情振	1特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)第3条に規定する「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針」の公表	大臣官房総括審議官	官房総務課	大臣	
		2特定通信・放送開発事業実施円滑化法第3条に規定する「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針」の決定、変更及び変更の際の関係行政機関の長への協議	大臣官房総括審議官		大臣	
		3特定通信・放送開発事業実施円滑化法第3条に規定する「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針」の決定の審議会の意見聴取	大臣官房総括審議官	官房総務課	大臣	
		4特定通信・放送開発事業実施円滑化法第4条に規定する通信・放送新規事業の実施に関する計画の認定	大臣官房総括審議官		大臣	
		5特定通信・放送開発事業実施円滑化法第4条に規定する通信・放送新規事業の実施に関する計画の認定に係る関係行政機関の長への協議	大臣官房総括審議官		大臣	
		6特定通信・放送開発事業実施円滑化法第5条に規定する通信・放送新規事業の実施に関する計画の変更の認定	大臣官房総括審議官		大臣	
		7特定通信・放送開発事業実施円滑化法第5条に規定する通信・放送新規事業の実施に関する計画の変更の認定に係る関係行政機関の長への協議	大臣官房総括審議官		大臣	
		8特定通信・放送開発事業実施円滑化法第5条に規定する通信・放送新規事業の実施に関する計画の認定の取消し	大臣官房総括審議官		大臣	
		9特定通信・放送開発事業実施円滑化法第6条第1項第4号に規定する金融機関の指定	大臣官房総括審議官	大臣官房総括審議官	大臣官房総括審議官	
		10特定通信・放送開発事業実施円滑化法第7条に規定する資金の融通のあっせん	課長		大臣官房総括審議官	
		11特定通信・放送開発事業実施円滑化法第8条に規定する認定事業者に対する報告の徴収、処理	課長		大臣	
		12中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第3条に規定する基本方針の策定、変更	大臣官房総括審議官		大臣	
		13中小企業等経営強化法第3条に規定する基本方針に関する関係行政機関の長への協議、審議会の意見聴取、公表	大臣官房総括審議官		大臣	
		14中小企業等経営強化法第33条第1項に規定する特定補助金等の中小企業者及び個人向け支出実績額等の通知	大臣官房総括審議官	関係課	大臣	
		15中小企業等経営強化法第2条第12項に基づく特定補助金等の指定	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
		16国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)研究委員会等への対処	課長	関係局部課		
		17国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)研究委員会等への日本寄書	課長	関係局部課	課長	
		18特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条に規定する新技術開発施設供用事業の実施に関する計画の認定	大臣官房総括審議官		大臣	
		19特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条に規定する新技術開発施設供用事業の実施に関する計画の認定に係る関係行政機関の長への協議	大臣官房総括審議官		大臣	

	20	特定通信・放送開発事業円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第5条に規定する新技術開発施設供用事業の実施に関する計画の変更の認定	大臣官房総括審議官		大臣	
	21	特定通信・放送開発事業円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第5条に規定する新技術開発施設供用事業の実施に関する計画の変更の認定に係る関係行政機関の長への協議	大臣官房総括審議官		大臣	
	22	特定通信・放送開発事業円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第5条に規定する新技術開発施設供用事業の実施に関する計画の認定の取消し	大臣官房総括審議官		大臣	
	23	特定通信・放送開発事業円滑化法附則第5条の規定により読み替えて適用される同法第7条に規定する資金の融通のあっせん	課長		大臣官房総括審議官	
	24	特定通信・放送開発事業円滑化法附則第5条の規定により読み替えて適用される同法第8条に規定する認定事業者に対する報告の徴収、処理	課長		大臣	
情報流通振興課情報活用支援室	情活	1 国立研究開発法人情報通信研究機構の会計規定の基本的事項の変更の承認に関する文書(視聴覚障害者向け番組に係るものを除く。)	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	2	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)第4条に規定する業務に係る国立研究開発法人情報通信研究機構業務方法書の認可(視聴覚障害者向け番組に係るものを除く。)	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	3	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく基本方針の制定・変更に関する文書(視聴覚障害者向け番組に係るものを除く。)	大臣官房総括審議官	官房総務課	大臣	
情報流通振興課情報流通高度化推進室	情流	1 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成10年法律第53号)第3条の基本方針の策定及び第7条の基本方針に係る財務大臣への協議	大臣官房総括審議官		大臣	
情報通信作品振興課	情作	1 放送法第167条の規定に基づく放送番組センターの指定	局長	官房総務課	大臣	
	2	放送法第172条の規定に基づく放送番組センターに対する監督上必要な命令	局長	官房総務課	大臣	
	3	放送法第173条の規定に基づく放送番組センターの指定の取消し	局長	官房総務課	大臣	
	4	租税特別措置法施行令の規定に基づく地域の振興に資する放送番組を作成する事業を的確に行う能力がある者であるとの認定及び認定の取消しに関すること	局長		大臣	
	5	租税特別措置法施行令の規定に基づく地域の振興に資する放送番組を作成する事業を的確に行う能力がある者であるとの認定申請書等の内容変更に係る届出に関すること	局長			
	6	公益事業振興補助事業の要望に対する推薦に関する文書	課長		課長	
	7	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成14年法律第134号)附則第10条第2項に基づく有線テレビジョン放送番組充実事業及び受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施している者に関する計画の変更の認定及び取り消し並びに計画に関する報告の徴収に関する文書	局長		大臣	
	8	国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)研究委員会等への対処	課長	関係局部課		
	9	国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)研究委員会等への日本書	課長	関係局部課	課長	
地域通信振興課	情地	1 沖縄振興特別措置法(平成14年度法律第14号)第28条第6項(同条第18項において準用する場合を含む。)の規定に基づく情報通信産業振興計画に関する関係行政機関の長への通知	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	2	沖縄振興特別措置法第28条第7項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく情報通信産業振興計画の変更の求め	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	3	沖縄振興特別措置法第29条第2項の規定に基づく情報通信産業振興計画についての必要な措置の求め	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	4	沖縄振興特別措置法第29条第3項の規定に基づく情報通信産業振興計画についての廃止又は変更の勧告	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	5	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な方針の制定、変更	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	6	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本的な方針の制定についての協議(変更協議を含む。)	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	7	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)に基づく移転計画の認定(変更認定を含む。)	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	8	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく移転計画の認定の取消	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	9	テレピア無利子融資等の希望調査に関する文書	課長		課長	
	10	特定基金に対する負担金の必要経費又は損金参入の特例を受ける公益法人等の指定申請等に関する文書	大臣官房総括審議官		大臣官房総括審議官	
	11	「CAPTAIN」関連商標等の登録に関する文書	大臣官房総括審議官		大臣官房総括審議官	
	12	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条に規定する基本計画の同意、計画の変更の同意	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	13	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第5項に規定する基本計画に係る主務大臣の同意基準等の制定及び都道府県への通知	大臣官房総括審議官	関係局部課	大臣	
	14	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条に規定する計画の同意、同法第6条に規定する計画の変更の同意	大臣官房総括審議官	関係部局課	大臣	
放送政策課	情放	1 放送法第18条の規定に基づく日本放送協会の定款変更認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	2	放送法第20条第2項第9号の規定に基づく日本放送協会の放送及びその受信歩進歩発達に必要な業務認可(出捐等)	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	3	放送法第20条第3項の規定に基づく日本放送協会の設備賃貸等の業務認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	4	放送法第20条第9項の規定に基づく実施基準の認可及び変更認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	5	放送法第20条第13項の規定に基づく実施計画の届出	課長		供覧	
	6	放送法第20条第15項の規定に基づく日本放送協会に対する勧告	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	7	放送法第20条第16項の規定に基づく実施基準の認可の取消し	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	8	放送法第22条の規定に基づく日本放送協会の出資認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	

	9	放送法第64条の規定に基づく日本放送協会の受信規約、受信料免除基準の認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	10	放送法第64条の規定に基づく日本放送協会の受信規約、受信料免除基準の変更認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	11	放送法第64条第2項の規定に基づく日本放送協会放送受信料免除基準に基づく承認	局長	関係課	大臣	
	12	放送法第71条の規定に基づく日本放送協会の暫定予算等の認可、国会報告	大臣	関係課	大臣	
	13	放送法第72条の規定に基づく日本放送協会の業務報告書等の国会報告	大臣	関係課	大臣	
	14	放送法第74条の規定に基づく日本放送協会の財務諸表の内閣提出	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	15	放送法第85条の規定に基づく日本放送協会の放送設備賃貸の認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	16	日本放送協会の収支予算の国会承認(通知)	局長	関係課	局長	
	17	日本放送協会経営委員会委員の委嘱(通知)	局長	関係課	局長	
	18	日本放送協会放送受信料免除基準の変更に係る関係団体への通知	局長	関係課	局長	
	19	放送大学園法(平成14年法律第156号)第7条の規定に基づく放送大学園の事業計画の認可及び変更認可	局長	関係課	大臣	
	20	放送大学園法第8条の規定に基づく放送大学園の借入金の認可	局長	関係課	大臣	
	21	放送大学園法第9条の規定に基づく放送大学園の重要な財産の譲渡等の認可	局長	関係課	大臣	
放送技術課	情術	1 総合通信局及び沖縄総合通信事務所から指示伺いに関する文書	課長	関係課	局長	
		2 日本放送協会の放送技術委員の嘱託に関する文書	局長	関係課	局長	
		3 基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)の一部変更に関する利害関係者からの意見の聴取に関する文書	局長	関係課	局長	
		4 放送の技術に関し国際機関又は海外政府関係機関への文書の送付又は送付依頼に関する文書	課長	関係課	課長	
		5 放送の技術に関し国際会議に係る対処方針並びに寄与文書等の送付又は送付依頼に関する文書	課長	関係課	課長	
		6 電波法第9条第4項又は同法第17条第1項の規定に基づく基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可に関する文書	局長	関係課	大臣	
		7 放送法第97条第1項の規定に基づく基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の変更の許可に関する文書	局長	関係課	大臣	
		8 放送法第114条第1項の規定に基づく基幹放送設備の改善命令に関する文書	局長	関係課 官房総務課	大臣	
		9 放送法第114条第2項の規定に基づく特定地上基幹放送局等設備の改善命令に関する文書	局長	関係課 官房総務課	大臣	
		10 放送法第115条第1項又は第2項の規定に基づく立入検査に関する文書	課長	関係課	大臣	
		11 放送法第115条第1項又は第2項の規定に基づく報告に関する文書	局長	関係課	大臣	
		12 放送法第123条の規定に基づく基幹放送局設備の改善命令に関する文書	局長	関係課 官房総務課	大臣	
		13 放送法第124条第1項の規定に基づく立入検査に関する文書	課長	関係課	大臣	
		14 放送法第124条第1項の規定に基づく報告に関する文書	局長	関係課	大臣	
		15 放送法第138条の規定に基づく同法第126条第1項の登録に係る電気通信設備の改善命令に関する文書(有線一般放送に関するものを除く。)	局長	関係課	大臣	
		16 放送法第139条第1項の規定に基づく立入検査に関する文書(有線一般放送に関するものを除く。)	課長	関係課	大臣	
		17 放送法第139条第1項の規定に基づく報告に関する文書(有線一般放送に関するものを除く。)	局長	関係課	大臣	
地上放送課	情上	1 総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長からの指示伺いに対する指示	局長	関係課	局長	
		2 電波法第7条第6項又は無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)第9条各項の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の資料の提出又は補正等に関する文書	課長	関係課	局長	
		3 電波法第8条第1項の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の予備免許に関する文書。ただし、地上基幹放送試験局、基幹放送を行う実用化試験局、多重放送を行う基幹放送局、電波法第27条の13第1項の認定を受けた者が認定計画に従って開設する特定基地局及び補完中継局を除く。	大臣	関係局課	大臣	
		4 電波法第8条第1項の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の予備免許に関する文書。ただし、地上基幹放送試験局、基幹放送を行う実用化試験局、多重放送を行う基幹放送局、電波法第27条の13第1項の認定を受けた者が認定計画に従って開設する特定基地局及び補完中継局のうち基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用するものに限る。	局長	関係局課	大臣	
		5 電波法第8条第2項の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の工事落成期限の延長に関する文書	局長	関係局課	大臣	
		6 電波法第9条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の変更に関する文書	局長	関係局課	大臣	
		7 電波法第11条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の免許拒否に関する文書	局長	関係課	大臣	
		8 電波法第13条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の再免許に関する文書。ただし、地上基幹放送試験局、基幹放送を行う実用化試験局、多重放送を行う基幹放送局及び電波法第27条の13第1項の認定を受けた者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。	副大臣	関係局課	大臣	
		9 電波法第13条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の再免許に関する文書。ただし、地上基幹放送試験局、基幹放送を行う実用化試験局、多重放送を行う基幹放送局及び電波法第27条の13第1項の認定を受けた者が認定計画に従って開設する特定基地局に限る。	局長	関係局課	大臣	
		10 電波法第17条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の変更に関する文書	局長	関係局課	大臣	
		11 電波法第19条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の指定の変更に関する文書	局長	関係局課	大臣	
		12 電波法第20条の各項の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の地位の承継に関する文書	局長	関係課	大臣	
		13 電波法第27条の13第4項に基づく特定基地局の開設に関する計画の認定に関すること(地上放送に係るものに限る。)	大臣	関係局課	大臣	
		14 電波法第27条の14第1項に基づく開設計画の変更の認定に関すること(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係局課	大臣	
		15 電波法第27条の14第3項に基づく認定計画に係る周波数の指定の変更に関すること(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係局課	大臣	

16	電波法第27条の14第4項に基づく認定の有効期間の延長に関する事項(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係局部課	大臣	
17	電波法第27条の15第1項に基づく認定の取消しに関する事項	大臣	関係局部課	大臣	
18	電波法第27条の15第2項に基づく認定の取消しに関する事項(地上放送に係るものに限る。)	大臣	関係局部課	大臣	
19	電波法第27条の15第3項に基づく認定又は免許等の取消しに関する事項(地上放送に係るものに限る。)	大臣	関係局部課	大臣	
20	電波法第27条の16に基づく認定開設者の地位の承継の許可に関する事項(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係局部課	大臣	
21	電波法第71条各項の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の変更等に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
22	電波法第74条の各項又は同第74条の2の各項(電波法第70条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の命令及び措置等に関する文書	大臣	関係局部課	大臣	
23	電波法第75条又は同第76条(電波法第70条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の制限又は取消等、並びに同第77条の規定に基づく文書の送付に関する文書	大臣	関係局部課	大臣	
24	電波法第9章の各条の規定に基づく罰則のうち、無線局(地上放送に係るものに限る。)及びその無線従事者等に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
25	電波法第104条の2の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の処分に係る条件等の付与及び条件履行の確認に関する文書	局長	関係課	大臣	
26	放送法第86条の規定に基づく日本放送協会所属基幹放送局又はその放送の業務(地上放送に係るものに限る。)の廃止、休止の認可(審議会へ諮問を要するものに限る。)	局長	関係課 官房総務課	大臣	
27	放送法第89条の規定に基づく放送大学学園所属基幹放送局又はその放送の業務(地上放送に係るものに限る。)の廃止、休止の認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	
28	放送法第93条の規定に基づく基幹放送の業務の認定(地上放送に係るものに限る。)	副大臣	関係課	大臣	
29	基幹放送の業務の認定に係る認定方針の策定又は変更(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係課		
30	放送法第96条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定の更新(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣	
31	放送法第97条第1項の規定に基づく放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の変更の許可(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣	
32	放送法第97条第3項の規定に基づく基幹放送の業務に係る指定事項の変更(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣	
33	放送法第98条第2項及び第3項の規定に基づく認定基幹放送事業者の地位の承継の認可(地上放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣	
34	放送法第99条の規定に基づく基幹放送業務認定証の訂正(地上放送に係るものに限る。)	課長		大臣	
35	放送法第103条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定の取消し(地上放送に係るものに限る。)	副大臣	関係課	大臣	
36	放送法第104条の規定に基づく基幹放送の業務の認定の取消し(地上放送に係るものに限る。)	副大臣	関係局部課	大臣	
37	放送法第105条の規定に基づく認定基幹放送事業者の基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者への通知(地上放送に係るものに限る。)	課長		大臣	
38	放送法第116条の2第1項の規定に基づく指定放送対象地域の指定	局長	関係課	大臣	
39	放送法第116条の2第2項の規定に基づく指定放送対象地域の指定の解除	局長	関係課	大臣	
40	放送法第116条の3第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の認定	副大臣	関係課	大臣	
41	放送法第116条の4第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定	局長	関係課	大臣	
42	放送法第116条の4第2項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の届出	課長	関係課	-	供覧
43	放送法第116条の4第4項の規定に基づく経営基盤強化計画の実施状況に関する報告	課長	関係課	-	供覧
44	放送法第116条の4第5項の規定に基づく認定の取消し	副大臣	関係課	大臣	
45	放送法第120条の規定に基づく放送局設備供給役務提供条件の変更の命令(地上放送に係るものに限る。)	局長	官房総務課	大臣	
46	放送法第156条の規定に基づく命令等(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	局長	官房総務課	大臣	
47	放送法第159条第1項の規定に基づく認定放送持株会社の認定に関する文書	局長	関係課	大臣	
48	放送法第165条第1項の規定に基づく地位の承継に関する文書	局長	関係課 官房総務課	大臣	
49	放送法第166条第1項又は第2項の規定に基づく認定の取消し	局長	関係課	大臣	
50	放送法第174条の規定に基づく基幹放送の業務の停止の命令(地上放送に係るものに限る。)	副大臣		大臣	
51	放送法第175条の規定に基づく資料の提出(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	局長		局長	
52	放送法第179条の規定に基づく電波監理審議会からの勧告に伴う措置等(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
53	放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第81条第1項の規定に基づく基幹放送業務認定証の再交付(地上放送に係るものに限る。)	局長		大臣	
54	放送法施行規則第195条第1項又は第4項の規定に基づく認定放送持株会社認定証の訂正	課長	関係課	課長	
55	放送法施行規則第196条第1項の規定に基づく認定放送持株会社認定証の再交付	局長	関係課	大臣	
56	放送法施行規則第86条の2第1項の規定に基づく基幹放送設備等整備計画の確認又は第101条の2第1項の規定に基づく基幹放送局設備整備計画の確認に関する文書	局長	関係課	大臣	
57	放送法施行規則第86条の2第3項の規定に基づく基幹放送設備等整備計画の変更の確認又は第101条の2第3項の規定に基づく基幹放送局設備整備計画の変更の確認に関する文書	局長	関係課	大臣	

	放送法施行規則第86条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認に係る基幹放送設備等整備計画の内容の公表又は第101条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認に係る基幹放送局設備整備計画の内容の公表に関する文書	局長	関係課	大臣	
59	放送法第11章の各条の規定に基づく罰則(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
60	電波法施行規則第43条の3の各項の規定に基づく届出及び報告(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	課長	関係課	局長	
61	放送法施行規則第86条の各項の規定に基づく届出及び報告(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	課長	関係課	局長	
62	緊急警報信号を使用して放送を行う基幹放送(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	局長	関係課	大臣	
63	基幹放送用周波数使用計画の変更に関する利害関係者からの意見聴取	局長	関係課	大臣	
64	免許申請手数料及び検査手数料等の還付(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	課長	関係課	局長	
65	基幹放送事業者(地上放送を行うものに限る。)の事業計画実施状況の調査に関する文書	課長			
66	総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長からの無線局(地上放送に係るものに限る。)又は基幹放送の業務(衛星基幹放送を除く。)の事務処理及び監理監督等に係る指示伺い又は照会に関する文書	課長	関係課	局長	
67	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等の災害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に口頭又は電話等により電波法第6条、第17条又は第19条の規定による申請(いずれも地上放送に係るものに限る。)があつた場合の免許又は許可等に関する文書	局長	関係課	大臣	
68	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等の災害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に口頭又は電話等により放送法第93条又は第97条の規定による申請(いずれも地上放送に係るものに限る。)があつた場合の認定又は許可等に関する文書	局長	関係課	大臣	
69	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等の災害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に免許人(地上放送に係るもの無線局の免許人及び関係団体等に限る。)又は基幹放送事業者(衛星基幹放送を除く。)に対して行う監理監督運用等に係る通知、報告並びに要請に関する事項であつて成例のあるもの	局長	関係局部課	大臣、局長	
70	基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第11条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号ハに掲げる事項に該当していることについての確認に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
71	独立行政法人情報通信研究機構の会計規定の基本的事項の変更の承認に関する文書(視聴覚障害者向け番組に係るものに限る。)	局長	関係局部課	大臣	
72	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)第4条に規定する業務に係る独立行政法人情報通信研究機構業務方法書の認可(視聴覚障害者向け番組に係るものに限る。)	局長	関係局部課	大臣	
73	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく基本方針の制定・変更に関する文書(視聴覚障害者向け番組に係るものに限る。)	局長	官房総務課	大臣	
74	視聴覚障害者向け放送の実施状況に係る実態調査に関すること	局長	関係局部課	局長	
75	字幕放送等の充拡に係る依頼に関する文書	局長	関係局部課	局長	
衛星・地域放送課 情衛	電波法第7条第6項又は無線局免許手続規則第9条各項の規定に基づく衛星基幹放送局(衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。2を除き、以下同じ。)、衛星放送に係る実験を行う無線局、人工衛星局及び地球局(以下「衛星基幹放送局等」という。)の資料の提出又は補正等に関する文書	課長	関係課	局長	
	電波法第8条第1項の規定に基づく衛星基幹放送局の予備免許	副大臣	関係局部課	大臣	
	電波法第8条第1項の規定に基づく衛星基幹放送試験局、基幹放送を行う実用化試験局、衛星放送に係る実験を行う無線局、人工衛星局及び地球局の予備免許	局長	関係局部課	大臣	
	電波法第8条第2項の規定に基づく衛星基幹放送局及び人工衛星局の工事落成期限の延長	局長	関係局部課	大臣	
	電波法第9条第4項の規定に基づく衛星基幹放送局等の変更に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
	電波法第11条の規定に基づく衛星基幹放送局等の免許拒否に関する文書	局長	関係課	大臣	
	電波法第13条の規定に基づく衛星基幹放送局等(宇宙運用業務用の人工衛星局及び地球局を除く。)の再免許に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
	電波法第17条の規定に基づく衛星基幹放送局等の変更(放送事業用地球局の通信の相手方の変更であつて、変更前の通信の相手方の一部となる場合を除く。)に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
	電波法第19条の規定に基づく衛星基幹放送局等の指定の変更に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
	電波法第20条各項の規定に基づく衛星基幹放送局等の地位の承継に関する文書	局長	関係課	大臣	
	電波法第71条各項の規定に基づく衛星基幹放送局等の変更等に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
	電波法第74条各項又は第74条の2各項(電波法第70条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく衛星基幹放送局等の命令及び措置等に関する文書	大臣	関係局部課	大臣	
	電波法第75条又は第76条(電波法第70条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく衛星基幹放送局等の制限又は取消等、並びに第77条の規定に基づく文書の送付に関する文書	大臣	関係局部課	大臣	
	電波法第9章の各条の規定に基づく罰則の内、衛星基幹放送局等及びその無線従事者等に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
	電波法第104条の2の規定に基づく衛星基幹放送局等の処分に係る条件等の付与及び条件履行の確認に関する文書	局長	関係課	大臣	
	放送法第24条の規定により読み替えて適用する第93条の規定に基づく日本放送協会の基幹放送の業務の認定	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	放送法第86条の規定に基づく日本放送協会の基幹放送の業務の廃止、休止の認可(衛星放送に係るものに限る。)	局長	関係課 官房総務課	大臣	
	放送法第89条の規定に基づく放送大学学園の基幹放送の業務の廃止、休止の認可(衛星放送に係るものに限る。)	局長	関係課 官房総務課	大臣	

19	放送法第93条の規定に基づく基幹放送の業務の認定(衛星放送に係るものに限る。)	副大臣	関係課	大臣			
20	放送法第96条第2項の規定に基づく基幹放送の業務の認定の更新(衛星放送に係るものに限る。)	局長		大臣			
21	放送法第97条第1項の規定に基づく放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の変更の許可(衛星放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣			
22	放送法第97条第3項の規定に基づく基幹放送の業務に係る指定事項の変更(衛星放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣			
23	放送法第98条第2項の規定に基づく認定基幹放送事業者の地位の承継の認可(衛星放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣			
24	放送法第99条の規定に基づく基幹放送業務認定証の訂正(衛星放送に係るものに限る。)	課長		大臣			
25	放送法第103条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定の取消し(衛星放送に係るものに限る。)	副大臣		大臣			
26	放送法第104条の規定に基づく基幹放送の業務の認定の取消し(衛星放送に係るものに限る。)	副大臣	関係課	大臣			
27	基幹放送の業務の認定に係る認定方針の策定、変更(衛星放送に係るものに限る。)	局長					
28	放送法第105条の規定に基づく認定基幹放送事業者の基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者への通知(衛星放送に係るものに限る。)	課長		大臣			
29	放送法施行規則第81条第1項の規定に基づく基幹放送業務認定証の再交付(衛星放送に係るものに限る。)	局長		大臣			
30	放送法第120条の規定に基づく放送局設備供給役務提供条件の変更の命令(衛星放送に係るものに限る。)	局長	官房総務課	大臣			
31	放送法第127条第1項の規定に基づく登録及び同条第2項の規定に基づく通知(衛星放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣			
32	放送法第128条の規定に基づく登録の拒否(衛星放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣			
33	放送法第130条第3項において準用する同法第127条第1項の規定に基づく変更登録及び同条第2項の規定に基づく通知(衛星放送に係るものに限る。)	課長	関係課	大臣			
34	放送法第130条第3項において準用する同法第128条の規定に基づく変更登録の拒否(衛星放送に係るものに限る。)	局長	関係課	大臣			
35	放送法第130条第4項後段の規定に基づく変更登録(衛星放送に係るものに限る。)	課長	関係課				
36	放送法第131条の規定に基づく登録の取消し	局長	関係課 官房総務課	大臣			
37	放送法第132条の規定に基づく登録の抹消	課長	関係課				
38	放送法第134条第2項後段の規定に基づく変更登録	課長	関係課				
39	放送法第156条の規定に基づく命令等(衛星放送に係るものに限る。)に関する文書	局長	関係課 官房総務課	大臣			
40	放送法第174条の規定に基づく業務停止命令(衛星放送に係るものに限る。)	副大臣	関係課	大臣			
41	放送法第175条の規定に基づく資料の提出(衛星放送に係るものに限る。)に関する文書	局長		大臣			
42	放送法第179条の規定に基づく電波監理審議会からの勧告に伴う措置等(衛星放送に係るものに限る。)に関する文書	局長	関係局部課	大臣			
43	電波法施行規則第43条の3の各項の規定に基づく届出及び報告(衛星放送に係るものに限る。)に関する文書	課長	関係課	局長			
44	放送法施行規則第86条の各項の規定に基づく届出及び報告(衛星放送に係るものに限る。)に関する文書	課長	関係課	局長			
45	緊急警報信号を使用して放送を行う基幹放送(衛星放送に係るものに限る。)の公示に関する文書	局長	関係課	大臣			
46	視聴覚障害者向け放送の実施状況に係る実態調査に関すること	局長	関係局部課	局長			
衛星・地域放送課 国際放送推進室	国情	1	国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局の指定事項の変更に係る総合通信局への通知	局長	関係課	局長	
		2	電波法第7条第6項又是無線局免許手続規則第9条各項の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局の資料の提出又は補正等に関する文書	課長	関係課	局長	
		3	電波法第8条第1項の規定に基づく日本放送協会所属の国際放送を行う基幹放送局又は中継国際放送を行う基幹放送局の予備免許	局長	関係課 官房総務課	大臣	
		4	電波法第8条第2項の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局の工事落成期限の延長	局長	関係課	大臣	
		5	電波法第9条第4項の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局の変更	局長	関係課	大臣	
		6	電波法第11条の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局の免許拒否	局長	関係課	大臣	
		7	電波法第13条の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局の再免許	局長	関係課	大臣	
		8	電波法第17条の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局(いすれも総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が処理することとしたものを除く。)の変更	局長	関係課	大臣	
		9	電波法第19条の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局(いすれも総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が処理することとしたものを除く。)の指定の変更	局長	関係課	大臣	
		10	電波法第76条の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局の制限又は取消等、並びに第77条の規定に基づく文書の送付	大臣	関係局部課	大臣	
		11	電波法第9章の各条の規定に基づく罰則の内、国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局及びその無線従事者等に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
		12	電波法第104条の2の規定に基づく国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局の処分に係る条件等の付与及び条件履行の確認	局長	関係課	大臣	
		13	放送法第20条第8項の規定に基づく日本放送協会の中継国際放送の協定の締結、変更の認可	局長	関係課 官房総務課	大臣	
		14	放送法第24条の規定により読み替えて適用する同法第93条の規定に基づく日本放送協会の協会国際衛星放送に関する認定	局長	関係課 官房総務課	大臣	
		15	放送法第65条の規定に基づく日本放送協会の国際放送の実施要請	局長	関係課 官房総務課	大臣	
		16	放送法第65条の規定に基づく日本放送協会の協会国際衛星放送の実施要請	局長	官房総務課	大臣	

17	放送法第65条第5項において準用する同法第20条第8項の規定に基づく中継国際放送の協定の廃止の認可	局長	関係課 官房総務課	大臣
18	放送法第67条の規定に基づく国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用の支払い	局長	関係課 官房総務課	局長
19	放送法第86条第1項の規定に基づく日本放送協会所属基幹放送局又はその放送の業務(国際放送、中継国際放送又は協会国際衛星放送に係るものに限る。)の廃止、休止の認可	局長	関係課 官房総務課	大臣
20	放送法第86条第4項又は第5項の規定により読み替えて適用する同法第105条の規定に基づく認定基幹放送事業者の基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者への通知(国際放送又は協会国際衛星放送に係るものに限る。)	課長		大臣
21	放送法第174条(同法第81条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく基幹放送の業務の停止の命令	局長	官房総務課	大臣
22	放送法第175条(同法第81条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国際放送及び協会国際衛星放送の業務に関する資料の提出に関する通知	局長	関係課	局長
23	日本放送協会の国際放送又は協会国際衛星放送の開始、変更の届出に関する通知	局長	関係課	局長
24	日本放送協会の国際放送又は協会国際衛星放送の廃止、休止の届出に関する通知	局長	関係課	局長
25	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等の災害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に口頭又は電話等により電波法第6条、第17条又は第19条の規定による申請(国際放送又は中継国際放送を行う基幹放送局に限る。)があった場合の免許又は許可等に関する文書	局長	関係課	大臣
26	放送法第175条(同法第81条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国際放送又は協会国際衛星放送の業務に関する資料の提出	室長		供覧
27	日本放送協会の国際放送又は協会国際衛星放送の廃止、休止の届出	局長	関係課	供覧
28	日本放送協会の国際放送又は協会国際衛星放送の開始、変更の届出	局長	関係課	供覧
29	放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第96号)附則第4条の規定に基づく外国の放送局を用いて行われる国際放送の届出	局長	関係課	供覧 経過措置
衛星・地域放送課 地域放送推進課	情域	1 総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長からの指示伺いに対する指示	室長	局長
		2 平成12年郵政省告示第524号別表第10号別記第1注3の規定に基づく限定受信方式識別子の指定	局長	関係課 大臣
		3 基幹放送用周波数使用計画の変更に関する利害関係者からの意見聴取	局長	関係課 大臣
		4 電波法第8条第1項の規定に基づく予備免許	局長	関係課 大臣
		5 電波法第8条第2項の規定に基づく工事落成期限の延長	局長	関係課 大臣
		6 電波法第11条の規定に基づく免許の拒否	局長	大臣
		7 電波法第13条の規定に基づく再免許	局長	関係課 大臣
		8 電波法第17条第1項の規定に基づく変更許可	局長	関係課 大臣
		9 電波法第19条の規定に基づく指定変更	局長	関係課 大臣
		10 電波法第20条の各項の規定に基づく地位の承継の許可	局長	関係課 大臣
		11 電波法第71条の各項の規定に基づく無線局の指定事項の変更等	局長	関係課 大臣
		12 電波法第74条の規定に基づく放送局への放送実施命令	局長	関係課 大臣
		13 電波法第75条の規定に基づく取消、それに伴う同第77条の規定に基づく文書の送付	局長	関係課 大臣
		14 電波法第76条(電波法第70条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく無線局の運用の停止、制限、免許の取消等、それに伴う同第77条の規定に基づく文書の送付	局長	関係課 大臣
		15 緊急警報信号を使用して放送を行う放送局等の公告	局長	関係課 大臣
		16 放送法第103条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定の取消し(コミュニティ放送に係るものに限る。)	副大臣	関係課 大臣
		17 放送法第104条の規定に基づく基幹放送の業務の認定の取消し(コミュニティ放送に係るものに限る。)	副大臣	関係課 大臣
		18 放送法第127条第1項の規定に基づく登録及び同条第2項の規定に基づく通知	局長	関係課 大臣
		19 放送法第128条の規定に基づく登録の拒否	局長	関係課 大臣
		20 放送法第130条第3項において準用する同法第127条第1項の規定に基づく変更登録及び同条第2項の規定に基づく通知	課長	関係課 大臣
		21 放送法第130条第3項において準用する同法第128条の規定に基づく変更登録の拒否	局長	関係課 大臣
		22 放送法第130条第4項後段の規定に基づく変更登録	室長	関係課
		23 放送法第131条の規定に基づく登録の取消し	局長	関係課 官房総務課
		24 放送法第132条の規定に基づく登録の抹消	室長	関係課
		25 放送法第134条第2項後段の規定に基づく変更登録	室長	関係課
		26 放送法第138条の規定に基づく同法第126条第1項の登録に係る電気通信設備の改善命令(有線一般放送に関するものに限る。)	局長	関係課 官房総務課
		27 放送法第139条第1項の規定に基づく立入検査に関する文書(有線一般放送に関するものに限る。)	室長	大臣
		28 放送法第139条第1項の規定に基づく報告に関する文書(有線一般放送に関するものに限る。)	局長	関係課 大臣
		29 放送法第140条第1項の規定に基づく指定	局長	大臣
		30 放送法第141条の規定に基づく役務提供条件の変更その他業務の方法の改善命令	局長	官房総務課 大臣
		31 放送法第144条の規定に基づく裁定に関する文書	局長	官房総務課 大臣
		32 放送法第145条第2項の規定に基づく資料の提供その他の協力の依頼に関する文書	局長	大臣
		33 放送法第145条第3項の規定に基づく国土交通大臣への通知	局長	大臣
		34 放送法第145条第4項の規定に基づく立入検査に関する文書	室長	大臣
		35 放送法第145条第4項の規定に基づく報告に関する文書	局長	関係課 大臣
		36 放送法第156条の規定に基づく命令(有線一般放送及びコミュニティ放送に関するものに限る。)に関する文書	局長	官房総務課 大臣
		37 放送法第159条第1項の規定に基づく認定放送持株会社の認定(子会社である地上基幹放送の業務を行う者が行う放送がコミュニティ放送のみであるものに限る。)に関する文書	局長	関係課 大臣
		38 放送法第165条第1項の規定に基づく地位の承継(子会社である地上基幹放送の業務を行う者が行う放送がコミュニティ放送のみであるものに限る。)に関する文書	局長	関係課 官房総務課 大臣

39	放送法第166条第1項又は第2項の規定に基づく認定(子会社である地上基幹放送の業務を行う者が行う放送がコミュニティ放送のみであるものに限る。)の取消	局長	関係課	大臣		
40	放送法施行規則第195条第1項又は第4項の規定に基づく認定放送持株会社認定証(子会社である地上基幹放送放送の業務を行う者が行う放送がコミュニティ放送のみであるものに限る。)の訂正	室長	関係課	室長		
41	放送法施行規則第196条第1項の規定に基づく認定放送持株会社認定証(子会社である地上基幹放送放送の業務を行う者が行う放送がコミュニティ放送のみであるものに限る。)の再交付	局長	関係課	大臣		
42	放送法第174条の規定に基づく業務停止命令(有線一般放送及びコミュニティ放送に関するものに限る。)	副大臣		大臣		
43	放送法第175条の規定に基づく資料の提出(有線一般放送に関するものに限る。)の要求	局長		大臣		
44	緊急警報信号を使用して放送を行う基幹放送(コミュニティ放送に係るものに限る。)の公示に関する文書	局長	関係課	大臣		
45	電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号)第3条に基づく基本指針の制定に関する協議(変更協議を含む。)	局長	関係局部課	大臣		
46	電気通信基盤充実臨時措置法第4条に基づく高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定	局長		大臣		
47	電気通信基盤充実臨時措置法第5条に基づく高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に係る変更の認定又は認定の取消し	局長		大臣		
48	電気通信基盤充実臨時措置法第8条に基づく認定事業者に対する高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施状況についての報告の徴収	局長		大臣		
49	高度有線テレビジョン放送施設整備事業に係る地方税法施行令附則第1条の適用に係る証明に関する文書	室長		大臣		
50	産業活力再生特別措置法第3条に規定する事業再構築支援計画の認定、変更等に関する文書	局長		大臣		
51	国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)研究委員会等への対応に関する文書	室長	関係局部			
52	国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)研究委員会等における日本寄書等の提出に関する文書	室長	関係局部	課長		
53	産業活力再生特別措置法第3条に規定する事業再構築支援計画の認定に関する租税特別措置法第80条の適用に係る証明に関する文書	室長		大臣		
郵政行政部 共通	1	所掌事務に関し報告を徴すこと	部長、課長、室長		大臣	
	2	法令等の規定に基づき行う協議等に関する文書(軽微なものは除く。)	部長	関係課	大臣	
	3	法令等の規定に基づき行う協議等に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係課	大臣	
	4	郵政行政部の所掌に係る総合通信局等との連絡調整に関する文書	部長、課長		局長、部長、課長	
	5	税制改正要望書の提出	部長			
	6	所掌事務に関し各種会議の開催に関する文書	部長、課長		局長、部長、課長	
	7	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)第2条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成14年法律第97号。以下「旧公社法」という。)第58条の規定に基づく報告に関する文書のうち重要なもの	部長	関係課	大臣	経過措置
	8	旧公社法第58条の規定に基づく報告に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係課	大臣	経過措置
	9	旧公社法第61条第1項の規定に基づく法令違反等の是正命令及び同条第2項の規定に基づく公表に関する文書	大臣	関係課	大臣	経過措置
	10	防災・危機管理に関する文書(軽微なものは除く。)	部長	関係課	部長	
	11	防災・危機管理に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係課	課長	
	12	国際協力に関する文書	部長、課長、室長	関係課	大臣、部長、課長、室長	
郵政行政部 企画課	1	郵政行政部が所掌する事務の総合調整に関する文書	部長	関係局部課	部長	
	2	郵政行政部内の庶務に関する文書	課長		課長	
	3	郵政民営化法(平成17年法律第97号。以下「民営化法」という。)第91条の規定に基づく民営化委員会の意見の聴取に関する文書	部長		大臣	
	4	民営化法第93条第2項の規定に基づく民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣	
	5	民営化法第180条第1項第2号の規定に基づく財務省令で定める証明に関する文書	課長		大臣	
	6	日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)第4条第2項の規定に基づく目的達成業績の認可に関する文書	部長		大臣	
	7	日本郵政株式会社法第8条第1項の規定に基づく募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付することの認可に関する文書	大臣		大臣	
	8	日本郵政株式会社法第8条第2項の規定に基づく新株予約権の行使により株式を交付した旨の届出に関する文書	部長			供覧
	9	日本郵政株式会社法第9条の規定に基づく取締役の選任及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議の認可に関する文書	大臣		大臣	
	10	日本郵政株式会社法第10条前段の規定に基づく事業計画の認可及び同条後段の規定に基づく事業計画の変更の認可に関する文書	部長	関係課	大臣	
	11	日本郵政株式会社法第11条の規定に基づく定款の変更の決議の認可に関する文書	部長		大臣	
	12	日本郵政株式会社法第11条の規定に基づく合併、会社分割及び解散の決議の認可に関する文書	大臣		大臣	
	13	日本郵政株式会社法第11条の規定に基づく剩余金の配当その他の剩余金の処分(損失の処理を除く。)の決議の認可に関する文書	部長		大臣	
	14	日本郵政株式会社法第12条の規定に基づく財務諸表の提出に関する文書	部長			供覧
	15	日本郵政株式会社法第13条第2項の規定に基づく監督命令に関する文書	大臣		大臣	
	16	日本郵政株式会社法第14条第1項の規定に基づく報告に関する文書	部長		大臣	
	17	日本郵政株式会社法第16条第1項の規定に基づく情報の公表に関する文書	部長			供覧
	18	日本郵政株式会社法施行規則(平成18年総務省令第3号)第14条の規定に基づく業務に関する規程の届出等に関する文書	課長			供覧
	19	日本郵政株式会社法(平成17年法律第100号)第4条第4項の規定に基づく同条第2項の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3項の業務の届出に関する文書	部長			供覧

20	日本郵便株式会社法第9条第1項の規定に基づく新株予約権の募集・交付の認可に関する文書	大臣		大臣	
21	日本郵便株式会社法第9条第2項の規定に基づく新株予約権の行使による株式発行の届出に関する文書	課長			供覧
22	日本郵便株式会社法第10条の規定に基づく事業計画の作成、変更の認可に関する文書	部長	関係課	大臣	
23	日本郵便株式会社法第11条の規定に基づく重要財産の譲渡、担保供与の認可に関する文書	部長	関係課	大臣	
24	日本郵便株式会社法第12条の規定に基づく会社の定款変更の決議の認可に関する文書	部長		大臣	
25	日本郵便株式会社法第12条の規定に基づく会社の合併、会社分割及び解散の決議の認可に関する文書	大臣		大臣	
26	日本郵便株式会社法第13条の規定に基づく事業年度の財務諸表の提出に関する文書	部長			供覧
27	日本郵便株式会社法第14条の規定に基づく収支を記載した書類に関する文書の提出	部長			供覧
28	日本郵便株式会社法第15条第2項の規定に基づく監督命令に関する文書	大臣		大臣	
29	日本郵便株式会社法第16条第1項の規定に基づく報告に関する文書	部長		大臣	
30	日本郵便株式会社法第17条の規定に基づく財務大臣との協議に関する文書	部長		大臣	
31	日本郵便株式会社法第18条の規定に基づく情報の公表に関する文書の提出	部長			供覧
32	国際関係事務の総括に関する文書	部長	関係課	局長	
郵政行政部企画課検査監理室	郵検	1 便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の検査に関する文書のうち重要なもの	部長		大臣 部長
2	日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便認証司、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の検査に関する文書のうち軽微なもの	室長		部長、課長、室長	
郵政行政部郵便課	郵郵	1 郵便法(昭和22年法律第165号)第59条第1項の規定に基づく郵便認証司の任命に関する文書	部長		大臣
2	郵便法第62条の規定に基づく郵便認証司の罷免に関する文書	部長		大臣	
3	郵便法第63条第2項の規定に基づく郵便認証司の兼業の承認に関する文書	課長		大臣	
4	郵便法第64条の規定に基づく郵便認証司に対する監督命令に関する文書	部長		大臣	
5	郵便法第65条第1項の規定に基づく郵便認証司の認証事務に関する報告に関する文書	課長		大臣	
6	郵便法第66条の規定に基づく郵便認証司に対する懲戒処分に関する文書	部長		大臣	
7	郵便法第67条第1項の規定に基づく郵便に関する料金の変更の届出に関する文書	課長			供覧
8	郵便法第67条第3項の規定に基づく郵便に関する料金の変更の認可に関する文書	部長		大臣	
9	郵便法第67条第5項の規定に基づく郵便に関する料金の変更の届出に関する文書	課長			供覧
10	郵便法第67条第7項の規定に基づく郵便事業の収支の状況の報告に関する文書	課長			供覧
11	郵便法第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可に関する文書	部長		大臣	
12	郵便法第70条第1項の規定に基づく郵便業務管理規程の変更の認可に関する文書	部長		大臣	
13	郵便法第71条の規定に基づく郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程の変更命令に関する文書	大臣		大臣	
14	郵便法第72条第1項の規定に基づく業務の委託に関する文書	部長		大臣	
15	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和23年法律第142号)第3条第1項の規定に基づく指定及び指定に関する関係大臣との協議並びに同条第3項の規定に基づく印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項の関係大臣との協議に関する文書	課長		大臣	
16	郵便切手類販売所等に関する法律(昭和24年法律第91号)第2条第1項の規定に基づく郵便切手類の販売等の委託基準の認可に関する文書	部長		大臣	
17	簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第6条の規定に基づく日本郵便株式会社から再委託された委託業務に係る委託基準の認可に関する文書	部長		大臣	
18	郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)第3条第2項の規定に基づく郵便物の運送等業務に係る委託基準の認可に関する文書	部長		大臣	
19	郵便切手類模造等取締法(昭和47年法律第50号)第1条第2項の規定による許可に関する文書	課長		大臣	
20	お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)第7条第5項の規定に基づき、会社が寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体、配分額の決定、配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項を定めるための認可並びに認可を行うための寄附目的に係る事業を所管する大臣との協議	部長		大臣	
21	日本郵便株式会社法第15条第2項の規定に基づく監督命令に関する文書	大臣		大臣	
22	日本郵便株式会社法第16条第1項の規定に基づく報告に関する文書	部長		大臣	
郵政行政部郵便課国際企画室	郵国	郵便業務を行う事業に関する制度等の企画及び立案に関する文書並びに郵便業務等の適正運営確保に関する文書のうち重要なもの(国際郵便に限る。)	大臣	関係局課	大臣
2	郵便業務を行う事業に関する制度等の企画及び立案に関する文書並びに郵便業務等の適正運営確保に関する文書(重要なもの及び軽微のものを除く。国際郵便に限る。)	部長	関係局課	大臣 部長	
3	郵便業務を行う事業に関する制度等の企画及び立案に関する文書並びに郵便業務等の適正運営確保に関する文書のうち軽微のもの(国際郵便に限る。)	室長	関係局課	部長、室長	
4	郵便法第67条第1項の規定に基づく郵便に関する料金の変更の届出に関する文書(国際郵便に限る。)	室長			供覧
5	郵便法第67条第5項の規定に基づく郵便に関する料金の変更の届出に関する文書(国際郵便に限る。)	室長			供覧
6	郵便法第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可に関する文書(軽微のものを除く。国際郵便に限る。)	大臣	関係課	大臣	

7	郵便法第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可に関する文書のうち軽微なもの(国際郵便に限る。)	部長		大臣	
8	郵便法第71条の規定に基づく郵便に関する料金又は郵便約款の変更命令に関する文書(国際郵便に限る。)	大臣	関係課	大臣	
9	条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内での郵便に関する国際的取決めの協議及び締結並びに万国郵便連合その他の機関との連絡に関する文書(軽微なもの及び貯金保険課の所掌に属するものを除く。)	部長	関係課	部長	
10	条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内での郵便に関する国際的取決めの協議及び締結並びに万国郵便連合その他の機関との連絡に関する文書のうち軽微なもの(貯金保険課の所掌に属するものを除く。)	室長	関係課	室長	
郵政行政部 貯金保険課	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。)第70条第1項の規定に基づく貯金の利率の決定方針の認可及び同条第4項の規定に基づく貯金の利率の決定方針の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	2 旧郵便貯金法第70条第3項の規定に基づく貯金の利率の届出に関する文書	課長			経過措置
	3 旧郵便貯金法第70条第5項の規定に基づく貯金の利率の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	4 旧郵便貯金法第71条第1項の規定に基づく郵便貯金の特別な取扱いに関する料金の届出に関する文書	課長			経過措置
	5 旧郵便貯金法第71条第2項の規定に基づく郵便貯金の特別な取扱いに関する料金の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	6 旧郵便貯金法第72条第1項の規定に基づく貸付金の利率の決定方針の認可及び同条第4項の規定に基づく貸付金の利率の決定方針の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	7 旧郵便貯金法第72条第3項の規定に基づく貸付金の利率の届出に関する文書	課長			経過措置
	8 旧郵便貯金法第72条第5項の規定に基づく貸付金の利率の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	9 旧郵便貯金法第73条の規定に基づく金融庁長官及び財務大臣との協議に関する文書	部長		大臣	経過措置
	10 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第235号)第1条の規定による廃止前の郵便貯金法施行令(昭和46年政令第298号)第5条第2項の規定に基づく金融庁長官又は財務大臣との協議に関する文書	部長		大臣	経過措置
	11 公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令(平成19年総務省令第113号)附則第2条の規定による廃止前の郵便貯金法施行規則(平成15年総務省令第8号。以下「旧郵便貯金法施行規則」という。)第6条の規定に基づく郵便貯金資金の地方公共団体に対する貸付利率の決定・通知に関する文書	部長	関係課	大臣	経過措置
	12 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成2年法律第72号。以下「旧国際ボランティア貯金法」という。)第7条の2第1項の規定に基づく配分団体及び配分額の決定等の認可に関する文書	部長		大臣	経過措置
	13 旧国際ボランティア貯金法第7条の2第2項の規定に基づく関係行政機関との協議に関する文書	部長		大臣	経過措置
	14 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の郵便為替法第38条の4第1項の規定に基づく国際郵便為替に関する料金の届出に関する文書	課長			経過措置
	15 旧郵便為替法第38条の4第2項の規定に基づく国際郵便為替の料金の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	16 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和23年法律第60号。以下「旧郵便振替法」という。)第65条第1項の規定に基づく郵便振替の払込み、振替及び払出しの料金の上限の認可及び同条第6項の規定に基づく郵便振替の払込み、振替及び払出しの料金の上限の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	17 旧郵便振替法第65条第3項及び第5項の規定に基づく郵便振替に関する料金の届出に関する文書	課長			経過措置
	18 旧郵便振替法第65条第7項の規定に基づく郵便振替の料金の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	19 旧郵便振替法第66条第1項の規定に基づく国際郵便振替に関する料金の届出に関する文書	課長			経過措置
	20 旧郵便振替法第66条第2項の規定に基づく国際郵便振替の料金の変更命令に関する文書	部長		大臣	経過措置
	21 旧郵便振替法第67条の規定に基づく財務大臣との協議に関する文書	部長		大臣	経過措置
	22 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内での郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めの協議及び締結並びに万国郵便連合その他の機関との連絡に関する文書(郵便課の所掌に属するものを除く。)	部長 課長	関係課	部長 課長	
	23 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)第102条第1項の規定による簡易生命保険約款の変更の認可に関する文書	部長	関係課	大臣	経過措置
	24 旧簡易生命保険法第102条第4項の規定による簡易生命保険約款の変更命令に関する文書	大臣		大臣	経過措置
	25 旧簡易生命保険法第103条第1項の規定による保険料の算出方法書の変更の認可に関する文書	部長	関係課	大臣	経過措置
	26 旧簡易生命保険法第103条第4項の規定による保険料の算出方法書に記載すべき事項の変更命令に関する文書	大臣	関係課	大臣	経過措置

				経過措置
27	公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令附則第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行規則(平成15年総務省令第15号。以下「旧簡易生命保険法施行規則」という。)第6条の規定による簡易生命保険資金の地方公共団体に対する貸付利率の決定・通知に関する文書	部長	関係課	大臣
28	旧簡易生命保険法施行規則第7条等の規定による簡易生命保険資金の地方公共団体に対する貸付額等の決定・通知に関する文書	部長	関係課	経過措置
29	日本郵便株式会社法第4条第4項の規定に基づく届出に関する文書(銀行代理業並びに保険募集及び所属保険会社等の事務の代行に係るものに限る。)	部長		供覧
30	日本郵便株式会社法第7条の規定に基づく銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の届出に関する文書	部長		供覧
31	日本郵便株式会社法第15条第2項の規定に基づく業務に關し監督上必要な命令に関する文書(銀行代理業並びに保険募集及び所属保険会社等の事務の代行に係るものに限る。)	部長		大臣
32	民営化法第63条第2項の規定に基づき適用される日本郵政株式会社法第13条第2項の規定に基づく命令に関する文書	部長		大臣
33	民営化法第93条第2項の規定に基づく民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣
34	民営化法第105条第1項の規定に基づく郵便貯金銀行と他の金融機関等との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認める決定に関する文書	大臣		大臣
35	民営化法第105条第2項の規定に基づく民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣
36	民営化法第105条第4項の規定に基づく第1項の決定に関する郵便貯金銀行及び機関への通知に関する文書	課長		大臣
37	民営化法第108条第1項の規定による一般の金融機関がない市町村の区域の告示	部長	関係局部課 官房総務課	大臣
38	民営化法第110条第1項の規定に基づく業務の認可に関する文書	大臣		大臣
39	民営化法第110条第6項の規定に基づく民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣
40	民営化法第110条の2第1項の規定に基づく株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後の業務の実施の届出に関する文書	部長		供覧
41	民営化法第110条の2第3項の規定に基づく民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣
42	民営化法第111条第1項の規定に基づく子会社保有の認可に関する文書	大臣		大臣
43	民営化法第111条第5項の規定に基づく民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣
44	民営化法第112条第1項の規定に基づく営業所の設置の届出に関する文書	課長		供覧
45	民営化法第112条第1項の規定に基づく営業所の種類の変更の届出に関する文書	課長		供覧
46	民営化法第112条第1項の規定に基づく営業所の廃止の届出に関する文書	課長		供覧
47	民営化法第112条第1項の規定に基づく支店その他の営業所の位置の変更の届出に関する文書	課長		供覧
48	民営化法第112条第2項の規定に基づく銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を委託する旨の契約の締結の届出に関する文書	課長		供覧
49	民営化法第112条第2項の規定に基づく銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を委託する旨の契約の終了の届出に関する文書	課長		供覧
50	民営化法第112条第3項の規定に基づく民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣
51	民営化法第113条第1項の規定に基づく郵便貯金銀行を当事者とする合併の認可に関する文書	大臣		大臣
52	民営化法第113条第3項の規定に基づく郵便貯金銀行を当事者とする会社分割の認可に関する文書	大臣		大臣
53	民営化法第113条第5項の規定に基づく郵便貯金銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可に関する文書	大臣 部長		大臣
54	民営化法第113条第8項の規定に基づく民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣
55	民営化法第115条第1項第1号の規定に基づく郵便貯金銀行の廃業の認可に関する文書	大臣		大臣
56	民営化法第115条第1項第2号の規定に基づく郵便貯金銀行の解散の認可に関する文書	大臣		大臣
57	民営化法第115条第3項の規定に基づく民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣
58	民営化法第116条第1項の規定に基づく郵便貯金銀行の中間業務報告書及び業務報告書の提出に関する文書	部長		供覧
59	民営化法第116条第2項の規定に基づく郵便貯金銀行及び子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書の提出に関する文書	部長		供覧
60	民営化法第116条第4項の規定に基づく民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣
61	民営化法第117条第4項の規定に基づく通知に関する文書	課長		大臣
62	民営化法第118条第6項の規定に基づく通知に関する文書	課長		大臣
63	民営化法第119条第1項の規定に基づく業務停止命令等に関する文書	大臣 部長		大臣
64	民営化法第119条第2項の規定に基づく民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣
65	民営化法第119条第4項の規定に基づく信用秩序の維持を図るために必要な措置に関する財務大臣との協議に関する文書	部長		大臣
66	民営化法第119条第5項の規定に基づく業務停止命令の実施に関する財務大臣への通知に関する文書	課長		大臣
67	民営化法第120条第2項の規定に基づく民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣
68	民営化法第121条第3項の規定に基づく第1項の規定に基づき付された認可の条件を変更する際の民営化委員会への意見聴取に関する文書	部長		大臣
69	民営化法第123条の規定に基づく命令の制定に関する民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣
70	民営化法第135条第1項の規定に基づく郵便保険会社と他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認める決定に関する文書	大臣		大臣

71	民営化法第135条第2項の規定に基づく郵政民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣	
72	民営化法第135条第4項の規定に基づく郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構への通知に関する文書	課長		大臣	
73	民営化法第138条第1項の規定に基づく保険の受け入れの認可に関する文書	大臣		大臣	
74	民営化法第138条第2項の規定に基づく運用の認可に関する文書	大臣		大臣	
75	民営化法第138条第3項の規定に基づく業務の認可に関する文書	大臣		大臣	
76	民営化法第138条第5項の規定に基づく郵政民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣	
77	民営化法第138条の2第1項の規定に基づく株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後の業務の実施の届出に関する文書	部長		大臣	併覧
78	民営化法第138条の2第3項の規定に基づく民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣	
79	民営化法第139条第1項の規定に基づく子会社保有の認可に関する文書	大臣		大臣	
80	民営化法第139条第2項の規定に基づく子会社となった子会社対象会社を引き継ぎ子会社とする認可に関する文書	大臣		大臣	
81	民営化法第139条第5項の規定に基づく郵政民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣	
82	民営化法第140条第2項の規定に基づく郵政民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣	
83	民営化法第141条第1項の規定に基づく保険契約の移転の認可に関する文書	大臣		大臣	
84	民営化法第141条第3項の規定に基づく郵便保険会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可に関する文書	大臣		大臣	
85	民営化法第141条第5項の規定に基づく郵便保険会社を当事者とする合併の認可に関する文書	大臣		大臣	
86	民営化法第141条第7項の規定に基づく郵便保険会社を当事者とする会社分割の認可に関する文書	大臣		大臣	
87	民営化法第141条第10項の規定に基づく郵政民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣	
88	民営化法第142条第1項第1号の規定に基づく郵便保険会社の廃業の認可に関する文書	大臣		大臣	
89	民営化法第142条第1項第2号の規定に基づく郵便保険会社の解散の認可に関する文書	大臣		大臣	
90	民営化法第142条第3項の規定に基づく郵政民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣	
91	民営化法第144条第1項の規定に基づく郵便保険会社の中間業務報告書及び業務報告書の提出に関する文書	部長		大臣	併覧
92	民営化法第144条第4項の規定に基づく郵政民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣	
93	民営化法第145条第4項の規定に基づく通知に関する文書	課長		大臣	
94	民営化法第146条第6項の規定に基づく通知に関する文書	課長		大臣	
95	民営化法第147条第1項の規定に基づく業務停止命令等に関する文書	大臣 部長		大臣	
96	民営化法第147条第2項の規定に基づく郵政民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣	
97	民営化法第147条第4項の規定に基づく信頼性の維持を図るために必要な措置に関する財務大臣との協議に関する文書	部長		大臣	
98	民営化法第147条第5項の規定に基づく業務停止命令の実施に関する財務大臣への通知に関する文書	課長		大臣	
99	民営化法第149条第2項の規定に基づく郵政民営化委員会への通知に関する文書	課長		大臣	
100	民営化法第150条第3項の規定に基づく認可の条件を変更する際の郵政民営化委員会への意見聴取に関する文書	部長		大臣	
101	民営化法第151条の規定に基づく命令の制定に関する民営化委員会からの意見聴取に関する文書	部長		大臣	
102	第1号から第101号までに掲げるほか関係法令等に基づく認可、承認、任命、指示、届出、指定、報告等及び関係法令等に規定する事務に関する文書	部長 課長		大臣 局長 部長 課長	
郵政行政部 信書便事業課	1	信書便事業等に係る制度等の企画及び立案に関する文書のうち重要なものの	大臣	関係局課	大臣
	2	信書便事業に係る制度等の企画及び立案に関する文書(重要なもの及び軽微のものを除く。)	部長	関係局課	大臣 部長
	3	信書便事業等に係る制度等の企画及び立案に関する文書のうち軽微なもの	課長	関係局課	部長、課長
	4	一般信書便事業者に關し、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)第6条の規定による事業の許可に関する文書	大臣		大臣
	5	一般信書便事業者に關し、信書便法第12条第1項の規定による事業計画の変更の認可に関する文書	部長		大臣
	6	一般信書便事業者に關し、信書便法第13条第1項の規定による事業の譲渡及び譲受けの認可に関する文書	部長		大臣
	7	一般信書便事業者に關し、信書便法第13条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可に関する文書	部長		大臣
	8	一般信書便事業者に關し、信書便法第14条第1項の規定による相続の認可に関する文書	部長		大臣
	9	一般信書便事業者に關し、信書便法第15条第1項の規定による法人の休止又は廃止の許可に関する文書	部長		大臣
	10	一般信書便事業者に關し、信書便法第15条第2項の規定による法人の解散の決議又は総社員の同意の認可に関する文書	部長		大臣
	11	一般信書便事業者に關し、信書便法第17条第1項の規定による信書便約款の設定又は変更の認可に関する文書	部長		大臣
	12	一般信書便事業者に關し、信書便法第22条第1項の規定による信書便管理規程の設定又は変更の認可に関する文書	部長		大臣
	13	一般信書便事業者に關し、信書便法第23条第1項の規定による業務委託の認可に関する文書	部長		大臣
	14	一般信書便事業者に關し、信書便法第24条第1項の規定による他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の締結の認可に関する文書	部長		大臣

38	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第24条第1項の規定による他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の締結の認可に関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものに限る。)	課長	大臣	
39	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第24条第1項の規定による他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の締結の認可に関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
40	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第25条の規定による外国信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の締結の認可に関する文書	課長	大臣	
41	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第26条の規定による事業計画の遵守命令に関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものに限る。)	大臣	大臣	
42	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第26条の規定による事業計画の遵守命令に関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
43	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第27条第1号の規定による事業計画、信書便約款又は信書便管理規程の変更命令に関する文書	大臣	大臣	
44	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第27条第3号の規定による事業運営の改善命令に関する文書	大臣	大臣	
45	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第28条の規定による事業の全部又は一部の停止命令に関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものに限る。)	大臣	大臣	
46	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第28条の規定による事業の全部又は一部の停止命令に関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
47	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第28条第1号の規定による事業の許可の取消しに関する文書	大臣	大臣	
48	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第28条第2号の規定による事業の許可の取消しに関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものに限る。)	大臣	大臣	
49	特定信書便事業者に関し、信書便法第34条において準用する同法第28条第2号の規定による特定信書便事業の許可の取消しに関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
50	信書便法第37条第1項の規定による報告の処理に関する文書のうち重要なもの	部長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、部長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
51	信書便法第37条第1項の規定による報告の処理に関する文書のうち軽微なもの	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	部長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
52	信書便法第37条第2項の規定による検査に関する文書のうち重要なもの	部長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、部長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
53	信書便法第37条第2項の規定による検査に関する文書のうち軽微なもの	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	部長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
54	信書便法第37条第3項の規定による検査職員証明書の発行等に関する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
55	特定信書便事業に関する指示同一に対する指示に関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。)	課長	局長	
56	一般信書便事業者に関し、信書便法の規定による許可、認可に係る調査等に関する文書	課長	課長	
57	特定信書便事業者に関し、信書便法の規定による許可、認可に係る調査等に関する文書(提供する信書便の役務のうちに2以上の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものに限る。)	課長	課長	
58	登録免許税関係の事務処理に関する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係課	局長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長

情報流通行政局 地方局 長関係	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	電波法第8条第1項の規定に基づく予備免許(地上放送を行う基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者又はその地位を得ようとする者(予備免許を受け、会社等設立の確認が行われた者も含む。)の開設する無線局(受信障害対策中継放送を行う無線局を含む。)及びエリア放送を行う地上一般放送局(地上一般放送を行う実用化試験局を含む。以下同じ。)に限る。ただし、地上のテレビジョン放送又は超短波放送の事業者(多重単営の放送事業者を含む。)が開設する多重放送を行う放送局以外の親局、短波放送の中継局及び補完中継局のうち基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用するものを除く(以下「地方処理無線局」という。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		電波法第7条第6項又は無線局免許手続規則第9条の各項の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の資料の提出又は補正等に関する軽微なもの	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		電波法第7条第6項又は無線局免許手続規則第9条の各項の規定に基づく衛星基幹放送局等の資料の提出又は補正等に関する文書のうち軽微なもの	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		電波法第8条第2項の規定に基づく工事落成期限の延長(地方処理無線局に限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第9条第1項の規定に基づく工事設計変更の許可(地方処理無線局に限る。ただし、放送区域の変更を伴わない無線設備及び設置場所の変更(短波放送に係るものを除く。)に係るもの、受信所及び演奏所の無線設備及び設置場所の変更に係るもの、放送区域の変更のうち予備の無線設備又は予備の空中線に係るもの(空中線に係るものも含む。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第9条第4項の規定に基づく変更許可(地方処理無線局に限る。ただし、放送区域の変更を伴わない無線設備及び設置場所の変更(短波放送に係るものを除く。)に係るもの、受信所及び演奏所の無線設備及び設置場所の変更に係るもの、放送区域の変更のうち予備の無線設備又は予備の空中線に係るもの(空中線に係るものも含む。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第10条第1項の規定に基づく工事落成検査(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		電波法第10条第1項の規定に基づく工事落成検査(衛星基幹放送局等に限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		電波法第11条の規定に基づく免許拒否(地方処理無線局に限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第12条の規定に基づく免許等(地上放送に係るものに限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第12条の規定に基づく免許等(衛星基幹放送局等に限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第13条の規定に基づく再免許(衛星基幹放送局等(宇宙運用業務用の人工衛星局及び地球局に限る。)及び地方処理無線局に限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		電波法第13条の2の規定に基づく免許の失効(地方処理無線局に限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第14条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の免許状に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第14条の規定に基づく無線局(衛星基幹放送局等に限る。)の免許状に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第16条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)運用開始又は休止に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第16条の規定に基づく無線局(衛星基幹放送局等に限る。)の運用開始又は休止に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第17条第1項の規定に基づく変更許可(地方処理無線局に限る。ただし、放送区域の変更を伴わない無線設備及び設置場所の変更(短波放送に係るものを除く。)に係るもの、受信所及び演奏所の無線設備及び設置場所の変更に係るもの、放送区域の変更のうち予備の無線設備又は予備の空中線に係るもの、放送事業用地球局の通信の相手方の変更(変更前の通信の相手方の一部となる場合に限る。)を含む。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		電波法第18条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の変更検査に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		電波法第18条の規定に基づく無線局(衛星基幹放送局等に限る。)の変更検査に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	

21	電波法第19条の規定に基づく指定事項の変更(地方処理無線局に限る。ただし、識別信号の変更(免許人の名称変更又は住所表示の変更に伴う呼出名称の変更に限る。)に係るもの、放送区域の変更を伴わない空中線電力の変更(短波放送に係るものを除く。)に係るもの、予備の無線設備又は予備の空中線に係る電波の型式又は空中線電力の変更(短波放送に係るものを除く。)に係るもの、現に免許を受けている放送局(テレビジョン放送を行うものに限る。)の補完放送に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の変更に係るもの、超短波放送局の補完放送に係る電波の型式の変更に係るもの)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
22	電波法第20条の各項の規定に基づく地位の承継(地方処理無線局に限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
23	電波法第21条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)免許状の訂正に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
24	電波法第21条の規定に基づく無線局(衛星基幹放送局等に限る。)の免許状の訂正に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
25	電波法第22条又は同第24条の規定に基づく無線局(地上放送に係るものに限る。)の廃止又は失効等に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
26	電波法第22条又は同第24条の規定に基づく無線局(衛星基幹放送局等に限る。)の廃止又は失効等に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
27	電波法第39条又は同第53条の規定に基づく放送局(地上放送に係るものに限る。)の無線従事者の選任又は解任等に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
28	電波法第39条又は同第53条の規定に基づく無線局(衛星基幹放送局等に限る。)の無線従事者の選任又は解任等に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
29	電波法第74条各項又は同第74条の2各項(電波法第70条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令等(地上放送に係るものに限る。)に関する軽微な文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
30	電波法第75条又は同第76条(電波法第70条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限又は取消し等に係るもの、並びに同第77条の規定に基づく文書の送付(地上放送に係るもの(放送局の親局を除く。)に限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
31	電波法第103条の規定に基づく無線局(地上放送を行う放送事業者又はその地位を得ようとする者(予備免許を受け、会社等設立の確認が行われた者を含む。)が開設する無線局に限る。)に係る手数料の徴収及び収納に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
32	電波法第103条の規定に基づく無線局(衛星放送を行う放送事業者又はその地位を得ようとする者(予備免許を受け、会社等設立の確認が行われた者を含む。)が開設する無線局に限る。)に係る手数料の徴収及び収納に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
33	電波法第104条の2の規定に基づく無線局(地方処理無線局に限る。)の処分に係る条件の付与及び条件履行の確認に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
34	地上放送に関する実験試験局の電波法上の処分又は請求等に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
35	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等の災害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に口頭又は電話等により電波法第6条、第17条又は第19条の規定による申請(いすれも地上放送に係るものに限る。)があった場合の免許又は許可等に関する軽微なもの	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
36	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等の災害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に口頭又は電話等により放送法第93条又は第97条の規定による申請(いすれも地上放送に係るものに限る。)があった場合の認定又は許可等に関する軽微なもの	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
37	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等の災害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に免許人(地上放送に係る無線局の免許人及び関係団体等に限る。)又は基幹放送事業者(衛星基幹放送を除く。)に対して行う監理監督運用等に係る通知、報告並びに要請に関する軽微なものであって成例のあるもの	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
38	電波法第7条第6項の規定に基づく放送局(コミュニティ放送を行う放送局及びその放送局の電波に重畳して多重放送を行う放送局、臨時かつ一時の目的のための放送を行なう放送局及びその放送局の電波に重畳して多重放送を行なう放送局(以下「コミュニティ放送局等」という。)並びにエリア放送を行なう地上一般放送局に限る。)の申請の審査に際し、出頭又は資料の提出要請	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
39	電波法第8条第1項の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行なう地上一般放送局に限る。ただし、空中線電力50Wを超えるコミュニティ放送局を除く。)の予備免許	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
40	電波法第8条第2項の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行なう地上一般放送局に限る。)の工事落成期限の延長	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
41	電波法第9条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行なう地上一般放送局に限る。)の工事設計等の変更の許可	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	

42	電波法第10条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の検査	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
43	電波法第11条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。ただし、空中線電力が50Wを超えるコミュニティ放送局を除く。)の免許の拒否	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
44	電波法第12条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の免許	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
45	電波法第13条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等に限る。ただし、空中線電力が50Wを超えるコミュニティ放送局を除く。)の再免許	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
46	電波法第14条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)への免許状交付	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
47	電波法第17条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の変更等の許可	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
48	電波法第18条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の検査	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
49	電波法第19条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。ただし、空中線電力が50Wを超えるコミュニティ放送局を除く。)の指定の変更	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
50	電波法第20条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。ただし、空中線電力が50Wを超えるコミュニティ放送局を除く。)の免許の承継の許可	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
51	電波法第21条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の免許状の訂正	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
52	電波法第74条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)への放送実施命令(急を要する場合に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
53	電波法第75条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の免許の取消	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
54	電波法第76条第1項の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の運用停止又は運用制限	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
55	電波法第76条第2項(電波法第70条の7第4項及び第70条の8第3項において準用する場合を含む。)及び第4項の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の免許取消	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
56	電波法第77条の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)への文書の送付	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
57	電波法第104条の2の規定に基づく放送局(コミュニティ放送局等及びエリア放送を行う地上一般放送局に限る。)の処分に対する条件等の付与及び条件履行の確認	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
58	電波法第12条に基づく衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局、地球局、実用化試験局の免許	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
59	電波法第9条第1項に基づく衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局、地球局、実用化試験局、の工事設計の変更の許可	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
60	電波法第8条第2項に基づく地球局(人工衛星局を通信の相手方とするものに限る。)の工事落成期限の延長	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
61	電波法第9条第4項及び第17条第1項に基づく地球局の無線設備の設置場所の変更の許可	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
62	電波法施行規則第52条第5項及び第52条の3第4項の規定によるエリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める告示に基づき、相当の期間を指定して申請者に協議の結果を届け出るべき旨を命ずること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
63	日本放送協会の放送設備賃貸の認可	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
64	放送法第86条の規定に基づく日本放送協会所属基幹放送局又はその放送の業務の廃止、休止の認可(審議会へ諮問を要しないものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	

65	日本放送協会所属国際放送及び中継国際放送を行う指定事項の変更	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
66	所管法令等の定めるところにより大臣に提出する届出及び報告等の処理	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
67	テレトピア構想モデル地域の指定	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
68	中小企業等経営強化法第8条及び第9条に規定する計画の承認、変更の承認及び承認の取消	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
69	中小企業等経営強化法第10条及び第13条に規定する計画の認定	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
70	中小企業等経営強化法第11条及び第14条に規定する計画の変更の認定、認定の取消	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
71	中小企業等経営強化法第11条に規定する届出の処理	総合通信局部長、沖縄総合通信事務所課長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
72	中小企業等経営強化法第46条に規定する調査	総合通信局部長、沖縄総合通信事務所課長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
73	放送法第93条の規定に基づく基幹放送の業務の認定(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
74	放送法第93条の規定に基づく基幹放送の業務の認定(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
75	放送法第96条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定の更新(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
76	放送法第96条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定の更新(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
77	放送法第97条第1項の規定に基づく放送事項の変更の許可(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
78	放送法第97条第1項の規定に基づく放送事項の変更の許可(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
79	放送法第97条第1項の規定に基づく基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の変更の許可(移動受信用地上基幹放送に係るものを除く地上放送に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
80	放送法第97条第1項の規定に基づく基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の変更の許可(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
81	放送法第97条第3項の規定に基づく基幹放送の業務に係る指定事項の変更(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
82	放送法第97条第3項の規定に基づく基幹放送の業務に係る指定事項の変更(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
83	放送法第98条第2項及び第3項の規定に基づく認定基幹放送事業者の地位の承継の認可(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
84	放送法第98条第2項及び第3項の規定に基づく認定基幹放送事業者の地位の承継の認可(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
85	放送法第99条の規定に基づく基幹放送業務認定証の訂正(移動受信用地上基幹放送に係るものを除く地上放送に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
86	放送法第99条の規定に基づく基幹放送業務認定証の訂正(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
87	放送法施行規則第81条第1項の規定に基づく基幹放送業務認定証の再交付(移動受信用地上基幹放送に係るものを除く地上放送に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	

88	放送法施行規則第81条第1項の規定に基づく基幹放送業務認定証の再交付(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
89	放送法第103条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定の取消し(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
90	放送法第104条の規定に基づく基幹放送の業務の認定の取消し(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
91	放送法第105条の規定に基づく認定基幹放送事業者の基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者への通知(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
92	放送法第105条の規定に基づく認定基幹放送事業者の基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者への通知(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
93	放送法第114条第1項の規定に基づく基幹放送設備の改善命令に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
94	放送法第114条第2項の規定に基づく特定地上基幹放送局等設備の改善命令に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
95	放送法第115条第1項又は第2項の規定に基づく立入検査に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
96	放送法第115条第1項又は第2項の規定に基づく報告に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
97	放送法第120条の規定に基づく放送局設備供給役務提供条件の変更の命令(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
98	放送法第120条の規定に基づく放送局設備供給役務提供条件の変更の命令(コミュニティ放送局等を用いて行うものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
99	放送法第123条の規定に基づく基幹放送局設備の改善命令に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
100	放送法第124条第1項の規定に基づく立入検査に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
101	放送法第124条第1項の規定に基づく報告に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
102	放送法第127条第1項の規定に基づく登録及び同条第2項の規定に基づく通知	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
103	放送法第128条の規定に基づく登録の拒否	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
104	放送法第130条第3項において準用する同法第127条第1項の規定に基づく変更登録及び同条第2項の規定に基づく通知	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
105	放送法第130条第3項において準用する同法第128条の規定に基づく変更登録の拒否	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
106	放送法第130条第4項後段の規定に基づく変更登録	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長			
107	放送法第132条の規定に基づく登録の抹消	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長			
108	放送法第134条第2項後段の規定に基づく変更登録	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長			
109	放送法第138条の規定に基づく同法第126条第1項の登録に係る電気通信設備の改善命令に関する文書(有線一般放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
110	放送法第139条第1項の規定に基づく立入検査に関する文書(有線一般放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	

111	放送法第139条第1項の規定に基づく報告に関する文書(有線一般放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
112	放送法第140条第1項の規定に基づく指定	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
113	放送法第156条の規定に基づく命令等(地上の多重放送に係るものに限る。)に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
114	放送法第174条の規定に基づく基幹放送の業務の停止の命令(地上の多重放送に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
115	放送法第174条の規定に基づく有線一般放送業務又は地上一般放送業務の停止その他の処分の決定、執行	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
116	放送法第175条の規定に基づく資料の提出(地上の多重放送に係るものに限る。)の要求	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
117	放送法第175条の規定に基づく資料の提出(有線一般放送、地上一般放送及びコミュニティ放送に関するものに限る。)の要求	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
118	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する計画の認定、同法第7条に規定する計画の変更の認定及び同法第6条第5項(第7条第3項において準用する場合も含む。)に規定する関係行政機関の長への協議	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
119	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第7条第2項に規定する計画の認定の取消	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
120	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第15条に規定する報告の徵収	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
121	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第35条)第4条に規定する計画の認定	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
122	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第5条に規定する計画の変更の認定、認定の取消	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
123	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第5条に規定する届出の処理	総合通信局部長、沖縄総合通信事務所課長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
124	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第17条に規定する報告の徵収	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
125	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第7条に規定する計画の認定、農地法の特例に係る関係都道府県知事への協議、同法第8条に規定する計画の変更の認定、認定の取消	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
126	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第8条第2項に規定する届出の処理	総合通信局部長、沖縄総合通信事務所課長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
127	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第21条第2項に規定する報告の徵収	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
128	個人情報の保護に関する法律第45条の規定に基づき、個人情報保護委員会に対し、適当な措置をとるべきことを求めるに関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
129	個人情報の保護に関する法律に関する文書のうち個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合の報告に関するもの	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	

(備考)表の情報流通常行政局共通の項中の「局長」には大臣官房総括審議官及び部長を含むものとする。

(総合通信基盤局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備考
総合通信基盤局共通	基共	1 総合通信基盤局の所掌に関する検査職員証明書等に関する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		2 総務省公印規程(平成13年1月6日総務省訓令第32号)第6条に基づく印影(大臣官房長が公印作成者となっているものに限る。)の印刷の協議に関する文書	局長		局長	
		3 総務省公印規程第6条に基づく印影(総合通信基盤局長が公印作成者となっているものに限る。)の印刷の協議に関する文書	課長		課長	
		4 総合通信基盤局長等会議の開催に関する文書	局長		局長	
		5 総合通信局課長等会議の開催に関する文書	局長		局長	

	6 所掌事務に關し、報告を徵すること	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
	7 総合通信基盤局の所掌に關する打合せ会の実施に關する文書	総務課長		課長	
	8 総合通信基盤局の所掌に關する会議等の出席依頼を行うこと	課長		課長	
	9 職員以外の者の海外渡航又は海外からの要人招聘等に伴う外部への依頼(総合通信基盤局の業務に係る事項に限る。)に關する文書	課長		局長等	
	10 外国要人来日に伴う警察署対策に対する協力要請に關する文書	局長		局長	
	11 職員の国際会議等への出席に伴う外務事務官併任発令依頼に關する文書	課長		局長等	
	12 法令等に基づき行う協議等に關する文書	局長		大臣	
	13 法令等に基づき行う協議等に關する文書(通知等その他の定例的なものに限る。)	課長		大臣	
	14 登録免許税関係の事務処理に關する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係課	局長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
	15 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和29年政令第149号)第2条から第4条までの規定に基づく特別防衛秘密の秘密区分に係る指定、変更、解除、標記の表示及び通知に關すること	局長		大臣	
	16 特定特別防衛秘密の指定に關すること	局長		大臣	
	17 特別防衛秘密の複製若しくは製作又は特別防衛秘密文書等(特別防衛秘密を記録する文書及び図画(電磁的記録を含む。)をいう。)の廃棄に係る承認に關すること	局長		大臣	
	18 特別防衛秘密の保護(特別防衛秘密の取扱いに關する適格性の付与等に關することを除く。)に關すること(前3号に掲げるものを除く。)	局長		局長	
総務課	基盤	1 総合通信基盤局の所掌事務に關する総合調整関係文書	局長		局長
		2 総務省組織規則(平成13年総務省令第1号)第293条第2項の規定による関東総合通信局及び近畿総合通信局の陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の分掌を定めること	局長		局長
		3 総務省組織規則第298条第2項の規定による総合通信局の監視課、監視第一課、監視第二課、調査課、宇宙国際監視課及び宇宙国際調査課の分掌を定めること	局長		局長
		4 有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第10条第1項、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号。以下「22年改正放送法」という。)附則第7条の規定によりなお從前の例によることとされた有線放送電話に関する法律第15条第1項又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第171条第1項の意見の聽取に關する文書	局長		大臣
		5 電波法第27条の35第5項の規定による電気通信紛争処理委員会に対するあっせん又は仲裁の申請の経由に關する文書	課長		大臣
		6 事業法第158条の規定による電気通信紛争処理委員会に対するあっせん又は仲裁の申請の経由に關する文書	課長		大臣
		7 行政事件訴訟法に基づく行政事件訴訟の提起に伴う異議申し立て関係記録の送付(電波法第98条関係)	局長	関係局部課	大臣
		8 事業法第162条第2項の規定による勸告の内容を公表すること	局長		大臣
電気通信事業部共通	事共	9 事業法第166条第1項の規定による報告を徵すること	局長、部長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		10 事業法第166条第1項の規定による報告を処理すること	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、部長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
		11 事業法第166条第1項の規定による検査に關する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、局長、部長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
		12 事業法第172条第2項の規定による処理に必要な調査等に關する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
		13 事業法第172条第2項の規定により処理した結果を通知すること	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		14 事業法第172条第2項の規定による処理に必要な指示伺いに關する文書	局長、部長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
		15 事業法に係る総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が行う事項に關し、必要と認める細目の基準を定めること	局長		局長
		16 事業法第29条第1項の規定による業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずること	大臣		大臣
		17 総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が行う電気通信事業者に対する報告徴収等の実施に關する指示	局長		大臣
		18 電子委任状法第10条の規定による事業法の特例に係る事務を処理すること(事業法第11条第1項の規定による登録に係るものに限る。)	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		19 電子委任状法第10条の規定による事業法の特例に係る事務を処理すること(事業法第11条第1項の規定による登録に係るものに除く。)	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣

電気通信事業部事業政策課	基事	1 有線電気通信法第4条ただし書の規定による本邦外にわたる有線電気通信設備の設置の許可	局長		大臣	
		2 有線電気通信法第6条の規定による有線電気通信設備を設置した者に対する報告の徴収又は有線電気通信設備等の検査に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		3 有線電気通信法第7条第1項の規定による他人の有線電気通信設備等に対する妨害等の防止又は除去のための必要な措置を命ずること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		4 有線電気通信法第7条第2項の規定による通信の秘密の確保等の他人の利益の確保に関して設備の改善その他の必要な措置をとることを勧告すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		5 有線電気通信法第8条の規定による非常事態における通信の確保のための必要な措置を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		6 有線電気通信法及びこれに基づく命令の定めるところにより、大臣に提出する届書及び報告を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		7 総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長からの有線電気通信法に関する指示伺いに対する指示	部長		局長	
		電気通信事業(主たる伝送路設備の設置の区域又は区間が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えないもの)				
		8 (本邦内の場所と本邦外の場所との間の伝送路設備を設置しないものに限る。以下「地域電気通信」という。)を除く。)に關し、事業法第11条第1項の規定による登録及び同条第2項の規定による通知を行うこと	局長		大臣	
		9 電気通信事業(地域電気通信に限る。)に關し、事業法第11条第1項の規定による登録及び同条第2項の規定による通知を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		10 電気通信事業(地域電気通信を除く。)に關し、事業法第12条第1項の規定による登録の拒否及び同条第2項の規定による通知を行うこと	局長		大臣	
		11 電気通信事業(地域電気通信に限る。)に關し、事業法第12条第1項の規定による登録の拒否及び同条第2項の規定による通知を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		12 電気通信事業に關し、事業法第12条の2第2項において準用する事業法第11条第1項の規定による登録の更新及び同条第2項の規定による通知を行うこと	局長		大臣	
		13 電気通信事業に關し、事業法第12条の2第2項において準用する事業法第12条第1項の規定による登録の更新の拒否及び同条第2項の規定による通知を行うこと	局長		大臣	
		14 事業法第12条の2第4項第2号又は二の規定による特定電気通信設備の指定に關すること	局長		大臣	
		15 電気通信事業(地域電気通信を除く。)に關し、事業法第13条第1項の規定による変更登録及び同条第3項において準用する事業法第11条第2項の規定による通知を行うこと	課長		大臣	
		16 電気通信事業(地域電気通信に限る。)に關し、事業法第13条第1項の規定による変更登録及び同条第3項において準用する事業法第11条第2項の規定による通知を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		17 電気通信事業(地域電気通信を除く。)に關し、事業法第13条第3項の規定において準用する事業法第12条第1項の規定による変更登録の拒否及び同条第2項の規定による通知を行うこと	局長		大臣	
		18 電気通信事業(地域電気通信に限る。)に關し、事業法第13条第3項の規定において準用する事業法第12条第1項の規定による変更登録の拒否及び同条第2項の規定による通知を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		19 電気通信事業(地域電気通信を除く。)に關し、事業法第13条第4項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
		20 電気通信事業(地域電気通信に限る。)に關し、事業法第13条第4項の規定による届出を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		21 事業法第14条第1項の規定による登録の取消し及び同条第2項の規定による通知を行うこと	局長		大臣	
		22 電気通信事業(地域電気通信を除く。)に關し、事業法第15条の規定による登録の抹消を行うこと	課長		大臣	
		23 電気通信事業(地域電気通信に限る。)に關し、事業法第15条の規定による登録の抹消を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		24 電気通信事業(地域電気通信を除く。)に關し、事業法第17条第2項の規定による届出(事業法第9条の登録を受けた電気通信事業者に係るものに限る。)を処理すること	課長		大臣	
		25 電気通信事業(地域電気通信に限る。)に關し、事業法第17条第2項の規定による届出(事業法第9条の登録を受けた電気通信事業者に係るものに限る。)を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		26 電気通信事業(地域電気通信を除く。)に關し、事業法第18条第1項及び第2項の規定による届出(事業法第9条の登録を受けた電気通信事業者に係るものに限る。)を処理すること	課長		大臣	
		27 電気通信事業(地域電気通信に限る。)に關し、事業法第18条第1項及び第2項の規定による届出(事業法第9条の登録を受けた電気通信事業者に係るものに限る。)を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
		28 事業法第30条第1項の規定による禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定又は同条第2項の規定による指定の解除をすること	局長		大臣	

29	事業法第30条第3項第2号の規定による特定関係法人である電気通信事業者の指定にすること	局長		大臣	
30	事業法第30条第5項の規定による同条第1項の規定により指定された電気通信事業者又は事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する禁止行為の停止又は変更を命ずること	局長		大臣	
31	事業法第31条第1項の規定による特定関係事業者の指定にすること	局長		大臣	
32	事業法第31条第4項の規定による事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する禁止行為の停止又は変更を命ずること	局長		大臣	
33	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関する事業法第117条第1項の規定による電気通信事業の認定をすること	局長		大臣	
34	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関する事業法第117条第1項の規定による電気通信事業の認定をすること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
35	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関し、事業法第120条第3項の規定による事業開始の指定期間を延長すること	課長		大臣	
36	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関し、事業法第120条第3項の規定による事業開始の指定期間を延長すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
37	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関し、第120条第4項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
38	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関し、第120条第4項の規定による届出を処理すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
39	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関する事業法第122条第1項の規定による変更の認定をすること	課長		大臣	
40	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関する事業法第122条第1項の規定による変更の認定をすること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
41	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関し、第122条第2項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
42	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関し、第122条第2項の規定による届出を処理すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
43	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関し、事業法第122条第4項において準用する事業法第120条第3項の規定による事業開始の指定期間を延長すること	課長		大臣	
44	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関し、事業法第122条第4項において準用する事業法第120条第3項の規定による事業開始の指定期間を延長すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
45	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関し、事業法第122条第4項において準用する事業法第120条第4項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
46	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関し、事業法第122条第4項において準用する事業法第120条第4項の規定による届出を処理すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
47	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関し、事業法第122条第5項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
48	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関し、事業法第122条第5項の規定による届出を処理すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
49	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関する事業法第123条第2項の規定による相続の認可をすること	局長		大臣	
50	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関する事業法第123条第2項の規定による相続の認可をすること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
51	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関する事業法第123条第3項の規定による法人の合併及び分割の認可をすること	局長		大臣	
52	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関する事業法第123条第3項の規定による法人の合併及び分割の認可をすること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
53	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関する事業法第123条第4項の規定による認定電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けの認可をすること	局長		大臣	
54	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関する事業法第123条第4項の規定による認定電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けの認可をすること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
55	電気通信事業(地域電気通信を除く。)に関し、事業法第124条第1項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
56	電気通信事業(地域電気通信に限る。)に関し、事業法第124条第1項の規定による届出を処理すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
57	事業法第126条第1項の規定による認定の取消し及び同条第2項の規定による通知を行うこと	局長		大臣	
58	事業法第127条第1項の規定による変更の認定の取消し及び同条第2項により準用する事業法第126条第2項の規定による通知を行うこと	局長		大臣	
59	事業法第128条第1項の規定による土地等の使用権の設定に関する協議の認可をすること	局長		大臣	
60	事業法第128条第4項の規定の定めるところにより、土地等の所有者が提出する意見を処理すること	課長		課長	

61	事業法第128条第5項の規定による土地等の所有者に対する通知及び公告を行うこと	課長		大臣	
62	事業法第128条第6項及び第8項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
63	事業法第129条第1項の規定による裁定をすること	局長		大臣	
64	事業法第130条第1項の規定による裁定の申請の受理、市町村長に対する送付及び土地等の所有者に対する通知を行うこと	課長		大臣	
65	事業法第131条の規定の定めるところにより、土地等の所有者等が提出する意見書を処理すること	課長		大臣	
66	事業法第132条の規定の定めるところにより、都道府県の収用委員会が提出する意見を処理すること	課長		課長	
67	事業法第132条第5項の規定による認定電気通信事業者及び土地等の所有者に対する通知及び公告を行うこと	課長		大臣	
68	事業法第133条第2項の規定による他人の土地等の一時使用の許可をすること	局長		大臣	
69	事業法第134条第2項において準用する事業法第133条第2項の規定による他人の土地の立入りの許可をすること	局長		大臣	
70	事業法第136条第1項の規定による植物の伐採の許可をすること	局長		大臣	
71	事業法第136条第3項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
72	事業法第138条第3項の規定による裁定をすること	局長		大臣	
73	事業法第140条第1項の規定による公用水面の使用の届出の処理をすること	課長		大臣	
74	事業法第140条第4項の規定による認可をすること	局長		大臣	
75	事業法第141条第1項の規定による水底線路の保護区域の指定をすること	課長		大臣	
76	事業法第165条第1項の規定による届出を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
77	事業法附則第5条第1項の規定による第一種電気通信事業の許可をすること	局長		大臣	
78	事業法附則第5条第1項の規定による電気通信役務の種類等の変更の許可をすること	局長		大臣	
79	事業法附則第5条第1項の規定による事業開始の指定期間を延長すること	課長		大臣	
80	事業法附則第5条第1項の規定による事業の開始、氏名等の変更及び電気通信役務の種類等の軽微な変更の届出を処理すること	課長		大臣	
81	事業法附則第5条第1項の規定による第一種電気通信事業の全部又は一部の休止、又は廃止の許可をすること	局長		大臣	
82	事業法附則第5条第1項の規定による第一種電気通信事業の許可の取消しを行うこと	局長		大臣	
83	事業法附則第5条第1項の規定による第一種電気通信事業の変更の許可の取消しを行うこと	局長		大臣	
84	地域電気通信に関する指示伺いに対し、指示を行うこと(登録の拒否及び認定の拒否に係るものに限る。)	局長		大臣	
85	地域電気通信及び国内移動電気通信に関する指示伺いに対し、指示を行うこと(登録の拒否及び認定の拒否に係るもの除く。)	部長		局長	
86	電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第25号)第2条ただし書の規定による電気通信事業会計規則によらないことの許可をすること	部長		大臣	
87	電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)附則第2項の規定による承認を行うこと	部長		大臣	
88	NTT法第4条第2項の規定による会社の新株募集等の認可	大臣		大臣	
89	NTT法第5条第2項の規定による地域会社の新株募集等の認可	大臣		大臣	
90	NTT法第10条第2項の規定による会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議の認可	大臣		大臣	
91	NTT法第11条第1項の規定による会社及び地域会社の定款の変更の認可	局長		大臣	
92	NTT法第11条第1項の規定による会社及び地域会社の合併、分割及び解散の決議の認可	大臣		大臣	
93	NTT法第11条第1項の規定による会社の剰余金の処分の決議の認可	局長		大臣	
94	NTT法第12条の規定による事業計画の認可	局長		大臣	
95	NTT法第14条の規定による重要な設備の譲渡等の認可	局長		大臣	
96	NTT法第15条の規定による監査命令等	大臣		大臣	
97	NTT法第16条第2項の規定による監督命令	大臣		大臣	
98	NTT法第17条の規定による報告を処理すること	局長		大臣	
99	NTT法附則第14条第1項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
100	日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号)第14条の規定による業務に関する規程の届出を処理すること	課長		課長	
101	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成12年法律第87号)第14条第3項の規定による国土交通大臣への意見書等の送付に関する文書	課長		大臣	
102	電気通信事業分野における競争状況の評価に関する文書	局長		局長	
103	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の規定に基づく電話リーサービス提供機関の申請に関する文書(電話リーサービス提供業務規程、事業計画書及び収支予算書の変更の認可を除く。)	局長		大臣	
104	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の規定に基づく電話リーサービス提供業務規程、事業計画書及び収支予算書の変更の認可を行うこと	部長		大臣	
105	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第8条第3項及び第5項(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく必要な事項の公示を行うこと	課長		大臣	
106	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第8条第4項(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出及び報告の処理を行うこと	課長			供覧
107	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第10条第3項に基づく提供業務規程の変更を命ずること	局長		大臣	
108	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第11条第3項に基づく事業報告書及び収支決算書を処理すること	課長			供覧
109	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第14条第2項(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく責任を命ずること	局長		大臣	

110	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第17条(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第29条において準用する場合を含む。)の規定による報告を徵すこと	課長		大臣、局長、部長、課長	
111	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第17条(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第29条において準用する場合を含む。)の規定による報告を処理すること	課長		大臣、局長、部長、課長	
112	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第17条(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第29条において準用する場合を含む。)の規定による検査を実施すること	課長		大臣、局長、部長、課長	
113	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第18条(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく監督上必要な命令を行うこと	課長		大臣、局長、部長、課長	
114	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の規定(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第29条において準用する場合を含む。)に基づく電話リーサービス支援機関の申請に関する文書(支援業務規程、事業計画及び収支予算の変更の認可を除く。)	局長		大臣	
115	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の規定に基づく電話リーサービス支援機関の支援業務規程、事業計画及び収支予算の変更の認可を行うこと	部長		大臣	
116	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第22条第3項に基づく支援業務規程の変更を命ずること	局長		大臣	
117	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第23条第3項に基づく事業報告書及び収支決算書を処理すること	課長		供覧	
118	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第24条第2項及び第25条第2項に規定する電話リーサービス提供に係る交付金及び負担金の額等を認可すること	局長		大臣	
119	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第26条第4項の規定に基づく公表を行うこと	課長		大臣、局長、部長、課長	
120	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第27条第3項の規定に基づき電話リーサービス支援機関に対し、必要な資料を交付又は閲覧させること	課長		大臣、局長、部長、課長	
121	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則第28条第4項に基づく通知をすること	課長		大臣	
電気通信事業部料金サービス課	基料	22年改正放送法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第2条による廃止前の有線放送電話に関する法律第5条及び第6条の許可につき申請書を受理し、及びその諾否を決定すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
	1	22年改正放送法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第2条による廃止前の有線放送電話に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、大臣に提出する届出及び報告を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
	2	事業法第19条第1項の規定による届出を処理すること(地域電気通信に係るものであって有線テレビジョン放送事業者が営む電気通信事業(以下「CATV電気通信」という。)に係るものを除く。)	課長	大臣	
	3	事業法第19条第1項の規定による届出を処理すること(地域電気通信に係るものであってCATV電気通信に係るものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
	4	事業法第19条第2項の規定による契約約款の変更を命ずること	局長	官房総務課	大臣
	5	事業法第20条第1項の規定による届出を処理すること	課長	大臣	
	6	事業法第20条第3項の規定による保障契約約款の変更を命ずること	局長	官房総務課	大臣
	7	事業法第21条第1項の規定による基準料金指數を定めること	局長	大臣	
	8	事業法第21条第1項の規定による基準料金指數を通知すること	課長	大臣	
	9	事業法第21条第2項の規定による料金指數が基準料金指數を超える場合の料金変更を認可すること	局長	大臣	
	10	事業法第21条第4項の規定による料金の料金指數が基準料金指數を超えている場合の料金変更を命ずること	局長	大臣	
	11	事業法第21条に定める基準料金指數の設定に係る物価問題に関する関係機会議に関する文書	大臣	大臣	
	12	事業法第27条の第1項の規定による禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定又は指定の解除をすること	局長	大臣	
	13	事業法第30条第5項の規定による禁止行為の停止又は変更を命ずること	局長	大臣	
	14	事業法第31条第3項の規定による禁止行為の停止又は変更を命ずること	局長	大臣	
	15	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第3条第1項の規定による指定をすること	局長	大臣	
	16	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第3条第2項の規定による接続約款を認可すること	局長	大臣	
	17	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第3条第7項の規定による接続約款の変更を命ずること	局長	大臣	
	18	事業法第33条第6項の規定による接続約款の変更の認可申請を命ずること	局長	官房総務課	大臣
	19	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第3条第7項の規定による接続約款の届出を処理すること	課長	大臣	
	20	事業法第33条第8項の規定による接続約款の変更を命ずること	局長	官房総務課	大臣
	21	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第3条第10項の規定による接続に関する協定の締結を認可すること	局長	大臣	
	22	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第3条第10項の規定による接続に関する協定の変更を認可すること	課長	大臣	
	23	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第3条第1項の規定による指定をすること	局長	大臣	
	24	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第3条第2項の規定による接続約款の届出を処理すること	課長	大臣	
	25	事業法第34条第3項の規定による接続約款の変更を命ずること	局長	官房総務課	大臣
	26	事業法第35条第1項及び第2項の規定により、接続に関する協議の開始又は再開を命ずること	局長	官房総務課	大臣
	27	事業法第35条第3項(事業法第38条第2項及び第39条の規定において準用する場合を含む。)の規定により、裁定をすること	局長	大臣	
	28	事業法第35条第4項(事業法第38条第2項及び第39条の規定において準用する場合を含む。)の規定により、裁定をすること	局長	大臣	
	29	事業法第35条第5項(事業法第38条第2項及び第39条の規定において準用する場合を含む。)の規定により、通知をすること	課長	大臣	

30	事業法第35条第6項(事業法第38条第2項及び第39条の規定において準用する場合を含む。)の規定により、通知をすること	課長	大臣	
31	事業法第36条第1項の規定による届出を処理すること	課長	大臣	
32	事業法第36条第3項の規定により機能の変更又は追加の計画を変更すべきことを勧告すること	局長	大臣	
33	事業法第37条第1項及び第2項の規定による届出を処理すること	課長	大臣	
34	事業法第38条第1項の規定による共用に関する協議の開始又は再開を命じること	局長	官房総務課	大臣
35	事業法第38条の2の規定による届出を処理すること	課長	大臣	
36	事業法第39条の規定において準用する事業法第38条第1項の規定による卸電気通信役務の提供に関する協議の開始又は再開を命じること	局長	官房総務課	大臣
37	事業法第40条の規定による外国政府等との電気通信業務に関する協定又は契約の締結を認可すること	部長	大臣	
38	電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業に関する協定又は契約の変更又は廃止を認可すること	部長	大臣	
39	電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業に関する協定又は契約の変更又は廃止を認可すること	課長	大臣	
40	事業法第108条第1項の規定による適格電気通信事業者を指定すること	局長	大臣	
41	事業法第108条第3項の規定による接続約款の変更の届出を処理すること	課長	大臣	
42	事業法第109条第1項及び同法第110条第2項の規定による基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金の額等を認可すること	局長	大臣	
43	事業法第110条第8項の規定による負担金及び延滞金を納付すべきことを命ずること	局長	大臣	
44	事業法の規定に基づく基礎的電気通信役務支援機関の申請に関する文書(支援業務規程、事業計画及び収支予算の変更の認可を除く。)	局長	大臣	
45	事業法の規定に基づく基礎的電気通信役務支援機関の支援業務規程、事業計画及び収支予算の変更の認可を行うこと	部長	大臣	
46	事業法の規定に基づく基礎的電気通信役務支援機関に関し、次の事項を行うこと (1)届出及び報告の処理を行うこと (2)必要な事項の公示を行うこと	課長	大臣	
47	事業法第121条第2項の規定による業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずること	局長	官房総務課	大臣
48	事業法附則第5条第1項の規定による契約約款の届出を処理すること	課長	大臣	
49	事業法附則第5条第1項の規定による契約約款の変更を命ずること	局長	官房総務課	大臣
50	事業法附則第5条第1項の規定による契約約款を認可すること	局長	大臣	
51	事業法附則第5条第1項の規定による契約約款の変更の認可申請を命ずること	局長	官房総務課	大臣
52	電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年法律第58号)附則第6条第5項の規定による料金を認可すること	局長	大臣	
53	電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第6条第5項の規定による料金の変更の認可申請を命ずること	局長	官房総務課	大臣
54	事業法施行規則第23条の2第1項による通知をすること	課長	大臣	
55	事業法施行規則第23条の9の4第2項の規定に基づき認めること	部長	大臣	
56	事業法施行規則第24条の2第1項第2号の規定により日数を定め、同規則第24条の2第2項の規定による通知を行うこと	部長	大臣	
57	事業法施行規則第24条の2第1項第3号二の規定による承認を行うこと	部長	大臣	
58	事業法施行規則第24条の2第3項の規定による公表を行うこと	部長	大臣	
59	事業法施行規則第24条の3の規定による承認を行うこと	部長	大臣	
60	電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第15号)附則第2条の規定による承認を行うこと	部長	大臣	
61	電気通信事業報告規則第3条の2の規定による報告を処理すること	課長	大臣	
62	電気通信事業報告規則附則第2項の規定による承認を行うこと	部長	大臣	
63	第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)第3条に基づく許可をすること	部長	大臣	
64	第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)。以下「一種接続料規則」という。)第3条の規定に基づく許可をすること	局長	大臣	
65	一種接続料規則第6条(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)。以下、「平成31年改正省令」という。)附則第6条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知をすること	課長	大臣	
66	平成31年改正省令附則第4条第1項第1号の規定に基づく通知をすること	課長	大臣	
67	平成31年改正省令附則第4条第1項第1号の規定に基づく通知に関する細目等を別に定め通知をすること	課長	局長	
68	一種接続料規則第7条の規定に基づく許可をすること	局長	大臣	
69	一種接続料規則附則第8条の規定に基づく許可をすること	局長	大臣	
70	第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。)第3条の規定に基づく承認をすること	部長	大臣	
71	第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づく承認をすること	部長	大臣	
72	電話加入権に関する臨時特例法第13条の規定による手数料を認可すること	局長	大臣	
73	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第3条に基づく許可をすること	局長	大臣	
74	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第15条に基づく通知をすること	課長	大臣	
75	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第27条第4項に基づく通知をすること	課長	大臣	
76	第二種指定電気通信設備接続料規則(平成23年総務省令第24号)第3条に基づく承認をすること	部長	大臣	
77	国際電気通信連合電気通信標準化部門(IU-T)研究委員会等への対処	課長		
78	国際電気通信連合電気通信標準化部門(IU-T)研究委員会等への日本寄書等の提出に関する文書	課長	課長	
電気通信事業部データ通信課	基	1 事業法第16条第1項から第4項までの規定による届出(ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。)を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣

	2 事業法第16条第1項から第4項までの規定による届出(ドメイン名電気通信役務に係るものに限る。)を処理すること	課長		大臣	
	3 事業法第17条第2項の規定による届出(ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。)を処理すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
	4 事業法第17条第2項の規定による届出(ドメイン名電気通信役務に係るものに限る。)を処理すること	課長		大臣	
	5 事業法第18条第1項及び第2項の規定による届出(事業法第16条第1項の規定により届け出た電気通信事業者に係るものに限り、ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。)を処理すること	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣	
	6 事業法第18条第1項及び第2項の規定による届出(ドメイン名電気通信役務に係るものに限る。)を処理すること	課長		大臣	
	7 事業法第20条第1項の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
	8 事業法第20条第3項の規定による保険契約約款の変更を命ずること	局長	官房総務課	大臣	
	9 事業法第21条第4項の規定による料金指數が基準料金指數を超える場合の料金変更を認可すること	局長		大臣	
	10 事業法第30条第5項の規定による第1項の規定により指定された電気通信事業者又は事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する禁止行為の停止又は変更を命ずること	局長		大臣	
	11 事業法第31条第4項の規定による事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する禁止行為の停止又は変更を命ずること	局長		大臣	
	12 規定において準用する場合を含む。)の規定による協議の開始又は再開を命ずること	局長	官房総務課	大臣	
	13 事業法第35条第3項及び第4項(事業法第38条第2項及び第39条の規定により準用する場合を含む。)の規定による裁定をすること	局長		大臣	
	14 事業法第35条第5項(事業法第38条第2項及び第39条の規定により準用する場合を含む。)の規定による通知をすること	課長		大臣	
	15 事業法第35条第6項(事業法第38条第2項及び第39条の規定により準用する場合を含む。)の規定による通知をすること	課長		大臣	
	16 事業法第38条の2の規定による届出を処理すること	課長		大臣	
	17 事業法第39条の3第2項の規定による業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずること	局長	官房総務課	大臣	
	18 事業法第121条第2項の規定による業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずること	局長	官房総務課	大臣	
	19 電気通信事業報告規則附則第2項の規定による承認を行うこと	部長		大臣	
	20 特定通信・放送開発事業実施円滑化法第3条に規定する「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針」の公表	局長	関係局部課 官房総務課	大臣	
	21 特定通信・放送開発事業実施円滑化法第3条に規定する「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針」の決定、変更及び変更の際の関係行政機関の長への協議	局長	関係局部課	大臣	
	22 特定通信・放送開発事業実施円滑化法第3条に規定する「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針」の決定の審議会の意見聴取	局長	関係局部課 官房総務課	大臣	
	23 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の認定	局長		大臣	
	24 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の認定に係る関係行政機関の長への協議	局長		大臣	
	25 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される特定通信・放送開発事業実施円滑化法第5条に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の変更の認定	局長		大臣	
	26 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される特定通信・放送開発事業実施円滑化法第5条に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の変更の認定に係る関係行政機関の長への協議	局長		大臣	
	27 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第5条に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の認定の取消し	局長		大臣	
	28 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第5条の規定により読み替えて適用される同法第7条に規定する資金の融通のあっせん	課長		局長	
	29 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第5条の規定により読み替えて適用される同法第8条に規定する認定事業者に対する報告の徴収、処理	課長		大臣	
電気通信事業部電気通信技術システム課	基	1 事業法第41条第3項の規定による電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者の指定を行うこと。	局長		大臣
		2 事業法第42条第3項の規定による事業用電気通信設備の自己確認の届出を処理すること(地域電気通信を除く。)	課長		大臣
		3 事業法第42条第3項の規定による事業用電気通信設備の自己確認の届出を処理すること(地域電気通信に限る。)	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣
		4 事業法第42条第4項、第5項及び第6項において準用する事業法第42条第3項の規定による事業用電気通信設備の自己確認の届出を処理すること(地域電気通信及び事業法第41条第4項に規定する電気通信設備の設置の区域が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えない電気通信事業を除く。)	課長		大臣
		5 事業法第42条第4項、第5項及び第6項において準用する事業用電気通信設備の自己確認の届出を処理すること(地域電気通信及び事業法第41条第4項に規定する電気通信設備の設置の区域が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えない電気通信事業に限る。)	総合通信局长、沖縄総合通信事務所長		大臣
		6 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「事業用設備規則」という。)第20条の2の規定による漏えい対策の届出を処理すること	課長		大臣

7	事業用電気通信設備規則第35条の18第2項(第36条の3において準用する場合を含む。)の規定による通話品質の届出を処理すること(地域電気通信及び事業法第41条第4項に規定する電気通信設備の設置の区域が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えない電気通信事業を除く。)	課長		大臣	
8	事業用電気通信設備規則第35条の18第2項(第36条の3において準用する場合を含む。)の規定による通話品質の届出を処理すること(地域電気通信及び事業法第41条第4項に規定する電気通信設備の設置の区域が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えない電気通信事業に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
9	事業用電気通信設備規則第35条の19の2第2項(第55条第1項及び第56条第1項において準用する場合を含む。)及び第36条の5第2項の規定による総合品質の届出を処理すること(地域電気通信及び事業法第41条第4項に規定する電気通信設備の設置の区域が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えない電気通信事業を除く。)	課長		大臣	
10	事業用電気通信設備規則第35条の19の2第2項(第55条第1項及び第56条第1項において準用する場合を含む。)及び第36条の5第2項の規定による総合品質の届出を処理すること(地域電気通信及び事業法第41条第4項に規定する電気通信設備の設置の区域が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えない電気通信事業に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
11	事業用設備規則第57条の規定による特例措置の承認を行うこと(地域電気通信及び事業法第41条第4項に規定する電気通信設備の設置の区域が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えない電気通信事業を除く。)	局長		大臣	
12	事業用設備規則第57条の規定による特例措置の承認を行うこと(地域電気通信及び事業法第41条第4項に規定する電気通信設備の設置の区域が一の総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)の管轄する区域を超えない電気通信事業に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
13	事業用設備規則第57条の規定による特例措置の承認に関する指示伺いに対し指示を行うこと	課長		局長	
14	事業法第28条の規定による報告のうち、総務省令で定める重大な事故の報告を処理すること	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
15	事業法第28条の規定による報告のうち、総務省令で定める電気通信業務の一部の停止の報告を処理すること	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
16	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第33条第2項の規定による接続約款を認可すること	局長		大臣	
17	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第33条第7項の接続約款の届出を処理すること	課長		大臣	
18	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第33条第10項の規定による接続に関する協定の締結を認可すること	局長		大臣	
19	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第33条第10項の規定による接続に関する協定の変更を認可すること	課長		大臣	
20	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に關し、事業法第34条第2項の規定による接続約款の届出を処理すること	課長		大臣	
21	電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理規程に關し、事業法第44条の規定による届出(ドメイン名電気通信役務に係るものに限る。)を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
22	電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理規程に關し、事業法第44条の規定による届出(ドメイン名電気通信役務に係るものに限る。)を処理すること	課長	データ通信課	大臣	
23	事業法第44条の2の規定による管理規程の変更及び遵守(ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者に係るものに除く。)を命ずること。	局長		大臣	
24	事業法第44条の2の規定による管理規程の変更及び遵守(ドメイン名電気通信役務に係るものに限る。)を命ずること	局長	データ通信課	大臣	
25	事業法第44条の3第2項の規定による届出(ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者に係るものに除く。)を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
26	事業法第44条の3第2項の規定による届出(ドメイン名電気通信役務に係るものに限る。)を処理すること	課長	データ通信課	大臣	
27	事業法第44条の5の規定による電気通信設備統括管理者の解任(ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者に係るものに除く。)を命ずること。	局長		大臣	
28	事業法第44条の5の規定による電気通信設備統括管理者の解任(ドメイン名電気通信役務に係るものに限る。)を命ずること	局長	データ通信課	大臣	
29	電気通信主任技術者に關し、事業法第45条第2項の規定による届出及び電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号。以下「技術者規則」という。)第3条の2第3項の規定による報告を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
30	技術者規則第40条の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付をすること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
31	電気通信主任技術者資格者証に関する指示伺いに対し指示を行うこと	課長		局長	
32	事業法第46条第3項第3号の規定による認定を行うこと	課長		大臣	
33	電気通信主任技術者資格者証の再交付、平成22年総務省令第11号附則第3項の規定に基づく訂正又は返納に係る事務を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
34	技術者規則第15条の規定による電気通信主任技術者試験の実施に必要な事項の公示を行うこと	課長		大臣	
35	技術者規則に規定する学校及び養成課程に關し、次の事項を行うこと (1) 認定及び認定の取消しを行うこと (2) 養成課程の変更の承認を行うこと (3) 届出及び報告の処理を行うこと	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	

36	技術者規則第19条の規定による学校等の認定又は技術者規則第29条の規定による養成課程の認定に関する指示伺いに対し、指示を行うこと（拒否及び取消しに限る。）	局長		局長	
37	技術者規則第19条の規定による学校等の認定又は技術者規則第29条の規定による養成課程の認定に関する指示伺いに対し、指示を行うこと（拒否及び取消しを除く。）	課長		局長	
38	事業法第52条第1項又は第70条第1項の規定による端末設備等の接続の技術的条件を認可すること	課長		大臣	
39	工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号。以下「工担者規則」という。）第38条の規定による工事担任者資格者証を交付すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
40	事業法第72条第2項において準用する事業法第46条第3項第3号の規定による認定を行うこと	局長		大臣	
41	工事担任者資格者証の再交付、平成22年総務省令第12号附則第3項の規定に基づく訂正又は返納に係る事務を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
42	工担者規則第13条の規定による工事担任者試験の実施に關し必要な事項の公示を行うこと	課長		大臣	
43	工担者規則に規定する学校及び養成課程に關し、次の事項を行うこと。 (1)認定及び認定の取消しを行うこと (2)養成課程の変更の承認を行うこと (3)届出及び報告の処理を行うこと	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
44	工担者規則第17条の規定による学校等の認定又は工担者規則第27条の規定による養成課程に關する指示伺いに対し、指示を行うこと（拒否及び取消しに限る。）	局長		局長	
45	工担者規則第17条の規定による学校等の認定又は工担者規則第27条の規定による工事担任者の養成課程に關する指示伺いに対し、指示を行うこと（拒否及び取消しを除く。）	課長		局長	
46	事業法の規定に基づく指定試験機関の申請を処理すること（試験事務規程、事業計画及び収支予算の変更の認可並びに試験員の認定を除く。）	局長		大臣	
47	事業法の規定に基づく指定試験機関の試験事務規程、事業計画及び収支予算の変更の認可を行うこと	部長		大臣	
48	事業法の規定に基づく指定試験機関の試験員の認定を行うこと	課長		大臣	
49	事業法の規定に基づく指定試験機関の必要な事項の公示を行うこと	課長		大臣	
50	事業法の規定に基づく指定試験機関の届出及び報告の処理を行うこと	課長		供覧	
51	事業法の規定に基づく指定試験機関の監督上必要な命令を行うこと	課長		大臣、局長、部長、課長	
52	事業法第166条第4項の規定による報告を微すること	課長		大臣、局長、部長、課長	
53	事業法第166条第4項の規定による報告を処理すること	課長		大臣、局長、部長、課長	
54	事業法第166条第4項の規定による検査に関する文書	課長		大臣、局長、部長、課長	
55	事業法の規定に基づく登録講習機関に関する文書（登録講習機関の登録、登録の更新、適合命令及び改善命令に関するものに限る。）	部長		大臣	
56	事業法の規定に基づく登録講習機関に関する文書（登録の取消し及び業務停止命令に関するものに限る。）	局長		大臣	
57	事業法の規定に基づく登録講習機関に関する文書（報告の微収及び立入検査に関するものに限る。）	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
58	事業法の規定に基づく登録講習機関の届出及び技術者規則に基づく登録講習機関の報告に関する文書	課長		供覧	
59	事業法の規定に基づく技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書（届出番号の通知に関するものに限る。）	課長		大臣	
60	事業法の規定に基づく登録認定機関により技術基準適合認定又は設計認証を受けた者（外国取扱業者を含む。）に関する文書（表示の禁止及び妨害防止命令又は妨害防止請求に関するものに限る。）	局長		大臣	
61	事業法の規定に基づく登録認定機関により技術基準適合認定又は設計認証を受けた者（外国取扱業者を除く。）に関する文書（報告の微収、立入検査及び提出命令に関するものに限る。）	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
62	事業法の規定に基づく登録認定機関により技術基準適合認定又は設計認証を受けた者（外国取扱業者に限る。）に関する文書（報告の微収、立入検査及び提出請求に関するものに限る。）	課長		大臣	
63	事業法の規定に基づく登録認定機関による設計認証を受けた者（外国取扱業者を含む。）に関する文書（措置命令及び措置請求に関するものに限る。）	部長		大臣	
64	事業法の規定に基づく表示が付されていないものとみなす文書	局長		大臣	
65	事業法第2章第4節第2款並びに第5節第3款及び第4款の規定に基づく必要な事項の公示に関する文書（技術基準適合自己確認の届出、登録認定機関の登録、技術基準適合認定及び設計認証の報告、登録認定機関の登録の取消し、業務停止命令、表示の禁止、承認認定機関の承認及び承認認定機関の承認の取消しに係る公示を除く。）	課長		大臣	
66	事業法の規定に基づく技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書（表示の禁止及び妨害防止命令に関するものに限る。）	局長		大臣	
67	事業法の規定に基づく技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書（措置命令に関するものに限る。）	部長		大臣	
68	事業法の規定に基づく技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書（報告の微収、立入検査及び提出命令に関するものに限る。）	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
69	事業法の規定に基づく登録修理業者に関する文書（登録の取消し、登録の抹消及び妨害防止命令に関するものに限る。）	局長		大臣	
70	事業法の規定に基づく登録修理業者に関する文書（登録、変更登録、適合命令及び改善命令に関するものに限る。）	部長		大臣	
71	事業法の規定に基づく登録修理業者に関する文書（報告の微収、立入検査及び提出命令に関するものに限る。）	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	

72	事業法の規定に基づく登録認定機関に関する文書(登録の取消し及び業務停止命令に関するものに限る。)	局長		大臣	
73	事業法の規定に基づく登録認定機関に関する文書(登録認定機関の登録、登録の更新、適合命令及び改善命令に関する文書並びに技術基準適合認定又は設計認証についての大臣の命令及び申請者への通知に関するものに限る。)	部長		大臣	
74	事業法の規定に基づく登録認定機関に関する文書(報告の徴収及び立入検査に関するものに限る。)	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
75	事業法の規定に基づく承認認定機関に関する文書(承認の取消しに関するものに限る。)	局長		大臣	
76	事業法の規定に基づく承認認定機関に関する文書(承認認定機関の承認、改善請求に関する文書並びに技術基準適合認定又は設計認証についての大臣の請求及び申請者への通知に関するものに限る。)	部長		大臣	
77	事業法の規定に基づく承認認定機関に関する文書(報告の徴収及び立入検査に関するものに限る。)	課長		大臣	
78	事業法の規定に基づく承認認定機関により技術基準適合認定又は設計認証を受けた者に関する文書(妨害防止請求及び表示の禁止に関するものに限る。)	局長		大臣	
79	事業法の規定に基づく承認認定機関により設計認証を受けた者に関する文書(措置請求に関するものに限る。)	部長		大臣	
80	事業法の規定に基づく承認認定機関により技術基準適合認定又は設計認証を受けた者に関する文書(それぞれ報告の徴収、立入検査及び提出請求に関するものに限る。)	課長		大臣	
81	事業法の規定に基づく登録修理業者、登録認定機関、技術基準適合認定を受けた者、設計認証を受けた者、承認認定機関及び届出業者の届出並びに報告の処理に関する文書	課長			供覧
82	電気通信事業報告規則附則第2項の規定による承認を行うこと	部長		大臣	
83	総合通信基盤局長が指示する電気通信事業者に対する総務省設置法第4条第57号及び第60号の規定に基づく検査の実施及び報告に関すること	課長		局長	
84	総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長が指示する電気通信事業者に対する総務省設置法第4条第57号及び第60号の規定に基づく検査の実施及び報告に関すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
85	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号。以下「相互承認実施法」という。)の規定に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に関する文書(登録のための手続、国外適合性評価事業の用に供する設備の概要等の変更の認定、調査業務規程の変更の認可、届出、通報、通知及び報告の処理並びに必要な事項の公示に関する文書を除く。)	局長		大臣	
86	相互承認実施法の規定に基づく国外適合性評価事業の用に供する設備の概要等の変更の認定及び調査業務規程の変更の認可に関する文書	部長		大臣	
87	相互承認実施法の規定に基づく登録のための手続、通報及び通知の処理並びに必要な事項の公示に関する文書	課長		大臣	
88	相互承認実施法の規定に基づく届出及び報告の処理	課長			供覧
89	相互承認実施法第31条の規定により適用される事業法の規定に基づく表示が付されていないものとみなす文書	局長		大臣	
90	相互承認実施法第31条の規定により適用される事業法の規定に基づく登録外国適合性評価機関により技術基準適合認定又は設計認証を受けた者(外国取扱業者を含む。)に関する文書(表示の禁止及び妨害等防止命令又は妨害等防止請求に関するものに限る。)	局長		大臣	
91	相互承認実施法第31条の規定により適用される事業法の規定に基づく登録外国適合性評価機関により技術基準適合認定又は設計認証を受けた者(外国取扱業者を除く。)に関する文書(報告の徴収、立入検査及び提出命令に関するものに限る。)	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
92	相互承認実施法第31条の規定により適用される事業法の規定に基づく登録外国適合性評価機関により技術基準適合認定又は設計認証を受けた者(外国取扱業者に限る。)に関する文書(報告の徴収、立入検査及び提出請求に関するものに限る。)	課長		大臣	
93	相互承認実施法第31条の規定により適用される事業法の規定に基づく登録外国適合性評価機関による設計認証を受けた者(外国取扱業者を含む。)に関する文書(措置命令及び措置請求に関するものに限る。)	部長		大臣	
94	相互承認に関する日本国と外国との間の協定に基づく合同委員会、適合性評価機関の登録及び登録を受けた適合性評価機関に関する文書(通報、情報交換、登録の提案及び情報の更新に関する文書を除く。)	局長		大臣	
95	相互承認に関する日本国と外国との間の協定に基づく通報、情報交換、登録の提案及び情報の更新に関する文書	課長		大臣	
96	国際電気通信連合電気通信標準化部会(ITU-T)研究委員会等への対処	課長			
97	国際電気通信連合電気通信標準化部会(ITU-T)研究委員会等への日本寄書等の提出に関する文書	課長		課長	
電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室	基番	事業法第50条第2項の規定による電気通信番号計画(同法第50条の12の規定により記載するものに限る。)の公示を行うこと	室長		大臣
	1	事業法第50条の4の規定による同法第50条の2第1項の認定(利用者設備識別番号の指定を行うものに限る。)を行うこと	局長		大臣
	2	事業法第50条の4の規定による同法第50条の2第1項の認定(利用者設備識別番号の指定を行うものを除く。)を行うこと	局長		大臣
	3	事業法第50条の4の規定による同法第50条の2第1項の認定(利用者設備識別番号の指定を行うものを除く。又は同法第50条の11の規定による利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定(同項の認定に伴い指定を行う場合に限る。)を行うこと	室長		大臣
	4	事業法第50条の6第2項において準用する同法第50条の4の規定による同法第50条の6第1項の変更の認定(以下この項において「変更認定」という。)(指定を受けている利用者設備識別番号と異なる種別の利用者設備識別番号の指定を行うものに限る。)を行うこと	局長		大臣
	5	変更認定(指定を受けている利用者設備識別番号と異なる種別の利用者設備識別番号の指定を行うもの及び固定電話番号の数の増加又は減少に係る事項のみ変更を行うものを除く。又は同法第50条の11の規定による利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定(変更認定に伴い指定を行う場合に限る。)を行うこと	室長		大臣
	6	変更認定(固定電話番号の数の増加又は減少に係る事項のみ変更を行うものに限る。)を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣

	7変更認定に係る指示伺いに対し、指示を行うこと	室長	局長	
	事業法第50条の6第3項第2号に定める軽微な変更に係る届出(固定電話番号の減少又は固定電話番号に係る電気通信役務の提供の開始の日の繰り上げに係るものを除く。)を処理すること	室長	大臣	
	事業法第50条の6第3項第2号に定める軽微な変更に係る届出(固定電話番号の減少又は固定電話番号に係る電気通信役務の提供の開始の日の繰り上げに係るものに限る。)を処理すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
10	事業法第50条の6第3項第3号に定める電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出を処理すること	室長	大臣	
11	事業法第50条の9の規定による同法第50条の2第1項の認定の取消し又は同法第50条の11の規定による利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定の取消し(同法第50条の8の規定による同法第50条の2第1項の認定の失効に係るものを除く。)を行うこと	局長	大臣	
12	事業法第50条の10の規定による利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等に関する事項を処理すること	室長	大臣	
13	事業法第51条の規定による適合命令を行うこと	局長	大臣	
14	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第24号)附則第3条第1項又は第2項の規定により引き続き使用する者が電気通信番号を從前の例により引き続き使用することに係る届出を処理すること	室長	大臣 経過措置	
15	電気通信事業報告規則附則第2項の規定による承認を行うこと	部長	大臣	
16	平成元年郵政省告示第470号第4条の規定によるプライベート・ドメイン名の指定を行うこと	室長	大臣	
17	国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)研究委員会等への対処	室長		
18	国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)研究委員会等への日本寄書等の提出に関する文書	室長	室長	
19	電気通信番号の運用に関する国際電気通信連合との連絡に関する文書	室長	室長	
電気通信事業部消費者行政第一課	基一	1 事業法第29条第2項の規定による業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずること	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣
		2 事業法第29条第2項の規定による業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることに関する指示伺いに対し、指示を行うこと	局長	大臣
		3 事業法第73条の2第1項から第5項までの規定による届出を処理すること	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、課長
		4 電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第5号の規定による確認措置に係る電気通信役務の認定に関すること	局長	大臣
		5 電気通信事業法施行規則第22条の2の7第3項の規定による届出を処理すること	課長	大臣
		6 電気通信事業者又は媒介等業務受託者の業務の適正性を確保するための調査等に関する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
		7 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第24条第2項の規定に基づくフィルタリング推進機関の登録に関する文書	局長	大臣
		8 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第24条第6項及び法第25条第1項の規定に基づく届出に関する文書	課長	供覧
		9 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第26条の規定に基づくフィルタリング推進機関の登録の取消しに関する文書	局長	大臣
		10 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第27条の規定に基づく報告又は資料の提出の要求に関する文書	局長	大臣
電気通信事業部消費者行政第二課	基二	1 事業法第28条の規定による報告のうち、通信の秘密の漏えいの報告を処理すること	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣
		2 事業法第116条の2第1項の規定による認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定	局長	大臣
		3 事業法第116条の2第5項の規定による認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会のサイバー攻撃対処業務の範囲及びその実施の方法の変更(サイバー攻撃対処協会のサイバー攻撃対処業務の範囲の縮小を除く。)	局長	大臣
		4 事業法第116条の2第7項の規定による認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更、特定会員の氏名又は名称の変更並びにサイバー攻撃対処協会のサイバー攻撃対処業務の範囲の縮小の届出	局長	供覧
		5 電気通信事業法施行規則第40条の8の6の規定による認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の廃止の届出	局長	供覧
		6 事業法第116条の6第1項の規定による送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会業務の運営に関する、改善に必要な措置をとるべきことの命令	局長	大臣
		7 事業法第116条の6第2項の規定による認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定の取消及び業務の停止の命令	局長	大臣
		8 事業法第116条の7の規定による認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に対する情報提供	局長	大臣
		9 事業法第116条の8の規定による認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定、名称及び住所並びに代表者の氏名の変更の届出並びに認定の取消及び業務の停止の命令の公示	局長	大臣
		10 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第7条に基づく措置命令に関する文書	局長	大臣
		11 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第8条第2項に基づく消費者庁長官への通知に関する文書	課長	大臣
		12 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第13条に基づく研究開発等の状況の公表に関する文書	課長	大臣

13	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第25条に基づく登録の取消し及び業務停止命令に関する文書	局長		大臣			
14	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第14条第1項に基づく登録送信適正化機関の登録、同法第17条第1項に基づく登録の更新、同法第23条に基づく適合命令及び同法第24条に基づく改善命令に関する文書	局長		大臣			
15	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第28条第1項又は第2項に基づく報告の収集及び立入検査に関する文書	局長		大臣			
16	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第28条第5項に基づく消費者庁長官への通知に関する文書	課長		大臣			
17	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第29条に基づく送信者に関する情報の求めに関する文書	課長		大臣			
18	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第30条各号に基づく外国執行当局への情報提供に関する文書	局長		大臣			
19	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に係る事務を行うための総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長への協力の要請	課長		局長			
20	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に係る事務についての総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長への指示(指示伺いに対する指示を除く。)	課長		局長			
21	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第14条に基づく立入検査の結果に係る総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長による通知についての確認	課長		局長			
22	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第15条に基づく是正命令等に係る事務についての指示伺いに対する指示	部長		局長			
23	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に係る告発についての総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長からの指示伺いに対する指示	課長		局長			
24	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に係る告発についての警察庁刑事局長への協議	課長		局長			
25	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に係る告発についての警察庁刑事局長への事務の委任	課長		局長			
26	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の法執行手続についての報告書の総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長への通知	課長		局長			
27	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第19条、第20条第1項及び第21条に基づく届出に関する文書	課長			供覧		
28	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第13条に基づく報告又は資料の提出の要求に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣			
29	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第14条に基づく立入検査に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣			
30	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第15条に基づく法令違反の是正命令に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣			
電波部共通	波共	1	無線局の免許又は登録、運用及び監督に關し、大臣が別に指定し、若しくは決定し、又は告示すると定めている事項の指定若しくは決定又は告示	局長		大臣	
		2	電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)に基づき総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が行う事務(放送に関する無線局に係るものを除く。)に關し、必要な事務取扱方法を定める通達の制定、改正又は廃止	局長		局長	
		3	電波法に基づき総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が行う事務(放送に関する無線局に係るものを除く。)に關し必要な細目の基準を定める通達の制定、改正又は廃止	電波部長		局長	
		4	電波法に基づき総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が行う事務(放送に関する無線局に係るものを除く。)に關し、課又は室の所掌事務の範囲内に必要な細目を定める通達の制定、改正又は廃止	電波部課室長		局長	
		5	地球局、携帯基地地球局、海岸地球局、航空地球局、宇宙局、実験試験局及び実用化試験局に關する次の処分(いずれも総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が処理することとしたものを除く。)についての総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長からの進達に關すること 1 予備免許及び再免許 2 工事完成期限の延長の許可 3 予備免許後の工事設計の変更の許可 4 無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更 又は無線設備の変更の工事の許可 5 申請による指定事項の変更 6 免許人の地位の承継の許可	電波部長		局長	
		6	電波法第5条第1項第2号に掲げる者が開設する無線局に関する次の処分についての総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長からの進達に關すること 1 予備承認及び再承認 2 工事完成期限の延長の承認 3 予備承認後の工事設計の変更の承認 4 無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更 又は無線設備の変更の工事の承認 5 申請による指定事項の変更	電波部長		局長	

7	地球局及び携帯基地地球局(波共8に規定するものを除く。)、海岸地球局並びに航空地球局に関する次のこと 1 再免許 2 工事落成期限の延長の許可 3 予備免許後の工事設計の変更の許可 4 通信の相手方の変更の許可(変更前の通信の相手方の一部となる場合に限る。) 5 申請による識別信号の指定の変更 6 申請による電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更(変更前の指定の範囲内であるものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
8	電気通信業務用の地球局及び携帯基地地球局に関する次のこと (1) 予備免許及び再免許 (2) 工事落成期限の延長の許可 (3) 予備免許後の工事設計の変更の許可 (4) 通信の相手方の変更の許可 (5) 申請による識別信号の指定の変更 (6) 申請による指定事項の変更 (7) 免許人の地位の承継の許可 2 前項の規定は、総合通信基盤局長が別に定める周波数のみを使用する無線局又は次の各号のすべてに適合する無線局に適用する。 (1) 無線設備の設置場所が、申請者が現に免許を受けている地球局又は携帯基地地球局(以下この項において「既存局」という。)の無線設備の設置場所と同一であるもの。ただし、移動する地球局にあっては移動範囲が既存局の移動範囲内であるものとする。 (2) 通信の相手方が、既存局の通信の相手方(人工衛星の名称及び軌道位置を含む。)の全部又は一部であるもの。 (3) 無線設備の最大電力密度及び最大等価等方輻射電力の値が、既存局の無線設備のその値以下であるもの。 (4) 空中線の指向特性が、既存局の空中線のものと同等であるか又はそれより厳格であるもの。 (5) 電波の型式及び周波数が既存局に指定されているものの全部又は一部であり、かつ、占有周波数帯幅、空中線電力及び運用許容時間が既存局に指定されているものの範囲内であるものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
9	宇宙局(実験試験局を除く。)に関する次のこと 1 再免許 2 通信の相手方の変更の許可(変更前の通信の相手方の一部となる場合に限る。) 3 申請による電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更(変更前の指定の範囲内であるものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
10	実験試験局に関する次のこと 1 予備免許及び再免許 2 工事落成期限の延長の許可 3 予備免許後の工事設計の変更の許可 4 通信の相手方(宇宙無線通信を行う実験試験局にあっては、変更前の通信の相手方の一部となる場合に限る。)又は通信事項の変更の許可 5 申請による電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更(変更前の指定の範囲内であるものに限る。) 6 免許人の地位の承継の許可	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
11	平成11年郵政省告示第210号第2号の規定による無線設備の操作の承認	電波部長		大臣
12	電波法施行規則第51条の15第1項第1号の規定により総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が処理することとされた無線局以外の無線局の免許及び登録	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
13	地球局、宇宙局、実験試験局及び実用化試験局又は電波法第5条第1項第2号に掲げる者が開設する無線局に関する総合通信基盤局長からの進達に対する通知に基づく処分	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
14	地球局、宇宙局、実験試験局及び実用化試験局又は電波法第5条第1項第2号に掲げる者が開設する無線局に係る電波法第10条の規定による検査	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
15	電波法第5条第1項第2号に掲げる者が開設する無線局の無線設備の変更の工事の承認及び同法第10条及び第18条の規定による検査	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
16	震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に口頭又は電話等により電波法第6条第1項、第17条第1項又は第19条の規定による申請(いざれも無線局のものに限る。)があつた場合の免許又は許可	電波部長、課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
17	無線局に係る無線業務日誌の記載事項の一部の省略及び申請書等の写しの提出部数の減免の承認	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
18	電波法第71条の規定に基づく周波数及び空中線電力の指定の変更	局長		大臣
19	電波法第71条の5の規定に基づく技術基準適合命令及び第72条に定める電波の発射の停止に関すること	電波部長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
20	電波法第74条に掲げること	局長		大臣
21	電波法第74条に掲げること(急を要する場合であつて、かつ、大臣の決裁を経ないとまがない場合に限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
22	電波法第76条の2の2(電波法第70条の7第4項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく登録に係る無線局の開設の禁止、運用の制限	局長		大臣
23	電波法施行規則第51条の15第1項に掲げること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	

24	総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長からの指示伺いに対する指示	電波部長	局長	
25	電波法施行規則第38条第4項の規定に基づく電波法令抄録の認定	電波部長	大臣	
26	電波法及びこれに基づく省令の規定により大臣に提出する届書、報告書及び無線業務日誌の抄録の処理	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
27	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第112条第2項の規定に基づき防衛省が申請する周波数の承認	電波部長	大臣	
28	外国の軍艦又は航空機の我が国領域内における電波の使用について、他の官庁その他部外者への照会又は回答	電波部長	局長	
29	所轄事務の遂行に必要な無線局の開設及び変更の申請その他電波法に基づく届出	電波部長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣	
30	電波法の規定に基づく登録周波数終了対策機関に関する文書(次号及び第32号に関するものを除く。)	局長	関係局課	大臣
31	電波法の規定に基づく登録周波数終了対策機関の届出及び報告の処理、必要な事項の公示並びに検査に関する文書	課長	関係局課	大臣
32	特定周波数終了対策業務の全部又は一部を総務大臣が行う場合の当該業務の実施に関する通達(補助金等の交付要綱を除く。)に基づく登録周波数終了対策機関又は免許人に対する通知に関する文書	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係局課	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
33	所部の職員への外国出張命令(航空機に開設する無線局の検査に伴うもので、関東、東海、近畿及び九州総合通信局長に限る。ただし、政令職員に係るものを除く。)	関東総合通信局長、東海総合通信局長、近畿総合通信局長、九州総合通信局長		大臣
34	所部の職員の公用旅券の請求及び還付(航空機に開設する無線局の検査に伴うもので、関東、東海、近畿及び九州総合通信局長に限る。ただし、政令職員に係るものを除く。)	関東総合通信局長、東海総合通信局長、近畿総合通信局長、九州総合通信局長		大臣
35	担当する各種会議に係る対処方針及び寄与文書等の送付に関する文書	課長	課長	
36	電波法関係手数料の還付	局長	局長	
37	電波利用料技術試験事務に関する文書	局長		
38	電波利用の促進、高度化に資する行事の実施のための文書	局長		大臣
39	電波法第38条の2に関する申出入へ通知する文書(電波法第100条第5項において準用する場合も含む。)	課長		大臣、課長
電波部電波政策課	基電	無線局に関する、次に掲げる文書		
		1 (1) 周波数(電波の型式及び空中線電力を含む。)の割当て (2) 識別信号の割当て	課長	
		2 電波の伝わり方についての予報及び警告に関する文書	課長	局長、電波部長、課長
		3 周波数の使用及び混信に関する、外国の主管庁等との連絡、調整のための文書(電波部電波政策課国際周波数政策室長の委任事項に掲げるものを除く。)	課長	局長、電波部長、課長
		4 無線従事者の免許に関する、外国の主管庁等との連絡、調整のための文書	課長	局長、電波部長、課長
		5 周波数の使用及び混信に関する国際電気通信連合との連絡、調整のための文書(電波部電波政策課国際周波数政策室長の委任事項に掲げるものを除く。)	課長	局長、電波部長、課長
		6 周波数割当計画に関する文書	局長	大臣
		7 無線従事者に係る電波法第39条の2の規定に基づく指定講習機関及び同法第46条の規定に基づく指定試験機関に関する文書(ただし、試験員の認定、検査並びに届出及び報告の処理に関するものを除く。)	局長	大臣
		8 無線従事者に係る電波法第39条の2の規定に基づく指定講習機関及び同法第46条の規定に基づく指定試験機関の試験員の認定、検査並びに届出及び報告の処理に関する文書	課長	大臣
		9 電波法第41条第2項の規定に基づく無線従事者国家試験及び同法第39条第7項(電波法第70条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく講習に関する文書(ただし、実施に関するものを除く。)	電波部長	局長
		10 無線従事者に関する指示伺いに対する指示	課長	局長
		11 電波法第48条の2の規定に基づく船舶局無線従事者証明に関する文書(ただし、再訓練の実施、訓練の通知並びに証明書の交付、訂正及び再交付に関するものを除く。)	課長	局長、電波部長、課長
		12 電波法第48条の2の規定に基づく船舶局無線従事者証明の再訓練の実施、訓練の通知並びに証明書の交付、訂正及び再交付に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
		13 無線従事者免許証の交付、訂正及び再交付	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
		14 無線従事者の免許の取消しに関する文書	局長	大臣
		15 無線従事者国家試験の一部を免除する学校等の認定、科目確認及び認定講習課程に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣
		16 平成5年郵政省告示第326号第2項に基づく登録、同告示第4項に基づく登録証明書の交付	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	大臣
電波部電波政策課国際周波数政策室	基周	1 周波数の国際調整に関する外国の主管庁等との連絡に関する文書のうち、重要なものの	室長	電波部長
		2 周波数の国際調整に関する外国の主管庁等との連絡に関する文書(重要なものを除く。)	室長	室長
		3 周波数の国際調整に関する国際電気通信連合との連絡に関する文書	室長	室長

		4周波数の使用に関する外国の主管庁等との連絡に関する文書(国際関係事務に係る政策の企画及び実施に関するもの)	室長		電波部長、室長
		5周波数の使用に関する国際電気通信連合又は地域機関との連絡に関する文書(国際関係事務に係る政策の企画及び実施に関するもの)	室長		電波部長、室長
電波部電波政策課電波利用料企画室	基利	1電波利用料の歳入計画の作成	局長		局長
		2電波利用料財源に係る各部局の準備した予算案の取りまとめ	局長		局長
		3電波利用料財源に係る各部局の業務計画に基づく予算の実行計画の作成	局長		局長
		4電波利用料制度の周知・広報	室長		室長
		5総合無線局監理システムの整備計画の策定	電波部長		電波部長
		6総合無線局監理システムの運用管理に関する規程の策定	電波部長		電波部長
		7総合無線局監理システムの運用管理に関する地方局への指示	室長		室長
		8総合無線局監理システムの開発に係る調整に関する文書	室長		室長
		9総合無線局監理システムのセキュリティ対策の実施に関する文書	室長		電波部長
		10電波利用料徴収手続に関する規程の策定	局長		局長
		11電波利用料の滞納処分手続に関する規程の策定	局長		局長
		12電波利用料徴収に係る地方局及び関係機関との連絡、調整、取りまとめ	室長		室長
		13口座振替に係る金融機関との契約	室長		会計課長
		14口座振替に係る手数料の支払い処理	室長		会計課長
		15電波利用料納付に関する事務に係る納付受託者の指定	局長		大臣
		16納付受託者の名称及び住所等の公示	局長	官房総務課	大臣
電波部基幹・衛星移動通信課	基衛	1電波法施行規則第38条第5項の規定に基づく無線局名録等の認定	電波部長		大臣
		2無線設備等保守規程の認定又は取り消しを行うこと(拒否を除く。)	局長		大臣
		3無線設備等保守規程の変更認定を行うこと(総務省令で定める軽微な変更を除く。)	部長		大臣
電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室	基基	1電波天文業務等の受信設備の指定に関する文書	局長		大臣
		2電波天文業務等の受信設備指定申請の記載事項の変更の承認	電波部長		大臣
		3伝搬障害防止区域の指定に関する文書	局長		大臣
		4電波法第102条の4第1項の規定により、建築主に対し、伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出を命ぜること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		5電波法第102条の5第1項の規定により、届出に係る高層部分が重要無線通信障害原因となるかどうかを判定し、及びその結果を建築主に通知し、並びに同条第3項の規定により、工事請負人及び免許人に対し、必要な通知を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		6電波法第102条の7第2項の規定により、重要無線通信の障害防止のための協議に關し、必要なあっせんを行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		7電波法第102条の8第1項の規定に基づき、建築主に対する工事の停止その他の処分を決定し、及び執行し、並びに同条第3項の規定により、工事の停止その他の処分を撤回すること	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		8電波法による伝搬障害の防止に関する規則(昭和39年郵政省令第16号)第2条の規定による通知を行うこと	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		9電波有効利用促進センターの指定	局長		大臣
		10電波有効利用促進センターの役員解任の勧告	局長		大臣
		11電波有効利用促進センターの事業計画及び収支予算並びに事業報告書及び収支決算書の提出	室長		供覧
		12電波有効利用促進センターの名称の変更	局長		大臣
		13電波有効利用促進センターの業務規程の認可	局長		大臣
		14電波有効利用促進センターの業務規程の変更の認可	電波部長		大臣
		15電波有効利用促進センターに関する届出及び報告の処理、必要な事項の公示及び検査の処理(第11号を除く。)	室長		大臣
電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室	基重	1電波法第74条の2第1項の非常の場合の通信体制の整備等に関する文書	室長		局長
		2電波法第74条の2第2項(電波法第70条の7第4項、第70条の8第3項及び第70条の9第3項において準用する場合を含む。)の協力を求める文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		3総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第14条に基づき委任を受けた災害対策用移動通信機器に係る無償貸付に関するも	室長		室長
		4災害対策用移動通信機器に係る平成7年郵政省告示第183号第3項に規定する無線局運用証明書の発行に関する文書	室長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
		5災害対策用移動通信機器に係る無線局の免許申請等を行うための文書	室長		大臣
		6防衛秘密に関する文書	室長	関係課	総務審議官
電波部移動通信課	基移	1決裁を経た基準に従い、電波法第4条の2第1項の識別信号等の指定を行うこと	課長		大臣
		2電波法第27条の13第4項に基づく特定基地局の開設に関する計画の認定にすること(地上放送に係るものを除く。)	副大臣		大臣
		3電波法第27条の14第1項に基づく開設計画の変更の認定にすること(地上放送に係るものを除く。)	局長		大臣
		4電波法第27条の14第3項に基づく認定計画に係る周波数の指定の変更に関すること(地上放送に係るものを除く。)	局長		大臣
		5電波法第27条の14第4項に基づく認定の有効期間の延長に関すること(地上放送に係るものを除く。)	局長		大臣
		6電波法第27条の15第2項に基づく認定の取消しに関すること(地上放送に係るものを除く。)	副大臣		大臣
		7電波法第27条の15第3項に基づく認定又は免許等の取消しに関すること(地上放送に係るものを除く。)	局長		大臣
		8電波法第27条の16に基づく認定開設者の地位の承継の許可に関すること(地上放送に係るものを除く。)	局長		大臣
		9電波法第27条の12に基づく特定基地局の開設に関する指針に係る認定計画の実施状況の確認結果等の公表に関すること	部長	関係局課	大臣

電波部電波 環境課	基環	1 電波法第30条の規定による安全施設に関する文書(人体への危害を与えることがないよう施設をすること)	局長		大臣	
		2 電波法施行規則第11条の第5項の規定による外国の型式検定に合格している無線設備の型式検定相当機器としての承認に関する文書	課長	基幹・衛星移動通信課	大臣	
		3 無線機器型式検定規則(昭和36年郵政省令第40号。以下「検定規則」という。)第8条第1項又は第9条の規定による無線機器型式検定の合否の判定、合格証書の交付、無線機器の告示及び不合格の通知	課長		大臣	
		4 検定規則第11条の規定による合格者に関する文書	課長		供覧	
		5 検定規則第11条の規定による合格者に関する文書(合格証書の書換え又は訂正及び変更の告示を行うものに限る。)	課長		大臣	
		6 検定規則第12条の規定による無線機器型式検定の合格の取消し及びその旨の告示	課長		大臣	
		7 電波法の規定に基づく登録証明機関に関する文書(登録の取消し及び業務停止命令に関するものに限る。)	局長		大臣	
		8 電波法の規定に基づく登録証明機関に関する文書(登録証明機関の登録、登録の更新、適合命令及び改善命令に関する文書並びに技術基準適合証明又は工事設計認証についての大蔵の命令及び申請者への通知に関するものに限る。)	電波部長		大臣	
		9 電波法の規定に基づく登録証明機関に関する文書(報告の徴収及び立入検査に関するものに限る。)	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		10 電波法第3章の2の規定に基づく表示が付されていないものとみなす文書	局長		大臣	
		電波法第3章の2の規定に基づく必要な事項の公示に関する文書(登録証明機関の登録、技術基準適合証明及び工事設計認証の報告、技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書(届出番号の通知に関するものに限る。)、登録証明機関の登録の取消し、業務停止命令、表示の禁止、承認証明機関の承認及び承認証明機関の承認の取消しに係る公示を除く。)	課長		大臣	
		11 電波法第3章の2の規定に基づく登録証明機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者(外国取扱業者を含む。)に関する文書(表示の禁止及び妨害等防止命令又は妨害等防止請求に関するものに限る。)	局長		大臣	
		12 電波法第3章の2の規定に基づく登録証明機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者(外国取扱業者を除く。)に関する文書(報告の徴収、立入検査及び提出請求に関するものに限る。)	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		13 電波法第3章の2の規定に基づく登録証明機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者(外国取扱業者を除く。)に関する文書(報告の徴収、立入検査及び提出命令に関するものに限る。)	電波部長		大臣	
		14 電波法第3章の2の規定に基づく登録証明機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者(外国取扱業者に限る。)に関する文書(報告の徴収、立入検査及び提出請求に関するものに限る。)	課長		大臣	
		15 電波法の規定に基づく登録証明機関による工事設計認証を受けた者(外国取扱業者を含む。)に関する文書(措置命令及び措置請求に関するものに限る。)	電波部長		大臣	
		16 電波法の規定に基づく承認証明機関に関する文書(承認の取消しに関するものに限る。)	局長		大臣	
		17 電波法の規定に基づく承認証明機関に関する文書(承認証明機関の承認、適合請求、改善請求に関する文書並びに技術基準適合証明又は工事設計認証についての大蔵の請求及び申請者への通知に関するものに限る。)	電波部長		大臣	
		18 電波法の規定に基づく承認証明機関に関する文書(報告の徴収及び立入検査に関するものに限る。)	課長		大臣	
		19 電波法の規定に基づく承認証明機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者に関する文書(妨害等防止請求及び表示の禁止に関するものに限る。)	局長		大臣	
		20 電波法の規定に基づく承認証明機関により工事設計認証を受けた者に関する文書(措置請求に関するものに限る。)	電波部長		大臣	
		21 電波法の規定に基づく承認証明機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者に関する文書(それぞれ報告の徴収、立入検査及び提出請求に関するものに限る。)	課長		大臣	
		22 電波法の規定に基づく技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書(表示の禁止及び妨害等防止命令に関するものに限る。)	局長		大臣	
		23 電波法の規定に基づく技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書(措置命令に関するものに限る。)	電波部長		大臣	
		24 電波法の規定に基づく技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書(報告の徴収、立入検査及び提出命令に関するものに限る。)	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
		25 電波法の規定に基づく技術基準適合自己確認に係る届出業者に関する文書(届出番号の通知に関するものに限る。)	課長		大臣	
		26 電波法の規定に基づく登録修理業者に関する文書(登録の取消し、登録の抹消及び妨害等防止命令に関するものに限る。)	局長		大臣	
		27 電波法の規定に基づく登録修理業者に関する文書(登録、変更登録、適合命令及び改善命令に関するものに限る。)	電波部長		大臣	
		28 電波法の規定に基づく登録修理業者に関する文書(報告の徴収、立入検査及び提出命令に関するものに限る。)	課長		大臣	
		29 電波法の規定に基づく登録証明機関、技術基準適合証明を受けた者、工事設計認証を受けた者、承認証明機関、届出業者、登録修理業者及び指定較正機関の届出並びに報告の処理に関する文書	課長		供覧	
		30 電波法の規定に基づく指定較正機関に関する文書(届出及び報告の処理、業務規程の変更、必要な事項の公示、較正員の認定並びに報告の徴収及び立入検査に関するものを除く。)	局長		大臣	
		31 電波法の規定に基づく指定較正機関の業務規程の変更に関する文書	電波部長		大臣	
		32 電波法の規定に基づく指定較正機関の必要な事項の公示、較正員の認定並びに報告の徴収及び立入検査に関する文書	課長		大臣	
		33 電波法第100条第5項において準用する同法第76条第2項に基づく高周波利用設備の設置の許可の取消しに関する文書	局長		大臣	
		34 電波法施行規則第46条の2第2項、第46条の3第5項及び第46条の5第3項の規定による高周波利用設備の型式指定に関する告示又は公示	課長		大臣	
		35 電波法施行規則の規定による高周波利用設備の型式指定及びその通知、指定に係る型式の変更の承認及びその通知、氏名又は名称の変更に関する届書の処理、指定の取消し及びその通知並びに資料の提出及び説明の要求並びに実地調査に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	

36	電波法施行規則第46条の8第2項及び第46条の9第1項の規定による高周波利用設備の型式確認に関する告示又は公示	課長		大臣	
37	電波法施行規則の規定による高周波利用設備の型式確認に関する届書の処理、型式確認の効果の維持ができないと認めたときの通知並びに資料の提出及び説明の要求並びに実地調査に関する文書(前号に掲げるものを除く。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
38	高周波利用設備許可状況及び高周波利用設備台数統計報告	課長		局長	
39	無線局検査に係る電気通信監理用機器の較正計画の策定	課長		局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
40	無線局検査に係る電気通信監理用機器の較正の実施	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
41	電波技術に直接関係がある機器、物品及び素材の仕様書の作成	課長			
42	相互承認実施法の規定に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に関する文書(登録のための手続、国外適合性評価事業の用に供する設備の概要等の変更の認定、調査業務規程の変更の認可、届出、通報、通知及び報告の処理並びに必要な事項の公示に関する文書を除く。)	局長		大臣	
43	相互承認実施法の規定に基づく国外適合性評価事業の用に供する設備の概要等の変更の認定及び調査業務規程の変更の認可に関する文書	電波部長		大臣	
44	相互承認実施法の規定に基づく登録のための手続、通報及び通知の処理並びに必要な事項の公示に関する文書	課長		大臣	
45	相互承認実施法の規定に基づく届出及び報告の処理	課長			供質
46	相互承認に関する日本国と外国との間の協定に基づく合同委員会、適合性評価機関の登録及び登録を受けた適合性評価機関に関する文書(通報、情報交換、登録の提案及び情報の更新に関する文書を除く。)	局長		大臣	
47	相互承認に関する日本国と外国との間の協定に基づく通報、情報交換、登録の提案及び情報の更新に関する文書	課長		大臣	
48	相互承認実施法第33条の規定により適用される電波法第3章の2の規定に基づく表示が付されていないものとみなす文書	局長		大臣	
49	相互承認実施法第33条の規定により適用される電波法第3章の2の規定に基づく登録外国適合性評価機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者(外国取扱業者を含む。)に関する文書(表示の禁止及び妨害等防止命令又は妨害等防止請求に関するものに限る。)	局長		大臣	
50	相互承認実施法第33条の規定により適用される電波法第3章の2の規定に基づく登録外国適合性評価機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者(外国取扱業者を除く。)に関する文書(報告の徵収、立入検査及び提出命令に関するものに限る。)	課長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
51	相互承認実施法第33条の規定により適用される電波法第3章の2の規定に基づく登録外国適合性評価機関により技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた者(外国取扱業者に限る。)に関する文書(報告の徵収、立入検査及び提出請求に関するものに限る。)	課長		大臣	
52	相互承認実施法第33条の規定により適用される電波法の規定に基づく登録外国適合性評価機関による工事設計認証を受けた者(外国取扱業者を含む。)に関する文書(措置命令及び措置請求に関するものに限る。)	電波部長		大臣	
電波部電波環境課監視管理室	基視	電波法第100条第2項の規定により公示することとしている電波の監視場所に関する告示	局長		大臣
		電波法第102条第2項の規定により公示することとしている無線方位測定装置の設置場所に関する告示	局長		大臣
		電波法第102条の11第2項の規定による基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者への勧告	局長		大臣
		電波法第102条の11第3項の規定による基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者の公表	局長		大臣
		電波法第102条の11第4項の規定による命令	局長		大臣
		電波法第102条の11第5項の規定による経済産業大臣の同意を求めること	局長		大臣
		電波法第102条の12の規定による基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対する報告の徵収	電波部長		大臣
		電波法第102条の12の規定による基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対する報告の徵収(同法第102条の11第2項の規定による勧告を行う前のものに限る。)	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		電波法第102条の13第1項の規定による特定の周波数を使用する無線設備の指定	局長		大臣
		電波法第102条の13第3項の規定による経済産業大臣の協議	局長		大臣
		電波法第102条の15第1項の規定による指定無線設備小売業者に対する指示	局長		大臣
		電波法第102条の15第2項の規定による経済産業大臣の同意を求めること	局長		大臣
		電波法第102条の16第1項の規定による指定無線設備小売業者に対する報告の徵収	電波部長		大臣
		電波法第102条の16第1項の規定による報告(同法第102条の15第1項の規定による指示を行う前のものに限る。)及び立入検査	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣
		委託による無線局(高周波利用設備を含む。)の測定に関する手続・測定方法及び手数料等の告示	局長		大臣
		国際電波監視機関との連絡	室長		室長
		電波適正利用推進員に関する企画及び立案	電波部長		局長
		電波環境保護活動の企画及び立案並びに全国規模の実施	電波部長		局長
		重要無線通信妨害総合対策本部の設置	局長		局長
		重要無線通信妨害対策実施本部の設置等を地方局への指示等	電波部長		局長
		電気通信監理用施設等の整備、工事及び保守に係る通達に関する文書	電波部長		局長
		電気通信監理用施設等の整備に関する生じた知的財産の取扱に係る企画及び立案	局長		大臣
		電波監視施設の改修等に関する文書のうち重要なもの	局長		局長
		電波監視施設の改修等に関する文書のうち軽微なもの	室長		局長

(国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
国際戦略局、情報流通行政局、	国情基共	1 産業競争力強化法第17条に規定する計画の認定、内容の公表	局長		大臣	
	2 産業競争力強化法第18条に規定する計画の変更の認定、指示、取消、公表	局長			大臣	

3	産業競争力強化法第20条に規定する計画の認定、内容の公表	局長	大臣	
4	産業競争力強化法第21条に規定する計画の変更の認定、指示、取消、公表	局長	大臣	
5	産業競争力強化法第24条に規定する計画の認定、内容の公表	局長	大臣	
6	産業競争力強化法第25条に規定する計画の変更の認定、指示、取消、公表	局長	大臣	
7	産業競争力強化法第26条に規定する計画の認定、内容の公表	局長	大臣	
8	産業競争力強化法第27条に規定する計画の認定、指示、取消、公表	局長	大臣	
9	産業競争力強化法第28条に規定する申請書の写しの公正取引委員会への送付、意見、連絡調整	局長	大臣	
10	産業競争力強化法第33条に規定する認定	局長	大臣	
11	産業競争力強化法第35条に規定する認定	局長	大臣	
12	産業競争力強化法第99条第5項に規定する株式会社産業革新機構に対する意見提出	局長	大臣	
13	産業競争力強化法第121条に規定する計画の認定	局長	大臣	
14	産業競争力強化法第122条に規定する計画に係る行政庁への協議及び変更の認定、指示、取消	局長	大臣	
15	産業競争力強化法第123条第3項に規定する特定許認可等に係る行政庁への通知	局長	大臣	
16	中小企業等経営強化法第18条に規定する事業分野別指針の策定、変更（軽微なものを除く。）	局長	大臣	
17	中小企業等経営強化法第18条に規定する事業分野別指針の策定、変更（軽微なものに限る。）	課長	大臣	
18	中小企業等経営強化法第40条に規定する事業分野別経営力向上推進機関の認定、変更	局長	大臣	
19	中小企業等経営強化法第43条において準用する同法第36条に規定する改善命令	局長	大臣	
20	中小企業等経営強化法第43条において準用する同法第37条に規定する認定の取消	局長	大臣	
21	中小企業等経営強化法第77条に規定する報告の徵収	課長、総合通信局部長、沖縄総合通信事務所課長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
22	中小企業等経営強化法の規定に基づく書面の交付	課長、総合通信局部長、沖縄総合通信事務所課長	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
23	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第5条に基づく調査及びその結果の通知	課長	関係局課	大臣
24	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第6条に基づく調整の申出の通知	課長	関係局課	大臣
25	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第7条に基づく調整勧告	局長	関係局課	大臣
26	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第9条に基づく一時停止勧告	局長	関係局課	大臣
27	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第10条に基づく指導	局長	関係局課	大臣
28	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第11条に基づく調整命令	局長	関係局課	大臣
29	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第13条に基づく報告徵収	課長	関係局課	大臣
30	電波法第25条第1項に基づく公表に関する文書	局長、部長	関係局課	大臣
31	電波法第25条第2項に基づく無線局に関する事項に係る情報の提供に関する文書	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	
32	電波法第26条の2第1項に基づく利用状況調査に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係局課	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
33	電波法第26条の2第2項に基づく電波の有効利用の程度の評価に関する文書	局長	関係局課	大臣
34	電波法第26条の2第3項に基づく利用状況調査及び評価の結果の概要の公表に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係局課	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
35	電波法第26条の2第4項に基づく周波数割当計画の作成又は変更が免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係局課	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
36	電波法第26条の2第5項に基づく報告に関する文書	局長、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係局課	大臣、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
37	総務省参与発令の秘書課への依頼に関する文書	課長	課長	
38	会計検査院の検査報告に係る資料要求に関する文書	局長	情報流通行政局情報通信政策課	局長
39	技術研究組合法第13条第1項に規定する組合の設立の認可	局長		大臣
40	技術研究組合法第17条第1項に規定する定款変更の認可のうち重要なものの	局長		大臣
41	技術研究組合法第17条第1項に規定する定款変更の認可（重要なものを除く。）	課長		大臣
42	技術研究組合法第18条第2項に規定する規約の設定、変更、廃止の届出	課長		供覧
43	技術研究組合法第20条第1項に規定する事業計画及び収支予算の届出並びに同法第20条第2項に規定する事業計画及び収支予算の変更の届出	課長		供覧
44	技術研究組合法第22条に規定する役員の氏名又は住所変更の届出	課長		供覧
45	技術研究組合法第46条に規定する臨時総会招集の承認及び同法第40条第8項において準用する同法第46条の規定による役員の改選に係る総会の招集の承認	課長		大臣

46	技術研究組合法第58条第2項に規定する解散の届出	局長		供覧
47	技術研究組合法第77条第1項に規定する株式会社への組織変更の認可及び同法第85条第1項に規定する合同会社への組織変更の認可	局長	大臣	
48	技術研究組合法第96条第1項に規定する吸収合併の認可及び同法第104条第1項に規定する新設合併の認可	局長	大臣	
49	技術研究組合法第113条第1項に規定する組合を設立する新設分割の認可、同法第131条第1項に規定する株式会社を設立する新設分割の認可及び同法第140条第1項に規定する合同会社を設立する新設分割の認可	局長	大臣	
50	技術研究組合法第159条第6項に規定する解散の登記の囁託	課長	大臣	
51	技術研究組合法第173条第2項に規定する不服の申出に対する処分	課長	大臣	
52	技術研究組合法第174条第2項に規定する検査の請求に基づく検査及び同法第177条第1項に規定する組合の業務又は会計の状況の検査	課長	大臣	
53	技術研究組合法第175条第1項に規定する事業報告書等の提出の受理	課長		供覧
54	技術研究組合法第176条第1項及び第2項に規定する報告の徴収	局長	大臣	
55	技術研究組合法第178条第1項に規定する法令等の違反に対する処分	局長	大臣	
56	技術研究組合法第178条第2項に規定する法令等の違反に対する組合の解散の命令	局長	大臣	
57	技術研究組合法第178条第3項に規定する法令等の違反に対する組合の解散の官報掲載	課長	大臣	
58	技術研究組合法施行規則第93条第2項に規定する決算関係書類提出延期の承認	課長	大臣	
59	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(以下「アジア拠点化推進法」という。)第3条に規定する基本方針の策定、変更、公表、関係行政機関の長への協議	局長	大臣	
60	アジア拠点化推進法第4条に規定する計画の認定	局長	大臣	
61	アジア拠点化推進法第5条に規定する計画の変更の認定、指示、取消	局長	大臣	
62	アジア拠点化推進法第6条に規定する計画の認定	局長	大臣	
63	アジア拠点化推進法第7条に規定する計画の変更の認定、指示、取消	局長	大臣	
64	アジア拠点化推進法第14条に規定する報告の徴収	課長	大臣	
65	アジア拠点化推進法に基づく研究開発事業計画の認定等に関する命令第15条に規定する実施状況報告書等の提出の受理	局長		供覧
66	アジア拠点化推進法に基づく統括事業計画の認定等に関する命令第10条に規定する実施状況報告書等の提出の受理	局長		供覧
67	法令のあらましに関する文書	課長	関係局部課 官房総務課	

(備考)表中の「局長」には大臣官房総括審議官を含むものとする。

(統計局)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備考
総務課	統計	1 公務災害の認定、通知及び協議並びに補償費等支給の決定に関する文書(国勢調査指導員及び国勢調査員に係るものに限る。)	局長		大臣	
事業所情報管理課	2	統計法第27条第2項の規定に基づく事業所母集団データベースに記録されている情報の提供に関する文書	課長		大臣	
事業所情報管理課及び統計情報利 用推進課共通	3	統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
事業所情報管理課及び統計情報利 用推進課共通	4	統計法第33条第1項及び第33条の2第1項の規定に基づく調査票情報の提供に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
事業所情報管理課及び統計情報利 用推進課共通	5	独立行政法人統計センター年度目標に規定する事項に係る事務の処理基準に関する文書のうち重要なもの	局長		大臣	
事業所情報管理課及び統計情報利 用推進課共通	6	独立行政法人統計センター年度目標に規定する事項に係る事務の処理基準に関する文書のうち軽微なもの	課長		大臣	
事業所情報管理課、統計 情報利用推進課及び統 計調査部各 課室共通	7	独立行政法人統計センターに対する製表等に関する連絡に関する文書	課長又は室 長	調査企画課	課長又は室 長	
事業所情報管理課、統計 情報利用推進課及び統 計調査部各 課室共通	8	統計法に基づく罰則の適用に関する文書	局長		大臣	
統計情報利 用推進課	9	統計法第33条第3項(第33条の2第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出された作成した統計又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)の成果の受理に関する文書	局長	関係局部課		供覧
統計情報利 用推進課	10	統計法第33条第2項及び第4項(第33条の2第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)及び第34条第3項の規定に基づき提出された統計の作成等の公表に関する文書	課長		大臣	
統計情報利 用推進課	11	統計法第34条第1項の規定に基づく委託による調査票情報を利用した統計の作成等に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
統計情報利 用推進課	12	統計法第35条の規定に基づく匿名データの作成に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
統計情報利 用推進課	13	統計法第36条第1項の規定に基づく匿名データの提供に関する文書	局長	関係局部課	大臣	
統計情報利 用推進課	14	統計法第37条の規定に基づく独立行政法人統計センターへの全部委託に関する文書	局長		大臣	
統計法施行規則第26条第1項及び第34条第1項の規定に基づく申出に応じる旨並びに手数料の額及び納付期限の通知に関する文書	15	局長	関係局部課	大臣		
統計法施行規則第32条第2項の規定に基づく利用目的以外の利用の同意に関する文書	16	局長	関係局部課	大臣		
国立国会図書館支部総務省統計図書館に関する文書(重要なものを除く。)	17	国立国会図書館支部総務省統計図書館長	関係局部課	国立国会図 書館支部総 務省統計図 書館長		
統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関する調達及び契約に関する文書	18	局長		局長		

統計情報利用推進課及び統計情報システム管理 統計情報利用推進課及び統計調査部各課室共通 統計調査部各課室 調査企画課 地理情報室	19	統計局及び政策統括官(統計基準担当)の情報システムの整備に関する規程に関する文書	局長		局長	
	20	統計局及び政策統括官(統計基準担当)の情報システムの整備に関する調達及び契約に関する文書	局長		局長	
	21	基幹統計又は一般統計調査等の結果の報告書又は統計書の作成に関する文書	局長		局長	
	22	統計情報の閲覧又は提供に関する基本方針の決定に関する文書	局長		局長	
	23	統計情報の閲覧又は提供の実施に関する文書	課長又は室長	関係局部課	局長、部長	
	24	統計法第7条の規定に基づく基幹統計の指定並びに指定の変更及び解除についての協議に関する文書	局長		大臣	
	25	基幹統計調査に係る統計法第9条第1項の規定に基づく実施の承認申請並びに同法第11条第1項の規定に基づく変更及び中止の承認申請に関する文書	局長		大臣	
	26	統計法第21条第1項の規定に基づく一般統計調査の変更に関する文書(うち統計法施行規則第7条に規定されている軽微なもの)	課長又は室長	調査企画課	大臣	
	27	統計法第26条の規定に基づく基幹統計の作成及び作成方法の変更に関する文書	局長		大臣	
	28	統計法第29条の規定に基づく関係行政機関の長等に対する行政記録情報の提供及び調査、報告その他の協力要請に関する文書	局長		大臣	
	29	統計法第30条の規定に基づく地方公共団体の長その他の関係者に対する協力要請に関する文書	局長		大臣	
	30	統計法第50条の規定に基づく統計委員会からの要求に対する回答に関する文書	局長		大臣	
	31	統計法第55条第1項及び第56条の規定に基づく総務大臣からの照会に対する回答に関する文書	局長		大臣	
	32	統計調査(統計関係事業を含む。以下同じ。)の実施又は改廃の基本計画及び基本方針の決定に関する文書	局長		局長	
	33	一般統計調査の実施の委託に関する文書	局長		局長	
	34	基幹統計の処理基準に関する文書のうち重要なもの	局長		大臣	
	35	基幹統計の処理基準に関する文書のうち軽微なもの	部長		大臣	
	36	基幹統計調査規則の規定に基づく決定及び指定に関する文書	部長		大臣	
	37	一般統計調査の実施に関する要領に基づく決定及び指定に関する文書	部長		部長	
	38	一般統計調査の実施に関する要領の解釈及び運用に関する文書	部長		部長	
	39	統計調査の実施に用いる関係書類及び物品の作成に関する文書	部長		部長	
	40	統計法第8条第2項の規定に基づく基幹統計の公表期日及び公表方法に関する文書	局長		大臣	
	41	統計法第8条第1項及び第23条第1項の規定に基づく基幹統計又は一般統計調査の結果の公表に関する文書	局長		大臣	
	42	基幹統計又は一般統計調査等の結果原表の電磁的記録、マイクロフィルム等の作成及び保管に関する文書	局長		局長	
	43	統計調査員、調査客体等に対する見舞状等の作成及び交付に関する文書	課長又は室長		局長	
	44	統計調査における調査区又は単位区地域の拡張・変更・分割に関する文書	課長又は室長		大臣	
	45	国の行政機関又は地方公共団体からの委託による統計調査の実施又は製表の受諾に関する文書	局長		局長	
	46	統計に関する地理情報の整備の基本方針の決定に関する文書	局長		局長	

(政策統括官(統計基準担当))

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
統計企画管理官	政企	1 統計調査の調整に関する文書のうち重要なもの	政策統括官		大臣	
		2 統計調査の調整に関する文書(重要なもの及び次号に該当するものを除く。)	政策統括官		政策統括官	
		3 統計調査の調整に関する簡易な連絡及び調整に関する文書	統計企画管理官		統計企画管理官	
		4 統計法第31条に基づく協力要請に関する文書	政策統括官		大臣	
		5 統計法第55条に基づく施行状況に関する文書のうち統計委員会への報告に関する文書	大臣政務官		大臣	
		6 統計法第55条に基づく施行状況に関する文書のうち各府省への要請に関する文書	政策統括官		大臣	
		7 統計法第55条に基づく施行状況に関する文書(前2号に掲げるものを除く。)	政策統括官		政策統括官	
		8 統計調査員の手当の日額単価の統一要求に関する文書	政策統括官		統計企画管理官	
		9 統計職員の養成の企画及び立案に関する文書のうち重要なもの	政策統括官		大臣	
		10 統計職員の養成の企画及び立案に関する文書(重要なものを除く。)	政策統括官		政策統括官	
		11 地方統計職員業務研修への講師の派遣に関する文書	統計企画管理官		統計企画管理官	
		12 外部研修等(地方統計職員業務研修を除く。)に対する講師等の派遣に関する文書	政策統括官		政策統括官	
		13 統計知識の普及及び宣伝に関する文書	政策統括官		政策統括官	
		14 國庫負担統計専任職員の定数及び統計調査事務地方公共団体委託費(國庫負担統計専任職員配置費)の交付基準額の決定に関する文書	政策統括官	官房会計課	大臣	
		15 都道府県知事が前号の定数と異なる数の國庫負担統計専任職員を置くときの承認に関する文書	政策統括官		大臣	
		16 統計調査員公務災害補償費弁償金の交付額の決定に関する文書	政策統括官	官房会計課	大臣	
		17 児童手当、一身雇用手当及び統計調査員公務災害補償費の支払状況並びに育児休業に伴う臨時職員の雇用状況に関する文書	政策統括官		統計企画管理官	
		18 統計調査員確保対策事業の委託に関する文書	政策統括官		政策統括官	
		19 総務省設置法第25条第2項の規定に基づき管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に分掌させる事務(政策統括官(統計基準担当)に係るものに限る。)に関する文書	政策統括官	行政評価局 総務課	大臣	
		20 公的統計に関する制度の運用に係る関係行政機関に対する通知のうち重要なもの	政策統括官		大臣	
		21 公的統計に関する制度の運用に係る関係行政機関に対する通知(重要なもの及び軽微のものを除く。)	政策統括官		政策統括官	
		22 公的統計に関する制度の運用に係る関係行政機関に対する通知(軽微のものに限る。)	統計企画管理官		統計企画管理官	
統計審査官	政審	1 統計法第7条の規定に基づく基幹統計の指定、変更又は解除に関する文書	政策統括官		大臣	

		2 統計法第9条第1項に基づく基幹統計調査の承認に関する文書	政策統括官	大臣	
		3 統計法第11条第1項に基づく基幹統計調査の変更又は中止に係る承認に関する文書	政策統括官	大臣	
		4 統計法第12条第1項に基づく基幹統計調査に係る措置要求に関する文書	政策統括官	大臣	
		5 統計法第19条第1項の規定に基づく一般統計調査の承認に関する文書	政策統括官	大臣	
		6 統計法第21条第1項の規定に基づく一般統計調査の変更に係る承認に関する文書	政策統括官	大臣	
		7 統計法第22条第1項に基づく一般統計調査に係る改善要求に関する文書	政策統括官	大臣	
		8 統計法第22条第2項に基づく一般統計調査に係る中止要求に関する文書	政策統括官	大臣	
		9 統計法第24条第2項に基づく地方公共団体が届け出た統計調査に対する変更又は中止要求に関する文書	政策統括官	大臣	
		10 統計法第26条第2項に基づく基幹統計の作成方法に対する意見の表明に関する文書	政策統括官	大臣	
		11 統計法第28条第1項に基づく統計基準の設定及び改廃に関する文書のうち重要なもの	政策統括官	大臣	
		12 統計法第28条第1項に基づく統計基準の設定及び改廃に関する文書(重要なものを除く。)	政策統括官	政策統括官	
		13 統計法第8条第1項及び第23条第1項の規定に基づく基幹統計又は一般統計調査の結果の公表に関する文書	政策統括官	大臣	
		14 統計法第26条第1項の規定に基づく基幹統計の作成方法の通知に関する文書	政策統括官	大臣	
		15 統計法第29条の規定に基づく関係行政機関の長等に対する行政記録情報の提供及び調査、報告その他の協力要請に関する文書	政策統括官	大臣	
		16 統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用に関する文書	政策統括官	大臣	
		17 統計法第33条の規定に基づく調査票情報の提供に関する文書	政策統括官	大臣	
		18 一般統計調査の実施の委託に関する文書	政策統括官	政策統括官	
		19 基幹統計又は一般統計調査の結果の報告書の作成に関する文書	政策統括官	政策統括官	
		20 独立行政法人統計センターに対する統計調査の製表等に関する連絡に関する文書	統計局 調査企画課 統計審査官	統計審査官	
国際統計管理官	政際 政研	1 国際統計事務の統括に関する文書のうち重要なもの	政策統括官	大臣	
		2 国際統計事務の統括に関する文書(重要なもの及び次号に該当するものを除く。)	政策統括官	政策統括官	
		3 国際統計事務の統括に関する簡易な連絡及び調整に関する文書	国際統計管理官	国際統計管理官	
		4 アジア太平洋統計研修所において行われる研修の実施に関する協力に関する文書のうち重要なもの	政策統括官	大臣	
		5 アジア太平洋統計研修所において行われる研修の実施に関する文書(重要なもの及び次号に該当するものを除く。)	政策統括官	政策統括官	
		6 アジア太平洋統計研修所において行われる研修の実施に関する簡易な連絡及び調整に関する文書	国際統計管理官又は国際研修協力官	国際統計管理官又は国際研修協力官	
統計委員会担当室	政委	1 統計委員会の庶務に関する文書のうち重要なもの	政策統括官	大臣	
		2 統計委員会の庶務に関する文書(重要なもの及び軽微なものを除く。)	政策統括官	政策統括官	
		3 統計委員会の庶務に関する文書(軽微なものに限る。)	室長	室長	
		4 統計委員会の幹事の任免に関する文書	室長 官房秘書課	室長	

(政策統括官(恩給担当))

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
恩給官共通	政恩	1 恩給並びに国会議員の互助年金及び互助一時金(以下「恩給等」という。)を受ける権利の裁定及び恩給等の支給に関するもので重要なもの 恩給等を受ける権利の裁定及び恩給等の支給に関するもの(重要なものを除く。)	政策統括官	関係恩給官	大臣	
		2 恩給等に関する事務に係る事務の処理に関するもので重要なもの	恩給官	関係恩給官	大臣	
		3 恩給等に関する事務に係る事務の処理に関するもの(重要なもの及び軽易なものを除く。)	政策統括官	関係恩給官 恩給企画管理官	政策統括官	
		4 恩給等に関する事務に係る事務の処理に関するもの(重要なもの及び軽易なものを除く。)	恩給官	関係恩給官	政策統括官	
		5 恩給等に関する事務に係る事務の処理に関するもの(軽易なもの)	恩給官	関係恩給官	恩給官	

(サイバーセキュリティ統括官)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
サイバーセキュリティ統括官	サ統	1 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条第1項の規定による不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発状況の公表	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
		2 地方税法施行規則附則第6条第83項の規定によるネットワークセキュリティ維持装置に係る総合通信局長(沖縄総合通信事務所を含む。)の証明に係る事務処理に関する文書	参事官		参事官	
		3 情報セキュリティ実態調査の実施に関する文書	サイバーセキュリティ統括官		サイバーセキュリティ統括官	
		4 国民のための情報セキュリティサイトの運営管理に関する文書	サイバーセキュリティ統括官		サイバーセキュリティ統括官	
		5 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条第1項の規定による特定認証業務の認定	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
		6 電子署名及び認証業務に関する法律第6条第2項の規定による認定の審査のための調査の実施	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
		7 電子署名及び認証業務に関する法律第7条第1項の規定による特定認証業務の認定の更新	参事官		大臣	
		8 電子署名及び認証業務に関する法律第7条第2項において読み替えて適用する同法第6条第2項の規定による認定の更新のための調査の実施	参事官		大臣	
		9 電子署名及び認証業務に関する法律第9条第1項の規定による特定認証業務の変更の認定	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
		10 電子署名及び認証業務に関する法律第9条第3項において読み替えて適用する同法第6条第2項の規定による変更の認定のための調査の実施	サイバーセキュリティ統括官		大臣	

11	電子署名及び認証業務に関する法律第14条第1項の規定による特定認証業務の認定の取消し	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
12	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第1項の規定による外国における特定認証業務の認定	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
13	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第6条第2項の規定による外国における特定認証業務の認定の審査のための調査の実施	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
14	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第7条第1項の規定による外国における特定認証業務の認定の更新	参事官		大臣	
15	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第7条第2項の規定による外国における特定認証業務の認定の更新のための調査の実施	参事官		大臣	
16	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第9条第1項の規定による外国における特定認証業務の変更の認定	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
17	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第9条第3項の規定による外国における特定認証業務の変更の認定のための調査の実施	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
18	電子署名及び認証業務に関する法律第15条第3項の規定による外国の法令に基づく認証業務に関する制度の承認	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
19	電子署名及び認証業務に関する法律第16条第1項の規定による外国における特定認証業務の認定の取消し	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
20	電子署名及び認証業務に関する法律第17条第1項の規定による指定調査機関の指定及び指定調査機関に実施させる調査に関する文書	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
21	電子署名及び認証業務に関する法律第22条第1項の規定による指定調査機関の指定の更新	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
22	電子署名及び認証業務に関する法律第25条第1項の規定による指定調査機関の調査業務規程の認可及び変更の認可	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
23	電子署名及び認証業務に関する法律第25条第3項の規定による指定調査機関の調査業務規程の変更の命令	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
24	電子署名及び認証業務に関する法律第27条の規定による指定調査機関に対する適合命令	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
25	電子署名及び認証業務に関する法律第28条第1項の規定による指定調査機関の業務の休廃止の許可	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
26	電子署名及び認証業務に関する法律第29条第1項の規定による指定調査機関の指定の取消し及び業務の停止の命令	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
27	電子署名及び認証業務に関する法律第30条第1項の規定による主務大臣による調査の業務の実施	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
28	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第1項の規定による承認調査機関の承認	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
29	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第6項において読み替えて適用する第22条第1項の規定による承認調査機関の承認の更新	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
30	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第6項において読み替えて適用する第25条第1項の規定による承認調査機関の調査業務規程の認可及び変更の認可	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
31	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第6項において読み替えて適用する第25条第3項の規定による承認調査機関の調査業務規程の変更の請求	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
32	電子署名及び認証業務に関する法律第31条第6項において読み替えて適用する第27条の規定による承認調査機関に対する適合請求	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
33	電子署名及び認証業務に関する法律第32条第1項の規定による承認調査機関の承認の取消し	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
34	電子署名及び認証業務に関する法律第35条第1項の規定による報告徵収及び立入検査	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
35	電子署名及び認証業務に関する法律第36条第2項の規定による指定調査機関の手数料の認可	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
36	電子署名及び認証業務に関する法律施行令第4条第1項の規定による指定調査機関の手数料の変更の認可	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
37	電子委任状の普及の促進に関する法律(平成29年法律第64号。以下「電子委任状法」という。)第5条第1項の規定による電子委任状取扱業務の認定	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
38	電子委任状法第6条第1項の規定による電子委任状取扱業務の認定の更新	参事官		大臣	
39	電子委任状法第8条第1項の規定による電子委任状取扱業務の変更の認定	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
40	電子委任状法第9条第1項の規定による電子委任状取扱業務の廃止の届出	参事官		大臣	
41	電子委任状法第12条第1項の規定による電子委任状取扱業務の認定の取消し	サイバーセキュリティ統括官		大臣	

42	電子委任状法第13条第1項の規定による報告徵収及び立入検査	サイバーセキュリティ統括官		大臣	
43	国際電気通信連合電気通信標準化部門(IITU-T)研究委員会等への対処	参事官	関係局部課		
44	国際電気通信連合電気通信標準化部門(IITU-T)研究委員会等への日本寄書	参事官	関係局部課	参事官	
45	サイバーセキュリティ統括官の所掌に係る検査職員証明書の発行等に関する文書	参事官、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長		大臣	
46	サイバーセキュリティ統括官の所掌に係る検査職員証明書等の調製・送付に関する文書	参事官		局長	
47	登録免許税関係の事務処理に関する文書	参事官、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	関係課	サイバーセキュリティ統括官、参事官、総合通信局長、沖縄総合通信事務所長	

(政治資金適正化委員会)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
事務局	政適	1 政治資金適正化委員会の開催(政治資金規正法第19条の34第1項の規定により、委員長が招集する場合を除く。)	事務局長		大臣	
		2 登録政治資金監査人名簿の登録、変更登録又は登録の抹消	事務局長			
		3 証票の交付、同項の規定による登録を拒否した旨の通知又は同法第19条の22第2項による登録を取り消した旨の通知	事務局長		委員長	
		4 政治資金規正法第19条の24の規定による公告	事務局長		委員長	
		5 登録政治資金監査人に対する研修の開催	事務局長		事務局長	
		6 政治資金規正法第19条の27第2項の規定による書面の交付	事務局長		委員長	
		7 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組に関する文書のうち重要なものの	事務局長		委員長	
		8 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組に関する文書(重要なものを除く)	事務局長			
		9 登録政治資金監査人証票の亡失の公告	事務局長		委員長	
		10 登録免許税法第32条に基づく財務大臣への通知(登録政治資金監査人の登録に係るものに限る。)	事務局長		委員長	

(自治大学校)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
自治大学校	自治大	1 研修計画の承認	事務次官			
		2 地方公共団体に対する研修の内容及び方法に関する技術的助言のうち、特に重要なもの	大臣		大臣	

(消防庁)

部課(室)名	決裁処理番号	決裁を要する文書の件名	決裁者	合議先	文書施行名義人	備考
総務課	消防総	1 消防の組織(他課の所掌に属するものを除く。)に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		2 消防技術に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
消防・救急課	消防消	1 地方公共団体の消防の組織に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		2 消防職員の処遇、教育訓練等に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		3 消火の活動に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		4 消防財政に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
救急企画室	消防救	1 救急に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		1 火災予防に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		2 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定による指定試験機関の指定及び同条第4項において準用する同法第13条の7第1項の規定による指定試験機関の指定の公示	大臣		大臣	
		3 消防法第17条の9第4項において準用する同法第13条の17第1項の規定による指定試験機関の消防設備士試験事務の休止又は廃止の許可並びに同条第4項の規定による通知及び公示	大臣		大臣	
		4 消防法第17条の9第4項において準用する同法第13条の18第1項の規定による指定試験機関の指定の取消し、同条第2項の規定による指定試験機関の指定の取消し又は消防設備士試験事務の停止命令並びに同条第3項の規定による通知及び公示	大臣		大臣	
		5 消防法第17条の10の規定による消防設備士講習を行う市町村長その他の機関の指定	大臣		大臣	
		6 消防法第21条の45の規定による登録検定機関の登録及び同法第21条の48第1項の規定による登録検定機関の登録の公示	大臣		大臣	
		7 消防法第21条の56第1項の規定による登録検定機関の検定等の業務の休止又は廃止の許可及び同条第2項の規定による公示	大臣		大臣	
		8 同条第2項の規定による登録検定機関の登録の取消し又は検定等の業務の停止命令及び同条第3項の規定による公示	大臣		大臣	
		9 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第1条の4第1項、第2の2の5第1項、第4条の2の12第1項又は第51条の13第1項の規定による登録講習機関の登録及び同令第1条の4第22項第1号(同令第4条の2の5第2項、第4条の2の12第2項又は第51条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録講習機関の登録の公示	大臣		大臣	
		10 4条の2の12第2項又は第51条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録講習機関の講習の業務の休止又は廃止の公示	大臣		大臣	
		11 消防法施行規則第1条の4第21項(同令第4条の2の5第2項、第4条の2の12第2項又は第51条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録講習機関の登録の取消し又は講習の業務の停止命令及び同令第1条の4第22項第4号(同令第4条の2の5第2項、第4条の2の12第2項又は第51条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録講習機関の登録の公示	大臣		大臣	

危険物保安室	消防危	1 危険物の保安に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		2 消防法第13条の5第1項の規定による指定試験機関の指定及び同法第13条の7第1項の規定による指定試験機関の指定の公示	大臣		大臣	
		3 試験事務の休止又は廃止の許可並びに同条第4項の規定による通知及び公示	大臣		大臣	
		4 消防法第13条の18第1項の規定による指定試験機関の指定の取消し、同条第2項の規定による指定試験機関の指定の取消し又は危険物取扱者試験事務の停止命令並びに同条第3項の規定による通知及び公示	大臣		大臣	
		5 消防法第13条の23の規定による危険物取扱者講習を行う市町村長その他の機関の指定	大臣		大臣	
特殊災害室	消防特	1 特殊災害に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		2 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第12条の規定による第1種事業所の施設の使用停止命令	大臣		大臣	
防災課	消防災	1 防災に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
国民保護室	消防国	1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下、「国民保護法」という。)第2条第3項の規定による国民の保護のための措置(以下、「国民の保護のための措置」という。)に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
国民保護運用室	消防運	1 国民の保護のための措置に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整	大臣		大臣	
		2 国民保護法第59条第2項の規定による都道府県の区域を越える住民の避難を円滑に行うための関係都道府県知事に対する勧告	大臣		大臣	
		3 国民保護法第152条第1項又は第2項の規定による都道府県知事等からの求めに基づく職員の派遣のあっせん	大臣		大臣	
地域防災室	消防地	1 消防団員の待遇並びに住民の自主的な防災組織に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号。以下「消防団員責任共済法」という。)第2条第3項の規定による指定法人の指定及び同法第39条第1項の規定による指定法人の指定の公示	大臣		大臣	
		3 消防団員責任共済法第49条第1項の規定による指定法人の業務の休止又は廃止の許可及び同条第2項の規定による公示	大臣		大臣	
		4 消、同条第2項の規定による指定法人の指定の取消又は業務の停止命令及び同条第3項の規定による公示	大臣		大臣	
広域応援室	消防広	1 消防の応援及び航空機に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
		2 消防組織法第45条第2項の規定による緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の策定及び公表、並びに同条第3項の規定による財務大臣への協議	大臣		大臣	
防災情報室	消防情	1 防災情報及び防災通信に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
応急対策室	消防応	1 災害応急対策に関する諸制度の企画及び立案	大臣			
参事官	消防参	1 救助に関する諸制度の企画及び立案	大臣			

(備考)

- 1 共通の表中の次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 「局長」には、官房長、大臣官房総括審議官、政策立案総括審議官、地域力創造審議官、政策統括官、サイバーセキュリティ統括官、行政不服審査会事務局長、情報公開・個人情報保護審査会事務局長、官民競争入札等監理委員会事務局長、電気通信紛争処理委員会事務局長、政治資金適正化委員会事務局長及び部長を含むものとする。
 - (2) 「局長等」とは、局長並びに施設等機関、消防庁並びに大臣官房の課及び室（訓令に基づき置かれる室を含む。）の長をいう。
 - (3) 「局総務課長」には、大臣官房の課長、局内の調整を行う課の長（総務課が置かれていらない局に限る。）、統計企画管理官、恩給企画管理官、行政不服審査会事務局総務課長、情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課長、官民競争入札等監理委員会事務局参事官、電気通信紛争処理委員会事務局参事官、政治資金適正化委員会事務局参事官及び消防庁総務課長を含むものとする。
 - (4) 「課長」には、課長に準ずる官、課に準ずる室の室長及び省令又は訓令に基づき置かれる室の室長を含むものとする。
- 2 政策統括官（恩給担当）の表中「恩給官」とは、恩給企画管理官、恩給業務管理官、恩給経理官、恩給審査官、恩給審理官、恩給相談官、恩給支給官又は情報処理調整官をいう。
- 3 「決裁を要する文書の件名」欄に掲げる事項に準ずるもの決裁者、合議先及び文書施行名義人については、当該「決裁を要する文書の件名」欄に掲げる事項の、「決裁者」欄、「合議先」欄及び「文書施行名義人」欄に掲げる者が当たるものとする。

(別表第2)

決裁者	第1次代決者	第2次代決者
大臣	副大臣	—
副大臣又は大臣政務官	事務次官	大臣官房長
事務次官	大臣官房長	大臣官房総務課長

別表第3（第13条関係）

区分	決裁記号
大臣官房	総官
行政管理局	総管
行政評価局	総評
自治行政局	総行
自治財政局	総財
自治税務局	総税
国際戦略局	総国
情報流通行政局	総情
総合通信基盤局	総基
統計局	総統
政策統括官	総政
サイバーセキュリティ統括官	総サ統
地方財政審議会	地財
行政不服審査会	行審
情報公開・個人情報保護審査会	情個審
官民競争入札等監理委員会	官監委
国地方係争処理委員会	国地委
電気通信紛争処理委員会	電委
電波監理審議会	電審
統計委員会	統計委
独立行政法人評価制度委員会	独評委
恩給審査会	恩審
政策評価審議会	政審
情報通信審議会	情通審
情報通信行政・郵政行政審議会	情郵審
国立研究開発法人審議会	国研審
中央選挙管理会	中選管
政治資金適正化委員会	政適委
自治大学校	自治大
情報通信政策研究所	情研
統計研究研修所	統研
北海道管区行政評価局	北海
東北管区行政評価局	東北
関東管区行政評価局	関東
中部管区行政評価局	中部

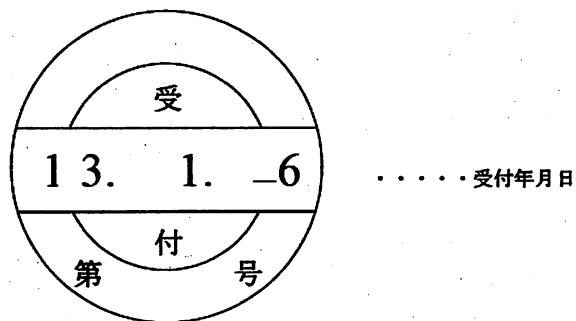
近畿管区行政評価局	近畿
中国四国管区行政評価局	中国
九州管区行政評価局	九州
沖縄行政評価事務所	沖縄
四国行政評価支局	四国
東京行政評価事務所	東京
神奈川行政評価事務所	神奈
新潟行政評価事務所	新潟
石川行政評価事務所	石川
兵庫行政評価事務所	兵庫
熊本行政評価事務所	熊本
北海道総合通信局	北通
東北総合通信局	東通
関東総合通信局	関通
信越総合通信局	信通
北陸総合通信局	陸通
東海総合通信局	海通
近畿総合通信局	近通
中国総合通信局	中通
四国総合通信局	四通
九州総合通信局	九通
沖縄総合通信事務所	沖通

決裁・供覧

件名				文書番号	
伺い文					
起案	起案日		受付日		
	部署		決裁	決裁処理期限日	
			決裁	決裁日	
	起案者		施行	施行処理期限日	
			施行	施行日	
	連絡先		施行	施行先	
			施行	施行者	
	文書分類	名称(小分類)		取扱上の注意	
	取扱区分	秘密区分			
秘密期間終了日		格付け	機密性格付け		
指定事由		格付け	取扱制限		
		保存	行政文書保存期間		
		保存	保存期間満了時期		
決裁・供覧欄					
備考欄					

別記様式第2号（第23条関係）

文書受付日付印



受付番号

直径30ミリメートル

注：局部課の名称は、略称を用いることができる。
(備考) 文書受付日付印の番号は、原則、毎年1月1日をもって更新する。

文書閲覧申出書

年 月 日

申出人氏名	
連絡先（電話番号又は住所）	
文書名及び識別ID	(識別ID :)
文書の管理担当部局等 ・係等の名称	

(注) 太枠内に記入してください。

(処理欄)

担当者名		閲覧窓口受付印
備考		